

法務総合研究所研究部報告

14

はしがき.....	頃 安 健 司... i
暴力団関係受刑者の意識等に関する研究.....	滝 本 幸 一... 1
	立 谷 隆 司
	高 崎 秀 雄
	小 柳 浩 子
	松 田 美智子
	古 田 薫
	栗 栖 素 子
	兼 平 優
暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究.....	細 木 邦 子...61
	中 野 陽 子
	染 田 恵
	横 地 環
	岡 田 和 也
	吉 田 研一郎
	(現東京保護観察所観察第三課長)

2 0 0 1

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部が最近実施した研究調査の結果を取りまとめ、ここに研究部報告第14号を刊行する。

報告する調査研究は、「暴力団関係受刑者の意識等に関する研究」及び「暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究」であり、このうち、前者は矯正施設に収容されている受刑者を対象に、その人格・行動に関する特性に加えて、組織への帰属意識、組織離脱の意欲、離脱の際の障害事由に関する意識等を、また、後者は、保護観察付きの執行猶予となった暴力組織関係者について、その特徴、保護観察実施上の問題、成り行きに影響を与える要因等をそれぞれ調査分析したものである。

集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織としての暴力団に対する取締りは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月施行）、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（昨年2月施行）の運用等を通じて、一層強化されてきており、近年の暴力団排除機運の高まりもあって、暴力団は社会から孤立しつつある。しかしながら、その一方では、広域暴力団への系列化が進むとともに、伝統的な資金獲得活動に加えて、民事介入暴力、企業対象暴力、密入国の仲介、総会屋活動等、その活動を次第に多様化、巧妙化させつつある。

このような現状にかんがみれば、現下の暴力団関係犯罪者の人格・行動特性、組織に対する意識、再犯の可能性及び要因等に関する調査研究は、時宜に適ったものといえる上に、今後の彼らに対する社会復帰に向けた処遇をより効果的なものとしてゆく上でも参考になると思われるので、部内はもとより、関係各界において活用されることがあれば、幸いである。

なお、今回の調査研究の実施に当たり、御理解と御協力を賜った法務省矯正局及び矯正施設並びに法務省保護局及び保護観察所の関係各位に、心からの謝意を表する次第である。

平成13年3月

法務総合研究所長

頃 安 健 司

暴力団関係受刑者の意識等に関する研究

研究官	滝	本	幸	一
研究官	立	谷	隆	司
研究官	高	崎	秀	雄
研究官	小	柳	浩	子
研究官	松	田	美智子	
研究官	古	田		薫
研究官補	栗	栖	素	子
研究官補	兼	平		優

目 次

第1	調査の実施概要	5
1	調査の目的	5
2	調査方法	5
(1)	調査対象者	5
(2)	調査方法	5
3	調査協力者	5
第2	暴力団関係受刑者の意識等	6
1	犯罪内容	6
2	対象者の年齢層	8
3	対象者の配偶関係等	11
4	身元引受人の状況	13
5	非行歴、生活状況、事件の契機等	15
(1)	少年時代の非行経験等	15
(2)	警察による初度逮捕時の年齢等	16
(3)	少年時代に育った家庭の生活状況	17
(4)	受刑前の生活状況	18
(5)	事件の契機	18
6	服役中の信書の発受及び面会状況	21
7	服役中の懲罰状況	24
8	暴力団への帰属意識等	26
9	暴力団離脱指導の受講状況等	35
第3	まとめ	48
1	暴力団関係受刑者の犯罪傾向	48
2	非行歴	48
3	暴力団関係受刑者の家庭・経済状況等	48
4	暴力団への帰属意識等	49
5	暴力団からの離脱の意欲、施設内での暴力団離脱指導受講状況等	49
資料		52

第1 調査の実施概要

1 調査の目的

本調査は、暴力団関係受刑者の生育環境、非行歴、犯罪傾向、暴力団への加入動機、帰属意識の根拠等を探るとともに、近年、矯正施設において、積極的に実施されるようになってきた暴力団離脱指導の実情及びその問題点並びに同指導の受講意欲を向上させるための方策等について検討することを目的とする。

なお、本稿中、評価・意見にわたる部分は、筆者らの個人的見解であることを予めお断りしておく。

2 調査方法

(1) 調査対象者

本調査は、平成11年11月20日から同12年2月20日までの3か月間に、全国のB級受刑者処遇施設である刑務所を出所予定であった男子受刑者を対象に行った。

全国の矯正施設から回収した調査票は、3,318件であるが、記入の不備等で493件を除外したので、最終的な分析対象件数は2,825件である。

なお、調査対象施設は、計41施設（刑務所37施設、少年刑務所4施設）である。

(2) 調査方法

施設の被収容者が自ら記載する択一回答方式の質問用紙と、施設職員が分類調査票等の公的資料によって作成する調査票の2種類によって、調査を実施した。

3 調査協力者

本調査は、法務省矯正局及び全国のB級受刑者を処遇している行刑施設の協力の下に行われた。

第2 暴力団関係受刑者の意識等

1 犯罪内容

本調査対象者の犯罪内容を、暴力団所属の有無別（暴力団に所属していた者については、所属暴力団での地位で更に分けた。）に見たものが表1である。

各群の回答者総数に対する各罪種別の比率を見ると、殺人、傷害、恐喝、窃盗、暴力行為等処罰法違反及び銃刀法違反において、1%以下の水準で有意差が認められた。暴力団関係受刑者は、傷害、恐喝及び暴力行為等処罰法違反において、それ以外の受刑者に比べて有意に多く、窃盗において有意に少なくなっている。殺人では、所属暴力団での地位が組員である受刑者（以下、「暴力団組員」という。）がそれ以外の受刑者に比べて、また、銃刀法では、所属暴力団での地位が幹部である受刑者（以下、「暴力団幹部」という。）がそれ以外の受刑者に比べて、それぞれ有意に多くなっている。

なお、覚せい剤取締法違反は、回答者総数の50%を超えているが、彼らについて服役の根拠となった罪名の内訳を暴力団所属の有無別で見たものが、図1である。暴力団所属の有無にかかわらず、同法違反に加えて窃盗を服役の根拠としている者が最も多くなっていることが分かる。

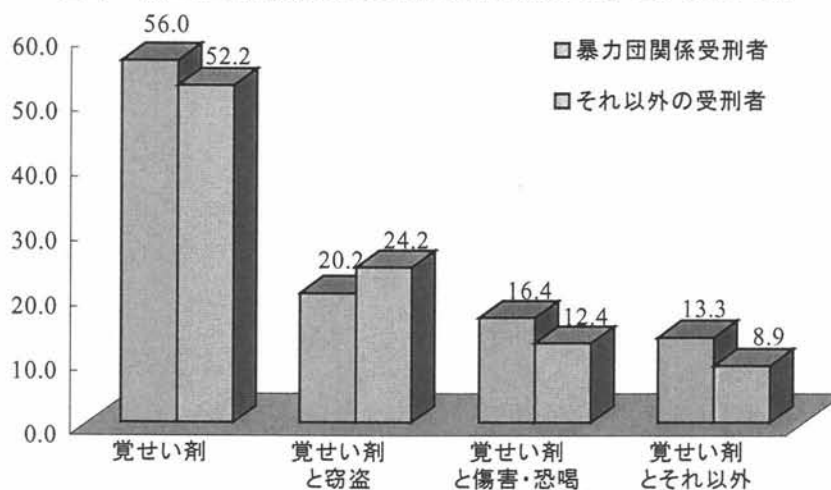
ちなみに、昭和45年、昭和60年及び平成11年における暴力団関係新受刑者の罪名別構成比を見てみると、図2のようになる。

構成比で大幅に増加したのは覚せい剤取締法違反であり、昭和45年と昭和60年の間には37.7ポイントの差がある。逆に、傷害及び恐喝は、昭和45年から昭和60年の間で、それぞれ7.9ポイント、4.9ポイント減少している。

図3は、昭和45年以降の暴力団関係者の刑法犯検挙人員について、また、図4は、暴力団関係者の特別法犯検挙人員について、それぞれ罪名別構成比の推移を見たものである。

刑法犯については、傷害、暴行及び賭博がおおむね低下傾向にあり、窃盗は若干上昇傾向にあること、

図1 覚せい剤取締法違反者の服役根拠である罪名の内訳



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「それ以外」とは、殺人、強盗、詐欺、強姦等、暴力行為等処罰法、銃刀法、業過及び入管法をいう。

3 数値は、覚せい剤取締法違反が服役の根拠となっている暴力団関係受刑者（417人）・それ以外の受刑者（1,064人）の回答者総数別の比率である。

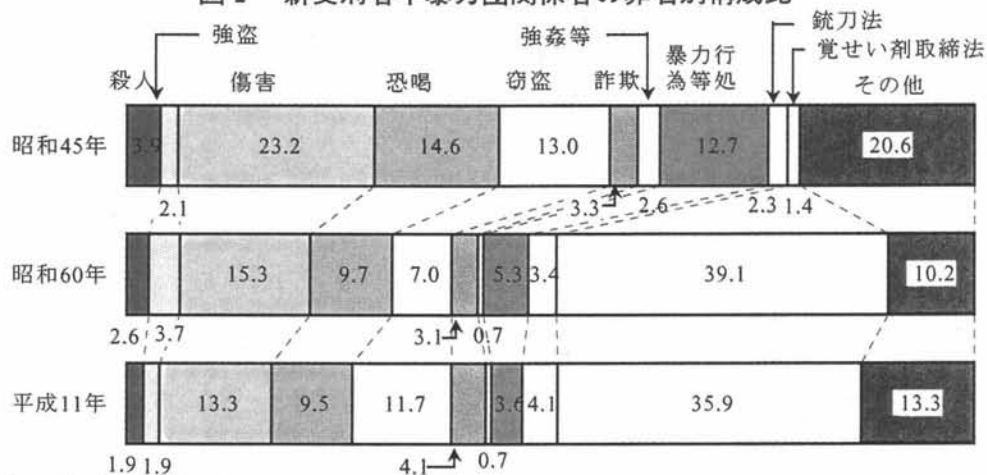
4 無回答を除く。

表 1 調査対象受刑者の罪名別人員

罪 名	暴力団関係受刑者		それ以外 の受刑者	合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
殺 人	13 (3.4) [1.8]	11 (4.0) △ [2.2]	35 (1.7) ▼ [-3.0]	59 (2.2)	9.497	2	0.009	**
強 盗	13 (3.4) [-0.2]	14 (5.1) [1.4]	71 (3.4) [-0.8]	98 (3.6)	2.024	2	0.363	
傷 害	99 (26.1) △ [4.8]	64 (23.4) △ [2.7]	313 (15.1) ▼ [-5.8]	476 (17.4)	34.171	2	0.000	**
恐 喝	52 (13.7) △ [3.4]	48 (17.5) △ [5.1]	147 (7.1) ▼ [-6.4]	247 (9.1)	43.470	2	0.000	**
窃 盗	149 (39.2) ▼ [-7.5]	130 (47.4) ▼ [-3.3]	1,274 (61.4) △ [8.5]	1,553 (56.9)	75.819	2	0.000	**
詐 欺	59 (15.5) [-0.7]	42 (15.3) [-0.7]	359 (17.3) [1.1]	460 (16.9)	1.240	2	0.538	
強 姦 等	6 (1.6) [-0.9]	3 (1.1) [-1.3]	52 (2.5) [1.7]	61 (2.2)	3.080	2	0.214	
暴力行為等処罰法	30 (7.9) △ [3.3]	19 (6.9) △ [2.0]	76 (3.7) ▼ [-4.1]	125 (4.6)	17.000	2	0.000	**
銃 刀 法	43 (11.3) △ [5.8]	18 (6.6) [1.1]	81 (3.9) ▼ [-5.4]	142 (5.2)	36.889	2	0.000	**
業 過	19 (5.0) [1.4]	6 (2.2) [-1.4]	77 (3.7) [-0.1]	102 (3.7)	3.510	2	0.173	
覚せい剤取締法	208 (54.7) [1.1]	148 (54.0) [0.7]	1,064 (51.3) [-1.4]	1,420 (52.1)	1.988	2	0.370	
入 管 法	- [-0.8]	- [-0.7]	4 (0.2) [1.1]	4 (0.1)			0.753 ^m	
合 計	380	274	2,074	2,728				

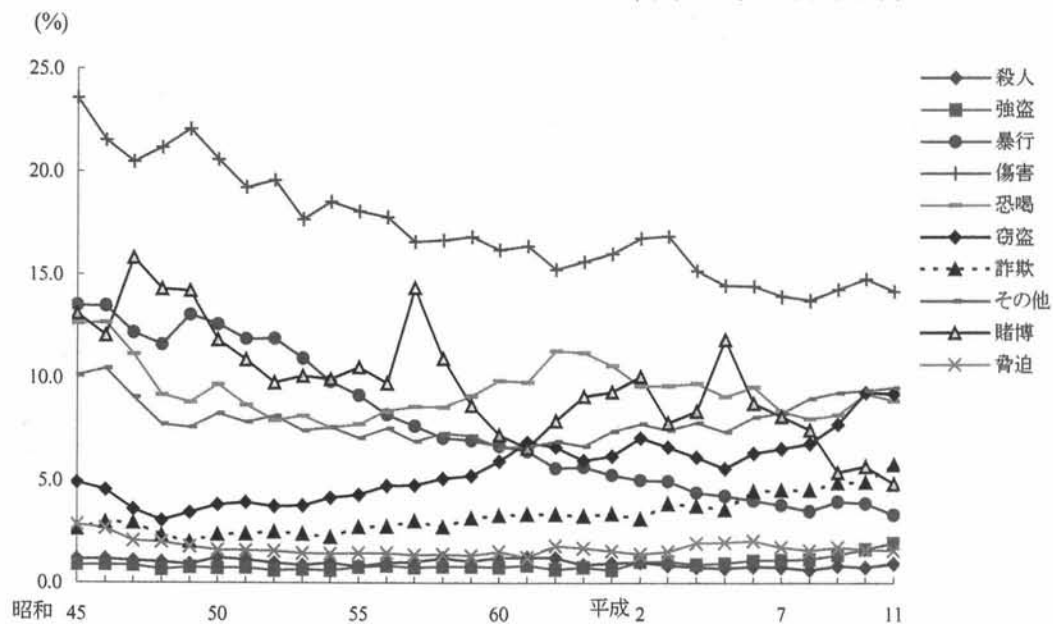
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「強姦等」とは、強姦及び強制わいせつをいう。
3 「業過」は、重過失致死傷を除く。
4 複数の犯罪を服役の原因とする者については、その該当するそれぞれの罪名において、一人として計上されている。
5 () 内は、幹部・組員・それ以外の受刑者別回答者総数に対する比率である。
6 [] 内は、調整済残差を示す。
7 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
8 「判定」欄の「**」は、有意水準 1% 以下で、有意差が見られることを示す。
9 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
10 「暴力団関係受刑者」のうち、地位不明の者を除く。
11 その他の罪名及び無回答を除く。

図2 新受刑者中暴力団関係者の罪名別構成比



注 矯正統計年報による。

図3 暴力団関係者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比の推移
(昭和45年～平成11年)



注 1 警察庁刑事局の資料「犯罪統計便覧」による。

2 「その他」は、放火、強姦、凶器準備集合、証人威迫、器物損壊及びその他である。

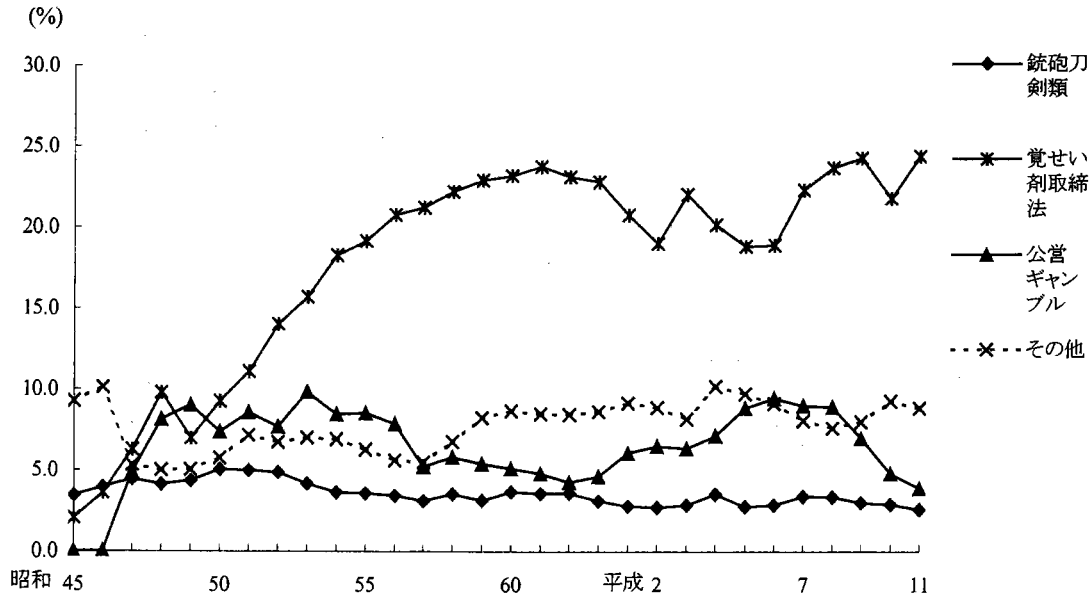
そして、特別法犯については、覚せい剤取締法違反が昭和49年から昭和61年までの間に16.8ポイントも上昇するという著しい上昇傾向を示していることなど、暴力団関係新受刑者の罪名別構成比の動向とほぼ同様の特徴を示している。

2 対象者の年齢層

表2は、調査対象者を年齢層別に見たものである。平均年齢は、暴力団関係受刑者が40.0歳であるのに対し、それ以外の受刑者が44.2歳と、暴力団関係受刑者の方が若干若くなっている。調査対象者の年齢層を比べると、1%以下の水準で有意差が認められ、20～39歳は、暴力団組員で有意に多く、50歳以上は、それ以外の受刑者で有意に多くなっている。

図5は、昭和45年、同60年及び平成11年における暴力団関係新受刑者の年齢層別構成比の推移を見たものであるが、昭和45年当時58.9%であった29歳以下の者は、昭和60年、平成11年と下降し、それぞれ、

図 4 暴力団関係者の特別法犯検挙人員の罪名別構成比の推移
(昭和45年～平成11年)



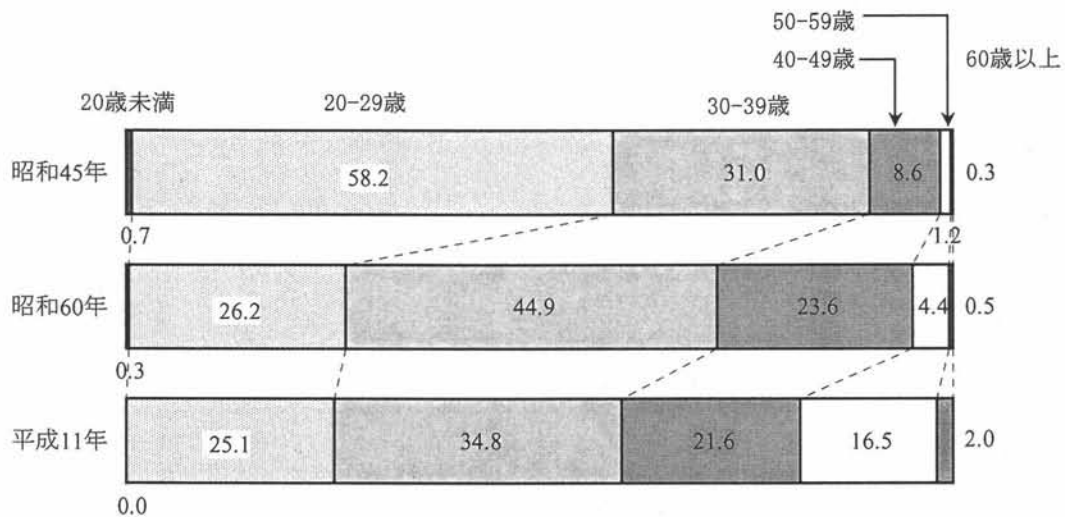
注 1 警察庁刑事局の資料「犯罪統計便覧」による。
2 「公営ギャンブル」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法である。
3 「その他」は、風俗営業法、売春防止法、麻薬取締法、児童福祉法、職業安定法及びその他である。

表 2 調査対象受刑者の年齢層別人員

年 齢 層	暴力団関係受刑者		それ以外 の受刑者	合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
20 - 29 歳	34 (8.9) ▼ [-3.8]	103 (37.6) △ [10.6]	288 (13.9) ▼ [-4.3]	425 (15.6)	225.054	10	0.000	* *
30 - 39 歳	121 (31.8) [1.9]	112 (40.9) △ [5.1]	523 (25.2) ▼ [-5.2]	756 (27.7)				
40 - 49 歳	103 (27.1) [1.7]	37 (13.5) ▼ [-4.2]	508 (24.5) [1.6]	648 (23.8)				
50 - 59 歳	110 (28.9) △ [2.7]	20 (7.3) ▼ [-6.6]	509 (24.5) △ [2.5]	639 (23.4)				
60 歳 以 上	12 (3.2) ▼ [-4.5]	2 (0.7) ▼ [-5.2]	245 (11.8) △ [7.4]	259 (9.5)				
合 計	380 (100.0)	274 (100.0)	2,073 (100.0)	2,727 (100.0)				

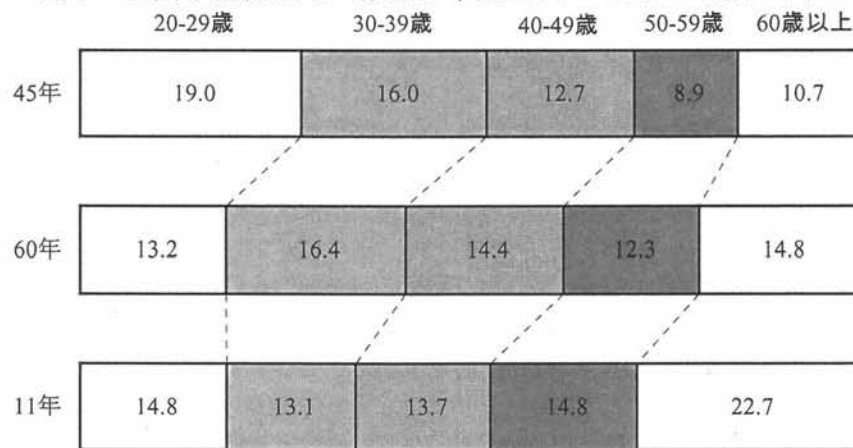
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 年齢は、調査実施時のものである。
3 () 内は、構成比であり，[] は，調整済残差を示す。
4 年齢不詳の者を除く。
5 表 1 の注 8～10に同じ。
6 無回答を除く。

図5 新受刑者中暴力団関係者の年齢層別構成比



注 矯正統計年報による。

図6 全国年齢層別人口構成比（昭和45年・60年・平成11年）



注 1 総務庁統計局の人口統計資料による。

2 数値は、各年の総人口に対する構成比であり、合計は100.0%にならない。

26.5%、25.1%となっている。一方、30歳代、40歳代は、50歳代はそれぞれ上昇しており、とりわけ50歳代は、1.2%だったものが、昭和60年には4.4%、平成11年には16.5%と、30年の間に15.3ポイントも上昇している。

また、図6は、昭和45年、60年及び平成11年の我が国の年齢層別人口構成比の推移を見たものであるが、図5の暴力団関係新受刑者の年齢層別構成比と比べてみると、昭和45年当時は、20歳代の比率の較差が大きいこと、昭和60年には、20歳代での較差が縮小したが30歳代の較差が広がったこと、そして、平成11年では、30歳代で若干の較差が認められるものの20歳代、40歳代および50歳代では較差が縮小していることが分かる。

表3は、調査対象の暴力団関係受刑者の年齢層構成比を罪名別に見たものである。

1%以下の水準で有意差が認められたのは傷害であり、20歳代で有意に多く、60歳以上で有意に少なくなっている。

表 3 年齢層別罪名別人員

罪 名	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60歳以上	合計	χ^2 値	自由度	検定結果	
									P 値	判定
傷 害	47 (32.0) △ [2.8]	59 (23.0) [-0.2]	37 (23.0) [-0.1]	31 (20.1) [-1.0]	1 (3.1) ▼[-2.8]	175	14.366	4	0.006	**
恐 喝	26 (17.7) [1.2]	44 (17.1) [1.5]	17 (10.6) [-1.6]	21 (13.6) [-0.3]	1 (3.1) [-1.9]	109	8.071	4	0.089	
窃 盗	67 (45.6) [0.2]	112 (43.6) [-0.5]	73 (45.3) [0.2]	66 (42.9) [-0.5]	18 (56.3) [1.3]	336	2.141	4	0.710	
詐 欺	19 (12.9) [-1.1]	48 (18.7) [1.5]	26 (16.1) [0.1]	20 (13.0) [-1.1]	7 (21.9) [0.9]	120	4.274	4	0.370	
暴力行為等処罰法	7 (4.8) [-1.2]	23 (8.9) [1.6]	9 (5.6) [-0.8]	11 (7.1) [0.1]	2 (6.3) [-0.2]	52	3.181	4	0.528	
銃 刀 法	8 (5.4) [-1.8]	22 (8.6) [-0.5]	20 (12.4) [1.5]	16 (10.4) [0.5]	4 (12.5) [0.6]	70	5.215	4	0.266	
覚せい剤取締法	73 (49.7) [-1.6]	145 (56.4) [0.4]	97 (60.2) [1.4]	85 (55.2) [-0.1]	17 (53.1) [-0.3]	417	3.667	4	0.453	
合 計	147	257	161	154	32	751				

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 調査対象受刑者中、暴力団関係受刑者のみ(751人)を対象としている。
3 複数の犯罪を服役の原因とする者については、その該当するそれぞれの罪名において、一人として計上されている。
4 () 内は、年齢層別回答者総数に対する比率であり、[] 内は、調整済残差を示す。
5 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
6 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
7 その他の罪名及び無回答を除く。

3 対象者の配偶関係等

表 4 は、調査対象者の配偶関係を見たものである。1%以下の水準で有意差が認められ、「独身である」はそれ以外の受刑者で、「内縁者がいる」又は「結婚している」は暴力団関係受刑者で、それぞれ、有意に多くなっている。

また、暴力団幹部と暴力団組員である受刑者を比べると、独身者は暴力団組員に多く、その構成比の差は31.0ポイントとなっている。

図 7 は、昭和45年、昭和60年及び平成11年の暴力団関係新受刑者の配偶関係を見たものである。昭和45年及び昭和60年には、「有配偶」の比率はそれぞれ50%を超えていたが、平成11年には、34.7%にまで下がっている。

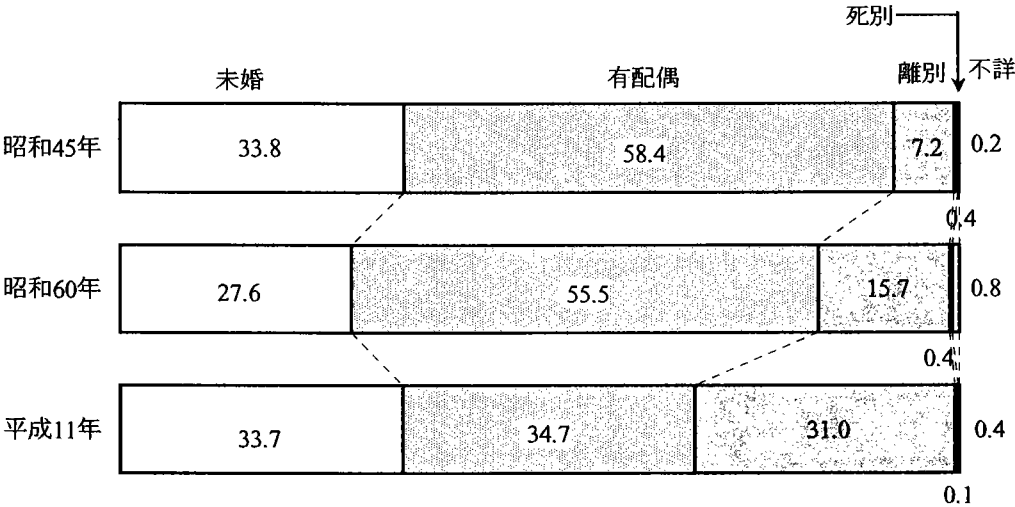
表 5 は、調査対象者について、離婚歴の有無を調べたものである。1%以下の水準で有意差が認めら

表 4 調査対象受刑者の配偶者の有無別人員

配偶者の有無	暴力団関係受刑者		それ以外 の受刑者	合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
独 身 で ある	147 (38.7) ▼ [-12.9]	191 (69.7) [0.8]	1,499 (72.5) △ [9.9]	1,837 (67.5)	168.436	4	0.000	**
内 縁 者 が い る	106 (27.9) △ [8.0]	40 (14.6) [0.0]	250 (12.1) ▼ [-6.5]	396 (14.5)				
結 婚 し て い る	127 (33.4) △ [8.5]	43 (15.7) [-1.0]	319 (15.4) ▼ [-6.1]	489 (18.0)				
合 計	380 (100.0)	274 (100.0)	2,068 (100.0)	2,722 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、総数に対する比率である。
3 [] 内は、調整済残差を示す。
4 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
5 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
6 無回答を除く。

図 7 新受刑者中暴力団関係者の配偶者関係



注 矯正統計年報による。

れ、「離婚したことがある」とする者の比率は、暴力団幹部で有意に多く、暴力団組員及びそれ以外の受刑者で有意に少なくなっている。

表 6 は、子供の有無別の人員を調べたものである。この場合も、1%以下の水準で有意差が認められ、「子供はいる」と答えた者の比率は、暴力団幹部で有意に多く、それ以外の受刑者で有意に少なくなっている。

表 5 調査対象受刑者の離婚歴の有無別人員

離婚歴の有無	暴力団関係受刑者		それ以外 の受刑者	合 計	χ ² 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
離婚したことがある	261 (68.9) △ [6.9]	118 (44.4) ▼ [-2.8]	997 (50.5) ▼ [-3.7]	1,376 (52.5)	51.000	2	0.000	* *
離婚したことはない	118 (31.1) ▼ [-6.9]	148 (55.6) △ [2.8]	978 (49.5) △ [3.7]	1,244 (47.5)				
合 計	379 (100.0)	266 (100.0)	1,975 (100.0)	2,620 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 [] 内は、調整済残差を示す。

4 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。

5 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。

6 無回答を除く。

表 6 調査対象受刑者の子供の有無別人員

子供の有無	暴力団関係受刑者		それ以外 の受刑者	合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
子 供 は い る	280 (73.9) △ [8.5]	135 (50.2) [-1.2]	1,015 (50.3) ▼ [-6.1]	1,430 (53.7)	72.649	2	0.000	* *
子 供 は い な い	99 (26.1) ▼ [-8.5]	134 (49.8) [1.2]	1,002 (49.7) △ [6.1]	1,235 (46.3)				
合 計	379 (100.0)	269 (100.0)	2,017 (100.0)	2,665 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 [] 内は、調整済残差を示す。

4 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。

5 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。

6 無回答を除く。

4 身元引受人の状況

表 7 は、身元引受人別の人員を見たものであるが、1%以下の水準で有意差が認められた。暴力団幹部は、「配偶者」及び「知人」で有意に多く、「父母」及び「更生保護施設」で有意に少なくなっており、暴力団組員は「父母」で有意に多く、「更生保護施設」で有意に少なくなっている。一方、それ以外の受刑者では「更生保護施設」で有意に多く、「配偶者」及び「知人」で有意に少なくなっている。

表 7 調査対象受刑者の身元引受人別人員

身元引受人	暴力団関係受刑者		それ以外の受刑者	合 計	χ ² 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
父 母	77 (20.3) ▼ [-2.0]	94 (34.3) △ [4.0]	493 (23.9) [-1.2]	664 (24.4)	268.210	18	0.000	* *
配 偶 者 (内縁関係を含む)	156 (41.2) △ [12.2]	48 (17.5) [-0.4]	299 (14.5) ▼ [-9.6]	503 (18.5)				
兄 弟 姉 妹	25 (6.6) [-0.1]	21 (7.7) [0.7]	136 (6.6) [-0.4]	182 (6.7)				
そ の 他 の 親 族	11 (2.9) [0.1]	8 (2.9) [0.1]	58 (2.8) [-0.1]	77 (2.8)				
知 人	30 (7.9) △ [2.8]	19 (6.9) [1.5]	87 (4.2) ▼ [-3.4]	136 (5.0)				
雇 主	9 (2.4) [0.0]	10 (3.6) [1.4]	46 (2.2) [-1.0]	65 (2.4)				
更生保護施設	7 (1.8) ▼ [-9.3]	16 (5.8) ▼ [-6.0]	503 (24.4) △ [11.8]	526 (19.4)				
社会福祉施設	2 (0.5) [-0.3]	1 (0.4) [-0.6]	15 (0.7) [0.7]	18 (0.7)				
未 定	51 (13.5) ▼ [-2.2]	49 (17.9) [0.2]	375 (18.2) [1.7]	475 (17.5)				
そ の 他	11 (2.9) [0.4]	8 (2.9) [0.3]	52 (2.5) [-0.5]	71 (2.6)				
合 計	379 (100.0)	274 (100.0)	2,064 (100.0)	2,717 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
3 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
4 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
5 無回答を除く。

5 非行歴、生活状況、事件の契機等

(1) 少年時代の非行経験等

表 8 は、「少年時代に次のような経験がありますか」との質問について、重複選択で回答を求めた結果を示したものである。

「親・兄弟からの暴力・虐待」以外の選択肢について、経験があると回答した者の比率に、いずれも 1 % 以下の水準で有意差が認められている。

暴力団幹部は、「薬物使用」、「暴走族などの不良集団への加入」で有意に多く、「いじめられたこと」で有意に少なくなっており、暴力団組員は、暴力団幹部である受刑者と同様の傾向に加えて、「親・兄弟への暴力」及び「他の人をいじめたこと」で有意に多くなっている。

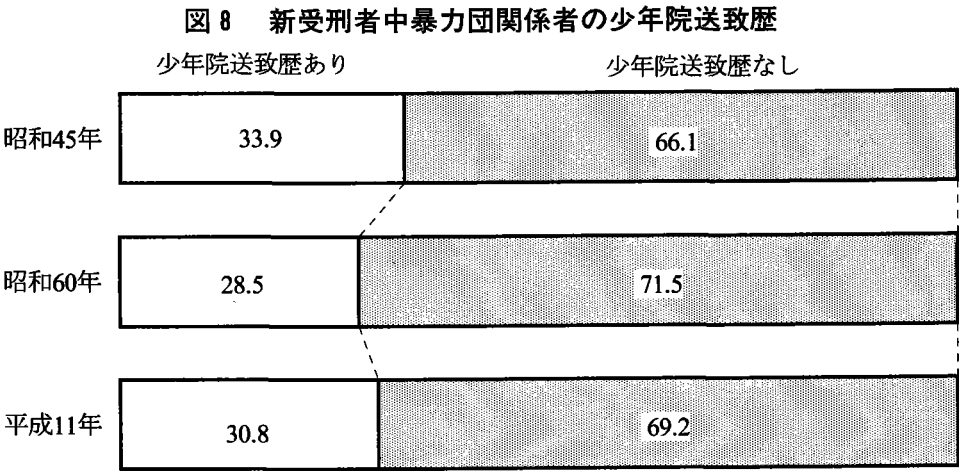
一方、それ以外の受刑者は、「薬物使用」、「不良集団への加入」、「親・兄弟への暴力」及び「他の人をいじめたこと」で有意に少なく、「いじめられたこと」で有意に多くなっている。

図 8 は、昭和45年、昭和60年及び平成11年の暴力団関係新受刑者の少年院送致歴の推移を見たものである。昭和45年は33.9%であったが、昭和60年は28.5%，平成11年は30.8%と、大きな変化は認められない。

表 8 調査対象受刑者の少年時代の経験

少年時代の経験	暴力団関係受刑者		それ以外 の受刑者	合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
薬 物 使 用	254 (78.9) △ [3.5]	209 (83.6) △ [4.8]	972 (66.7) ▼ [-6.4]	1,435 (70.7)	41.930	2	0.000	**
暴 走 族 な の 不良集団への加入	214 (66.5) △ [5.9]	196 (78.4) △ [9.1]	633 (43.4) ▼ [-11.5]	1,043 (51.4)	139.396	2	0.000	**
親・兄弟への暴力	70 (21.7) [-0.5]	90 (36.0) △ [5.3]	305 (20.9) ▼ [-3.4]	465 (22.9)	27.780	2	0.000	**
親・兄弟からの 暴 力 ・ 虐 待	35 (10.9) [-1.3]	37 (14.8) [0.8]	194 (13.3) [0.4]	266 (13.1)	2.096	2	0.351	
他の人をいじめた こと	152 (47.2) [1.9]	128 (51.2) △ [3.0]	582 (39.9) ▼ [-3.7]	862 (42.5)	14.641	2	0.001	**
いじめられたこと	66 (20.5) ▼ [-4.6]	61 (24.4) ▼ [-2.5]	510 (35.0) △ [5.6]	637 (31.4)	32.141	2	0.000	**
合 計	322	250	1,458	2,030				

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「薬物使用」は、シンナー、ポンド、トルエン、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用をいう。
3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
4 「判定」欄の「**」は、有意水準 1 % 以下で、有意差が見られることを示す。
5 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
6 重複選択による。
7 無回答を除く。



注 矯正統計年報による。

(2) 警察による初度逮捕時の年齢等

表 9 は、「初めて警察に捕まったときは何歳でしたか」との質問に対する回答結果を示したものである。

18・19歳以外の年齢層で、1%水準以下での有意差が認められた。所属暴力団での地位別に比率を見ると、暴力団幹部は14・15歳の年齢層で、暴力団組員は15歳以下の年齢層で有意に多く、また、両群共

表 9 調査対象受刑者の初度逮捕時年齢層別人員

年 齢	暴力団関係受刑者		それ以外 の受刑者	合 計	χ ² 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
14 歳 未 満	81 (21.7) [1.2]	80 (29.9) △ [4.6]	346 (17.5) ▼ [-4.2]	507 (19.4)	109.804	8	0.000	* *
14 ・ 15 歳	101 (27.1) △ [2.4]	84 (31.3) △ [3.7]	399 (20.2) ▼ [-4.6]	584 (22.3)				
16 ・ 17 歳	76 (20.4) [1.8]	52 (19.4) [1.1]	318 (16.1) ▼ [-2.3]	446 (17.0)				
18 ・ 19 歳	50 (13.4) [1.0]	23 (8.6) [-1.7]	237 (12.0) [0.4]	310 (11.9)				
20 歳 以 上	65 (17.4) ▼ [-5.5]	29 (10.8) ▼ [-7.0]	675 (34.2) △ [9.4]	769 (29.4)				
合 計	373 (100.0)	268 (100.0)	1,975 (100.0)	2,616 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比を示し, [] 内は、調整済残差を示す。
3 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
4 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
5 無回答を除く。

表10 調査対象受刑者の初度逮捕時の非行・犯罪

非 行 ・ 犯 罪	暴力団関係受刑者		それ以外 の受刑者	合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
お金や物にかかわるもの	163 (44.1) ▼ [-5.4]	132 (49.8) ▼ [-2.5]	1,179 (60.3) △ [6.1]	1,474 (56.9)	39.415	2	0.000	**
暴力にかかわるもの	154 (41.6) △ [8.9]	73 (27.5) [1.7]	379 (19.4) ▼ [-8.5]	606 (23.4)	88.778	2	0.000	**
性にかかわるもの	10 (2.7) [-0.8]	7 (2.6) [-0.7]	72 (3.7) [1.2]	89 (3.4)	1.458	2	0.482	
車の運転にかかわるもの	116 (31.4) [1.0]	101 (38.1) △ [3.4]	537 (27.5) ▼ [-3.2]	754 (29.1)	13.912	2	0.001	**
薬物にかかわるもの	72 (19.5) [0.2]	71 (26.8) △ [3.4]	349 (17.8) ▼ [-2.6]	492 (19.0)	12.215	2	0.002	**
そ の 他	29 (7.8) [1.7]	18 (6.8) [0.6]	106 (5.4) [-1.8]	153 (5.9)	3.694	2	0.158	
合 計	370	265	1,956	2,591				

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 3 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
 4 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
 5 「非行・犯罪」については、重複選択による。
 6 無回答を除く。

に、20歳以上の年齢層で有意に少なくなっている。また、それ以外の受刑者は、17歳以下の各年齢層で有意に少なく、20歳以上の年齢層で有意に多くなっている。

表10は、「初めて警察に捕まったときの非行や犯罪は何でしたか」との質問について、重複選択で回答を求めた結果を示したものである。

「性にかかわるもの」を除いて、1%以下の水準で有意差が認められた。
 暴力団幹部は、「暴力にかかわるもの」で有意に多く、「お金や物にかかわるもの」で有意に少なくなっており、暴力団組員は「車の運転にかかわるもの」及び「薬物にかかわるもの」で有意に多く、「お金や物にかかわるもの」で有意に少なくなっている。一方、それ以外の受刑者は「お金や物にかかわるもの」で有意に多く、「暴力にかかわるもの」、「車の運転にかかわるもの」及び「薬物にかかわるもの」で有意に少なくなっている。

(3) 少年時代に育った家庭の生活状況

表11は、「あなたの育った家庭の生活状況・生活程度はどうでしたか」との質問に対する回答結果を示したものである。

各群の回答の間に、統計上の有意な差は認められなかった。

表11 調査対象受刑者の育った家庭の生活状況・生活程度

生活状況・生活程度	暴力団関係受刑者		それ以外の 受刑者	合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
裕福だったと思う	23 (6.1) [0.8]	16 (5.8) [0.4]	104 (5.1) [-0.9]	143 (5.3)	5.878	8	0.661	
まあ裕福だったと 思う	35 (9.3) [0.1]	24 (8.8) [-0.2]	188 (9.2) [0.1]	247 (9.2)				
普 通 で あ る	199 (52.9) [1.6]	128 (46.7) [-0.9]	999 (48.9) [-0.6]	1,326 (49.2)				
やや苦しかったと 思う	53 (14.1) [-1.6]	53 (19.3) [1.1]	350 (17.1) [0.5]	456 (16.9)				
苦しかったと思う	66 (17.6) [-1.0]	53 (19.3) [0.0]	404 (19.8) [0.8]	523 (19.4)				
合 計	376 (100.0)	274 (100.0)	2,045 (100.0)	2,695 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

3 無回答を除く。

(4) 受刑前の生活状況

表12は、「受刑前の生活状況・生活程度はどうか」との質問に対する回答結果を示したものである。1%以下の水準で有意差が認められ、暴力団幹部は、「裕福だったと思う」、「まあ裕福だったと思う」及び「普通である」で有意に多く、「やや苦しかったと思う」及び「苦しかったと思う」で有意に少なくなっている。一方、それ以外の受刑者は、「やや苦しかったと思う」及び「苦しかったと思う」で有意に多く、「裕福だったと思う」、「まあ裕福だったと思う」及び「普通である」で有意に少なくなっている。

構成比を見れば、「苦しかったと思う」又は「やや苦しかったと思う」と答えた者が、それ以外の受刑者では45.1%になっているのに対し、暴力団組員は34.3%、暴力団幹部は19.0%にとどまっている。

(5) 事件の契機

表13は、「今回の事件は、だれのために起こしたのですか」との質問に対する回答結果を示したものである。1%以下の水準で有意差が認められ、暴力団幹部は「組など、所属組織のため」及び「友人のため」で有意に多く、「自分のため」で有意に少なくなっており、暴力団組員は「組など、所属組織のため」で有意に多く、「自分のため」で有意に少なくなっている。一方、それ以外の受刑者は「自分のため」で有意に多く、「友人のため」及び「組など、所属組織のため」で有意に少なくなっている。

表14は、事件の契機に関して、「自分のため」又は「家族のため」を「自分等のため」にグループ化した上、暴力団関係受刑者についてそれを罪種別で見たものである。

その結果、5%以下の水準で有意差が認められ、窃盗は「自分等のため」に、銃刀法は「友人のため」に、殺人は「組など、所属組織のため」に、それぞれ行ったとする者が多いことが分かった。

表12 調査対象受刑者の受刑前の生活状況

生 活 状 況	暴力団関係受刑者		それ以外 の受刑者	合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
裕福だったと思う	26 (6.9) △ [3.4]	18 (6.6) △ [2.6]	58 (2.8) ▼ [-4.6]	102 (3.8)	142.858	8	0.000	* *
まあ裕福だったと 思う	68 (17.9) △ [6.8]	26 (9.5) [0.4]	144 (7.0) ▼ [-5.8]	238 (8.8)				
普 通 で あ る	213 (56.2) △ [3.8]	136 (49.6) [0.9]	923 (45.1) ▼ [-3.7]	1,272 (47.1)				
やや苦しかったと 思う	42 (11.1) ▼ [-4.8]	65 (23.7) [1.5]	443 (21.7) △ [2.9]	550 (20.4)				
苦しかったと思う	30 (7.9) ▼ [-6.3]	29 (10.6) ▼ [-4.1]	478 (23.4) △ [8.0]	537 (19.9)				
合 計	379 (100.0)	274 (100.0)	2,046 (100.0)	2,699 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比を示し, [] 内は、調整済残差を示す。
3 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
4 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
5 無回答を除く。

表13 調査対象受刑者の事件の契機

事件の契機	暴力団関係受刑者		それ以外の 受刑者	合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
自 分 の た め	268 (71.5) ▼ [-9.2]	212 (78.2) ▼ [-4.2]	1,830 (90.4) △ [10.4]	2,310 (86.5)	247.065	8	0.000	* *
家 族 の た め	8 (2.1) [0.4]	1 (0.4) [-1.9]	41 (2.0) [1.0]	50 (1.9)				
友 人 の た め	29 (7.7) △ [3.3]	14 (5.2) [0.6]	76 (3.8) ▼ [-3.1]	119 (4.5)				
組など、 所属組織のため	50 (13.3) △ [11.3]	32 (11.8) △ [8.0]	10 (0.5) ▼ [-14.8]	92 (3.4)				
そ の 他	20 (5.3) [1.7]	12 (4.4) [0.6]	68 (3.4) [-1.9]	100 (3.7)				
合 計	375 (100.0)	271 (100.0)	2,025 (100.0)	2,671 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比を示し，[] 内は，調整済残差を示す。
3 「判定」欄の「**」は，有意水準1％以下で，有意差が見られることを示す。
4 残差分析の結果，△は期待値よりも有意に多いこと，▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
5 無回答を除く。

表14 調査対象暴力団関係受刑者の事件の契機（罪種別）

事件の契機	殺人	強盗	傷害	恐喝	窃盗	詐欺	暴力行為 処罰法	銃刀法	覚せい剤 取締法	合計
自分等のため	11 (47.8) ▼[-3.4]	21 (75.0) [-0.3]	127 (73.4) [-1.4]	79 (72.5) [-1.3]	272 (81.7) △[2.6]	100 (84.0) [1.9]	33 (63.5) [-2.5]	49 (71.0) [-1.3]	324 (78.5) [0.9]	574 (77.3)
友人のため	2 (8.7) [0.4]	1 (3.6) [-0.7]	13 (7.5) [0.6]	8 (7.3) [0.3]	23 (6.9) [0.3]	4 (3.4) [-1.6]	5 (9.6) [0.9]	10 (14.5) △[2.8]	27 (6.5) [-0.1]	49 (6.6)
組など、 所属組織のため	10 (43.5) △[5.0]	6 (21.4) [1.8]	20 (11.6) [0.2]	16 (14.7) [1.3]	27 (8.1) ▼[-2.4]	7 (5.9) [-2.0]	10 (19.2) [1.9]	8 (11.6) [0.1]	46 (11.1) [0.0]	83 (11.2)
そ の 他	- [-1.1]	- [-1.2]	13 (7.5) [1.7]	6 (5.5) [0.3]	11 (3.3) [-1.9]	8 (6.7) [1.0]	4 (7.7) [0.9]	2 (2.9) [-0.8]	16 (3.9) [-1.6]	37
合 計	23 (100.0)	28 (100.0)	173 (100.0)	109 (100.0)	333 (100.0)	119 (100.0)	52 (100.0)	69 (100.0)	413 (100.0)	743 (100.0)
χ^2 値			3.660	1.963	10.094	7.501			2.461	
自由度			3	3	3	3			3	
P値	0.000m	0.180m	0.301	0.580	0.018	0.058	0.093m	0.041m	0.482	
判定	**				*			*		

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 複数の犯罪を服役の原因とする者については、その該当するそれぞれの罪名において、一人として計上されている。
3 「事件の契機」欄の「自分等のため」は、問10で「自分のため」又は「家族のため」を選択したものである。
4 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
5 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
6 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、「*」は、有意水準5%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
7 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
8 その他の罪名及び無回答を除く。

6 服役中の信書の発受及び面会状況

表15は、調査対象者について、在所期間中における信書発受の有無別人員を見たものである。暴力団関係受刑者は、それ以外の受刑者に比べて、「発受あり（在所期間中に信書の発信又は受信が1件でもあったもの）」で有意に多くなっている（有意水準1%以下）。

表16は、刑の執行を開始した後の1か月当たりの信書の発信状況を示したものである。各群の比率の間には、1%以下の水準で有意差が認められた。暴力団関係受刑者の場合は、暴力団幹部及び暴力団組員とも「発信あり（1か月平均1件以上の発信があったもの）」で有意に多く、「発信なし（1か月平均1件未満の発信しかなかったもの）」で有意に少なくなっており、それ以外の受刑者は「発信なし」で有意に多く、「発信あり」で有意に少なくなっている。

表17は、受信状況を見たものであるが、発信状況と同じ傾向が認められる。

表18は、調査対象者について、在所期間中における面会の有無別人員を見たものである。1%以下の水準で有意差が認められ、暴力団関係受刑者は、それ以外の受刑者に比べて、「面会あり（在所期間中に面会が1件でもあったもの）」で有意に多くなっている。

表15 調査対象受刑者の信書の発受の有無

発受の有無	暴力団関係受刑者		それ以外の受刑者	合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
発 受 あ り	281 (75.9) △ [11.4]	176 (66.7) △ [6.2]	829 (41.2) ▼ [-13.6]	1,286 (48.6)	189.868	2	0.000	* *
発 受 な し	89 (24.1) ▼ [-11.4]	88 (33.3) ▼ [-6.2]	1,185 (58.8) △ [13.6]	1,362 (51.4)				
合 計	370 (100.0)	264 (100.0)	2,014 (100.0)	2,648 (100.0)				

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
- 2 在所期間中、信書の発信又は受信が1件でもあったものを「発受あり」、信書の発受が全くなかったものを「発受なし」として計上している。
- 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
- 4 「判定」欄の「* *」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
- 5 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
- 6 無回答を除く。

表16 調査対象受刑者の発信状況

発 信 状 況	暴力団関係受刑者		それ以外 の受刑者	合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
発 信 あ り	255 (68.9) △ [10.3]	157 (59.5) △ [5.2]	760 (62.3) ▼ [-12.0]	1,172 (44.3)	150.698	2	0.000	* *
発 信 な し	115 (31.1) ▼ [-10.3]	107 (40.5) ▼ [-5.2]	1,254 (37.7) △ [12.0]	1,476 (55.7)				
合 計	370 (100.0)	264 (100.0)	2,014 (100.0)	2,648 (100.0)				

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
- 2 在所期間中、信書の発信件数が、1か月平均1件以上あったものを「発信あり」、なかったものを「発信なし」として計上している。
- 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
- 4 「判定」欄の「* *」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
- 5 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
- 6 無回答を除く。

表17 調査対象受刑者の受信状況

受信状況	暴力団関係受刑者		それ以外の受刑者	合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
受 信 あ り	242 (65.4) △ [12.1]	138 (52.3) △ [5.4]	604 (30.0) ▼ [-13.6]	984 (37.2)	196.570	2	0.000	**
受 信 な し	128 (34.6) ▼ [-12.1]	126 (47.7) ▼ [-5.4]	1,410 (70.0) △ [13.6]	1,664 (62.8)				
合 計	370 (100.0)	264 (100.0)	2,014 (100.0)	2,648 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 在所期間中、信書の受信件数が、1か月平均1件以上あったものを「受信あり」、なかったものを「受信なし」として計上している。
3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
4 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
5 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
6 無回答を除く。

表18 調査対象受刑者の面会の有無

面会の有無	暴力団関係受刑者		それ以外の 受刑者	合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
面 会 あ り	308 (83.2) △ [8.9]	193 (73.1) △ [3.8]	1,150 (57.1) ▼ [-9.9]	1,651 (62.3)	105.458	2	0.000	**
面 会 な し	62 (16.8) ▼ [-8.9]	71 (26.9) ▼ [-3.8]	864 (42.9) △ [9.9]	997 (37.7)				
合 計	370 (100.0)	264 (100.0)	2,014 (100.0)	2,648 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 在所期間中、面会が1件でもあったものを「面会あり」、全くなかったものを「面会なし」として計上している。
3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
4 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
5 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
6 無回答を除く。

表19 調査対象受刑者の面会状況

面 会 状 況	暴力団関係受刑者		それ以外 の受刑者	合 計	χ ² 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
面 会 あ り	106 (28.6) △ [10.1]	39 (14.8) [1.1]	188 (9.3) ▼ [-9.0]	333 (12.6)	107.345	2	0.000	* *
面 会 な し	264 (71.4) ▼ [-10.1]	225 (85.2) [-1.1]	1,826 (90.7) △ [9.0]	2,315 (87.4)				
合 計	370 (100.0)	264 (100.0)	2,014 (100.0)	2,648 (100.0)				

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
- 2 在所期間中、面会件数が、1 か月平均 1 件以上あったものを「面会あり」、なかったものを「面会なし」として計上している。
- 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
- 4 「判定」欄の「**」は、有意水準 1 % 以下で、有意差が見られることを示す。
- 5 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
- 6 無回答を除く。

表19は、面会状況を見たものである。「面会あり（1 か月平均 1 件以上の面会があったもの）」は暴力団幹部で有意に多く、それ以外の受刑者で有意に少なくなっており、「面会なし（1 か月平均 1 件未満の面会しかなかったもの）」はそれ以外の受刑者で有意に多く、暴力団幹部で有意に少なくなっている。

7 服役中の懲罰状況

表20は、服役中の懲罰状況を見たものである。「暴力事犯」及び「財産事犯」については、暴力団組員の懲罰事犯者が、それ以外の受刑者のそれより有意に多くなっていることが分かる。ちなみに、昭和39年に実施した調査の結果（表21）では、殺人、傷害及び暴行を内容とする規律違反行為を犯した者の比率は、暴力団幹部37.9%、暴力団組員47.5%であり、今回の調査結果と比較すると、暴力団組員では19.8ポイント、暴力団幹部では、22.6ポイント低くなっている（なお、矯正統計年報によると、昭和39年及び平成11年における全出所者中の殺人、傷害又は暴行事犯による懲罰受罰者率は、いずれも約 9 % である。）。

表20 調査対象受刑者の懲罰状況

懲罰事犯	暴力団関係受刑者		それ以外 の受刑者	合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員					P 値	判 定
暴 力 事 犯	58 (15.3) [1.0]	76 (27.7) △ [7.2]	236 (11.4) ▼ [-5.9]	370 (13.6)	56.332	2	0.000	**
財 産 事 犯	57 (15.0) [1.7]	45 (16.4) △ [2.2]	235 (11.3) ▼ [-2.9]	337 (12.4)	8.653	2	0.013	*
そ の 他	157 (41.3) △ [2.4]	156 (56.9) △ [7.7]	666 (32.1) ▼ [-7.3]	979 (35.9)	70.469	2	0.000	**
合 計	380	274	2,074	2,728				

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
- 2 「暴力事犯」は、職員殺傷、職員暴行、同衆殺傷及び同衆暴行をいう。
- 3 「財産事犯」は、物品授受製作、物品毀棄及び怠役をいう。
- 4 「その他」には、職員抗命、同衆抗命、自傷及びその他の事犯を含む。
- 5 () 内は、「幹部」、「組員」及び「それ以外の受刑者」の回答者総数に対する比率を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
- 6 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、「*」は、有意水準5%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
- 7 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
- 8 無回答を除く。

表21 組織内の地位別反則者の反則内容

	総 数	幹 部	組 員
総 数	2,932	393	2,539
職 員 抗 命	695 (23.7)	98 (24.9)	597 (23.5)
殺・傷・暴	1,355 (46.2)	149 (37.9)	1,206 (47.5)
たばこ反則	1,021 (34.8)	152 (38.7)	869 (34.2)
その他の反則	1,662 (56.7)	217 (55.2)	1,445 (56.9)

- 注 1 「暴力組織関係受刑者の実態に関する研究」(昭和39年法務総合研究所紀要26)による。
- 2 () 内は、所属暴力団での地位別回答者総数に対する比率である。

8 暴力団への帰属意識等

表22は、暴力団関係受刑者（暴力団幹部380人、暴力団組員274人）に対する「組に加入して良かったと思いますか」との質問についての回答結果を、所属暴力団での地位別に示したものである。

暴力団幹部と暴力団組員との間の回答内容に有意差は認められず、「良かったと思う」と答えた者は20%強、「良かったとは思わない」は35%前後、「良かったかどうかは分からない」は40%前後となっている。

表23は、暴力団関係受刑者に対する「組に入ったことの魅力・メリット・得たものはどんなことでしたか」との質問について、重複選択で回答を求めた結果を、所属暴力団での地位別に示したものである。

暴力団幹部が、魅力・メリットとして、最も多く選んだのは「組の名前で仕事がしやすい」で、以下、「刺激にあふれている」、「仲間が増える」が続いている。一方、暴力団組員は、「組の名前で仕事がしやすい」、「仲間が増える」、「面倒を見てもらえる」の順となっている。

選択率を見ると、「出世できる」、「面倒を見てもらえる」及び「世間の役に立っている」で1%以下の水準で有意差が認められた。暴力団幹部は「出世できる」及び「世間の役に立っている」で有意に多く、「面倒を見てもらえる」で有意に少なくなっており、暴力団組員は「面倒を見てもらえる」で有意に多く、「出世できる」及び「世間の役に立っている」で有意に少なくなっている。

表24は、暴力団関係受刑者に対する「あなたにとって、組に入ったことの不利益・デメリット・失ったものはどんなことでしたか」との質問について、重複選択で回答を求めた結果を、所属暴力団での地位別に示したものである。

暴力団幹部が、不利益・デメリットとして、最も多く選んだのは「家族に迷惑をかける」で、以下、「警察ににらまれる」、「両親に迷惑をかける」が続いている。一方、暴力団組員は、「家族に迷惑をかける」、「両親に迷惑をかける」、「警察ににらまれる」の順となっている。

選択率を見ると、「警察ににらまれる」、「一度入ると脱けることができない」及び「かたくなるしい」で5%以下の水準で有意差が認められた。暴力団幹部では、「警察ににらまれる」で有意に多く、「一度入

表22 調査対象受刑者の暴力団加入の是非

暴力団加入の是非	暴力団関係受刑者		合 計	χ ² 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員				P 値	判 定
良 かった と 思 う	92 (24.7) [0.2]	63 (24.0) [-0.2]	155 (24.4)	1.158	2	0.560	
良かったとは思わない	125 (33.6) [-1.0]	99 (37.6) [1.0]	224 (35.3)				
良かったかどうかは 分からない	155 (41.7) [0.8]	101 (38.4) [-0.8]	256 (40.3)				
合 計	372 (100.0)	263 (100.0)	635 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比を示し，[] 内は，調整済残差を示す。

3 無回答を除く。

表23 調査対象受刑者の暴力団加入の魅力・メリット

暴力団加入の魅力・ メリット	所属暴力団での地位		合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員				P 値	判 定
特にない	103 (32.4) [-0.1]	76 (32.9) [0.1]	179 (32.6)	0.016	1	0.900	
自分が強くなれる	51 (16.0) [-0.9]	44 (19.0) [0.9]	95 (17.3)	0.847	1	0.357	
組の名前で仕事が しやすい	116 (36.5) [0.8]	77 (33.3) [-0.8]	193 (35.2)	0.580	1	0.446	
金に困らない	60 (18.9) [-1.9]	59 (25.5) [1.9]	119 (21.7)	3.510	1	0.061	
出世できる	79 (24.8) △ [3.2]	32 (13.9) ▼ [-3.2]	111 (20.2)	10.019	1	0.002	**
面倒を見てもらえる	41 (12.9) ▼ [-3.9]	60 (26.0) △ [3.9]	101 (18.4)	15.251	1	0.000	**
格好がいい	57 (17.9) [-1.6]	54 (23.4) [1.6]	111 (20.2)	2.466	1	0.116	
女性にもてる	33 (10.4) [-0.6]	28 (12.1) [0.6]	61 (11.1)	0.412	1	0.521	
仲間が増える	81 (25.5) [-0.2]	61 (26.4) [0.2]	142 (25.9)	0.061	1	0.805	
刺激にあふれている	86 (27.0) [0.7]	56 (24.2) [-0.7]	142 (25.9)	0.548	1	0.459	
世間の役に立っている	36 (11.3) △ [2.7]	11 (4.8) ▼ [-2.7]	47 (8.6)	7.353	1	0.007	**
その他	30 (9.4) [-0.5]	25 (10.8) [0.5]	55 (10.0)	0.286	1	0.593	
合 計	318	231	549				

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、暴力団での地位別回答者総数に対する比率を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

3 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。

4 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。

5 重複選択による。

6 無回答を除く。

表24 調査対象受刑者の暴力団加入の不利益・デメリット

暴力団加入の不利益・ デメリット	所属暴力団での地位		合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員				P 値	判定
特にない	37 (10.9) [0.5]	24 (9.7) [-0.5]	61 (10.4)	0.235	1	0.682	
家族に迷惑をかける	231 (68.1) [-0.1]	170 (68.5) [0.1]	401 (68.3)	0.011	1	0.929	
両親に迷惑をかける	183 (54.0) [-0.9]	143 (57.7) [0.9]	326 (55.5)	0.785	1	0.401	
世間から冷たい（白い） 目で見られる	95 (28.0) [-0.5]	74 (29.8) [0.5]	169 (28.8)	0.230	1	0.645	
普通の人から相手にされ なくなる	69 (20.4) [-1.0]	59 (23.8) [1.0]	128 (21.8)	0.992	1	0.363	
危ない目に遭いやすい	158 (46.6) [1.3]	102 (41.1) [-1.3]	260 (44.3)	1.742	1	0.207	
警察ににらまれる	227 (67.0) △ [2.4]	142 (57.3) ▼ [-2.4]	369 (62.9)	5.777	1	0.019	*
一度入ると脱けることが できない	32 (9.4) ▼ [-2.2]	38 (15.3) △ [2.2]	70 (11.9)	4.720	1	0.039	*
思ったよりも経済的に苦 しい	103 (30.4) [-1.9]	94 (37.9) [1.9]	197 (33.6)	3.632	1	0.063	
普通の生活ができなくな る	158 (46.6) [0.7]	108 (43.5) [-0.7]	266 (45.3)	0.541	1	0.502	
かた苦しい	54 (15.9) ▼ [-2.2]	57 (23.0) △ [2.2]	111 (18.9)	4.648	1	0.033	*
その他	11 (3.2) ▼ [-2.0]	17 (6.9) △ [2.0]	28 (4.8)	4.109	1	0.050	*
合 計	339	248	587				

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、暴力団での地位別回答者総数に対する比率を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
3 「判定」欄の「*」は、有意水準5%以下で、有意差が見られることを示す。
4 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
5 重複選択による。
6 無回答を除く。

表25 暴力団加入の魅力・メリット（暴力団加入に対する意識別）

暴力団加入の 魅力・メリット	暴力団加入に対する意識			合計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	良かったと 思う	良かったとは思 わない	良かったかどう かは分からない				P 値	判定
特にない	31 (22.0) ▼ [-3.3]	78 (41.3) △ [2.9]	75 (33.6) [0.1]	184 (33.3)	13.548	2	0.001	**
自分が強くなれる	36 (25.5) △ [3.0]	23 (12.2) ▼ [-2.3]	37 (16.6) [-0.4]	96 (17.4)	10.205	2	0.006	**
組の名前で仕事がしや すい	57 (40.4) [1.8]	62 (32.8) [-0.6]	71 (31.8) [-1.0]	190 (34.4)	3.132	2	0.209	
金に困らない	41 (29.1) △ [2.7]	31 (16.4) ▼ [-2.0]	45 (20.2) [-0.5]	117 (21.2)	7.993	2	0.018	*
出世できる	49 (34.8) △ [5.3]	22 (11.6) ▼ [-3.4]	37 (16.6) [-1.4]	108 (19.5)	29.499	2	0.000	**
面倒を見てもらえる	35 (24.8) [2.3]	31 (16.4) [-0.9]	36 (16.1) [-1.1]	102 (18.4)	5.122	2	0.077	
格好がいい	37 (26.2) [2.1]	30 (15.9) [-1.8]	44 (19.7) [-0.2]	111 (20.1)	5.438	2	0.066	
女性にもてる	20 (14.2) [1.3]	16 (8.5) [-1.5]	26 (11.7) [0.3]	62 (11.2)	2.728	2	0.256	
仲間が増える	46 (32.6) [2.2]	41 (21.7) [-1.5]	55 (24.7) [-0.4]	142 (25.7)	5.257	2	0.072	
刺激にあふれている	51 (36.2) △ [3.4]	34 (18.0) ▼ [-2.9]	55 (24.7) [-0.3]	140 (25.3)	14.202	2	0.001	**
世間の役に立っている	23 (16.3) △ [3.9]	4 (2.1) ▼ [-3.9]	20 (9.0) [0.3]	47 (8.5)	21.032	2	0.000	**
その他	20 (14.2) [1.9]	9 (4.8) ▼ [-3.0]	27 (12.1) [1.3]	56 (10.1)	9.489	2	0.009	**
合計	141	189	223	553				

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、暴力団加入に対する意識別回答者総数に対する比率であり、[] 内は、調整済残差を示す。
3 「暴力団加入の魅力・メリット」については、重複選択による。
4 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、「*」は、有意水準5%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
5 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
6 無回答を除く。

ると脱けることができない」及び「かた苦しい」で有意に少なくなっており、暴力団組員では「一度入ると脱けることができない」及び「かた苦しい」で有意に多く、「警察ににらまれる」で有意に少なくなっている。

表25は、暴力団関係受刑者に対する「組に入ったことの魅力・メリット・得たものはどんなことでしたか」との質問について、重複選択で回答を求めた結果を、「組に加入して良かったと思いますか」との質問に対する回答結果別に示したものであり、**表26**は、同様に、「組に入ったことの不利益・デメリット・失ったものはどんなことでしたか」との質問について、重複選択で回答を求めた結果を、「組に加入して良かったと思いますか」との質問に対する回答結果別に、示したものである。

魅力・メリットについて見ると、「自分が強くなれる」、「出世できる」、「刺激にあふれている」及び「世間の役に立っている」は、1%以下の水準で、また、「金に困らない」は5%以下の水準で、それぞれ有意差が認められた。

選択肢の選択率を見ると、「(組に加入して)良かったと思う」とする者は、「組の名前で仕事がしやすい」(40.4%)、「刺激にあふれている」(36.2%)、「出世できる」(34.8%)の順で多くなっており、「良かったとは思わない」とする者との間で、「組の名前で仕事がしやすい」について約8ポイント、「刺激にあふれている」について約18ポイントのひらきが生じている。

一方、不利益・デメリットについて見ると、「家族に迷惑をかける」、「両親に迷惑をかける」、「世間から冷たい(白い)目で見られる」、「普通の人から相手にされなくなる」、「一度入ると脱けることができない」、「思ったよりも経済的に苦しい」、「普通の生活ができなくなる」及び「かたくなるしい」は1%以下の水準で、また、「警察ににらまれる」は5%以下の水準で、それぞれ有意差が認められた。

選択肢の選択率を見ると、「(組に加入して)良かったとは思わない」とする者は、「家族に迷惑をかける」(79.5%)、「警察ににらまれる」(67.6%)、「両親に迷惑をかける」(66.7%)の順で高くなっており、「良かったと思う」とする者との間で、「家族に迷惑をかける」は約26ポイント、「警察ににらまれる」は約13ポイント、「両親に迷惑をかける」は約21ポイントのひらきが生じている。

表27は、「本件犯行時に加入していた組での地位に満足していましたか」との質問について回答を求めた結果を、所属暴力団での地位別に示したものである。

「満足していた」と回答した者の比率が、暴力団幹部で有意に多く、暴力団組員で有意に少なくなっている一方、「分からない」が暴力団組員で有意に多く、暴力団幹部で有意に少なくなっている。

表28は、「本件犯行時に加入していた組の人間関係に満足していましたか」との質問について回答を求めた結果を、所属暴力団での地位別に示したものであるが、暴力団幹部及び暴力団組員のうちの約28%が「満足していた」と答え、約35%が、「満足していなかった」と答えており、各群の間に有意な差は認められなかった。

表29は、「本件犯行時に加入していた組で、出世の見込みはありましたか」との質問に対して回答した結果をまとめたものである。1%以下の水準で有意差が認められ、暴力団幹部では、「見込みはあった」と回答した者で有意に多く、「見込みはなかった」及び「分からない」で有意に少なくなっており、暴力団組員では「見込みはなかった」及び「分からない」で有意に多く、「見込みはあった」で有意に少なくなっている。

表26 暴力団加入の不利益・デメリット（暴力団加入に対する意識別）

暴力団加入の不利益・デメリット	暴力団加入に対する意識			合計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	良かったと思う	良かったとは思わない	良かったかどうかは分からない				P 値	判定
特にない	26 (18.6) △ [3.4]	12 (5.5) ▼ [-3.2]	27 (11.0) [0.2]	65 (10.8)	15.271	2	0.001	**
家族に迷惑をかける	75 (53.6) ▼ [-4.1]	174 (79.5) △ [4.6]	161 (65.7) [-0.9]	410 (67.9)	27.124	2	0.000	**
両親に迷惑をかける	64 (45.7) ▼ [-2.6]	146 (66.7) △ [4.2]	124 (50.6) [-1.9]	334 (55.3)	18.829	2	0.000	**
世間から冷たい(白い)目で見られる	33 (23.6) [-1.4]	87 (39.7) △ [4.7]	51 (20.8) ▼ [-3.4]	171 (28.3)	22.390	2	0.000	**
普通の人から相手にされなくなる	8 (5.7) ▼ [-5.3]	78 (35.6) △ [6.1]	47 (19.2) [-1.4]	133 (22.0)	46.403	2	0.000	**
危ない目に遭いやすい	61 (43.6) [0.1]	104 (47.5) [1.6]	96 (39.2) [-1.7]	261 (43.2)	3.260	2	0.196	
警察ににらまれる	77 (55.0) [-1.9]	148 (67.6) △ [2.2]	148 (60.4) [-0.6]	373 (61.8)	6.039	2	0.049	*
一度入ると脱けることができない	6 (4.3) ▼ [-3.2]	43 (19.6) △ [4.3]	24 (9.8) [-1.4]	73 (12.1)	20.971	2	0.000	**
思ったよりも経済的に苦しい	23 (16.4) ▼ [-4.6]	104 (47.5) △ [6.0]	69 (28.2) [-1.9]	196 (32.5)	41.043	2	0.000	**
普通の生活ができなくなる	43 (30.7) ▼ [-3.8]	117 (53.4) △ [3.3]	109 (44.5) [0.0]	269 (44.5)	17.832	2	0.000	**
かた苦しい	9 (6.4) ▼ [-4.2]	58 (26.5) △ [3.9]	44 (18.0) [-0.2]	111 (18.4)	22.949	2	0.000	**
その他	5 (3.6) [-0.7]	13 (5.9) [1.1]	10 (4.1) [-0.5]	28 (4.6)	1.366	2	0.505	
合計	140	219	245	604				

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、暴力団加入に対する意識別総数に対する比率であり、[] 内は、調整済残差を示す。
3 「暴力団加入の不利益・デメリット」については、重複選択による。
4 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、「*」は、有意水準5%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
5 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
6 無回答を除く。

表27 調査対象受刑者の所属暴力団での地位に対する満足度

地位に対する満足度	所属暴力団での地位		合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員				P 値	判定
満足していた	132 (34.8) △ [5.2]	44 (16.4) ▼ [-5.2]	176 (27.2)	29.422	3	0.000	* *
満足していなかった	86 (22.7) [-1.7]	77 (28.6) [1.7]	163 (25.2)				
どちらとも言えない	129 (34.0) [-1.6]	108 (40.1) [1.6]	237 (36.6)				
分からない	32 (8.4) ▼ [-2.6]	40 (14.9) △ [2.6]	72 (11.1)				
合 計	379	269	648				

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 3 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
 4 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
 5 無回答を除く。

表28 調査対象受刑者の所属暴力団での人間関係に対する満足度

人間関係に対する 満足度	所属暴力団での地位		合 計	χ ² 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員				P 値	判定
満足していた	105 (27.7) [-0.1]	75 (28.1) [0.1]	180 (27.9)	2.471	3	0.481	
満足していなかった	134 (35.4) [0.4]	90 (33.7) [-0.4]	224 (34.7)				
どちらとも言えない	119 (31.4) [0.5]	79 (29.6) [-0.5]	198 (30.7)				
分からない	21 (5.5) [-1.5]	23 (8.6) [1.5]	44 (6.8)				
合 計	379	267	646				

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、所属暴力団での地位別回答者総数に対する比率を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 3 無回答を除く。

表29 調査対象受刑者の所属暴力団での出世見込みの有無

出世見込みの有無	所属暴力団での地位		合 計	χ ² 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員				P 値	判定
見込みはあった	194 (51.2) △ [4.9]	85 (32.0) ▼ [-4.9]	279 (43.3)	33.589	3	0.000	**
見込みはなかった	33 (8.7) ▼ [-2.0]	36 (13.5) △ [2.0]	69 (10.7)				
どちらとも言えない	109 (28.8) [-0.3]	79 (29.7) [0.3]	188 (29.1)				
分からない	43 (11.3) ▼ [-4.5]	66 (24.8) △ [4.5]	109 (16.9)				
合 計	379 (100.0)	266 (100.0)	645 (100.0)				

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比を示し, [] 内は、調整済残差を示す。
3 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
4 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
5 無回答を除く。

表30は、暴力団関係受刑者に対する「本件犯行時までに組を離脱しなかった理由は何だと思いますか」との質問について、重複選択で回答を求めた結果を、所属暴力団での地位別に示したものである。

暴力団を離脱しなかった理由として最も多く認識されているのは、暴力団幹部は「親分兄弟分との関係が切れなかったから」であり、以下、「組に義理があったから」、「組員としての生活に満足していたから」の順となっており、暴力団組員では、「組に義理があったから」に続いて、「親分兄弟分との関係が切れなかったから」、「組員としての生活に満足していたから」の順になっている。

暴力団幹部と暴力団組員の回答内容の間には、「自分には入れ墨・指つめがあるから」（1%以下の水準）以外には統計上の有意差は認められなかった。

表30 調査対象受刑者の暴力団を離脱しなかった理由

暴力団を離脱 しなかった理由	所属暴力団での地位		合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員				P 値	判定
組員としての生活に満足 していたから	128 (35.4) [1.3]	73 (30.2) [-1.3]	201 (33.3)	1.762	1	0.184	
組に義理があったから	150 (41.4) [-1.2]	112 (46.3) [1.2]	262 (43.4)	1.386	1	0.239	
親分兄弟分との関係が切 れなかったから	159 (43.9) [1.2]	94 (38.8) [-1.2]	253 (41.9)	1.537	1	0.215	
脱けるのは男の面子が立 たないから	71 (19.6) [0.3]	45 (18.6) [-0.3]	116 (19.2)	0.097	1	0.756	
離脱するには金がかかる から	15 (4.1) [-1.5]	17 (7.0) [1.5]	32 (5.3)	2.400	1	0.121	
離脱すると自分や家族が 攻撃を受けるから	22 (6.1) [-1.7]	24 (9.9) [1.7]	46 (7.6)	3.040	1	0.081	
他の手段で生活できな かったから	106 (29.3) [0.5]	66 (27.3) [-0.5]	172 (28.5)	0.287	1	0.592	
世間が受け入れてくれな いから	38 (10.5) [-0.3]	27 (11.2) [0.3]	65 (10.8)	0.066	1	0.798	
自分には入れ墨・指つめ があるから	94 (26.0) △ [3.0]	38 (15.7) ▼ [-3.0]	132 (21.9)	8.948	1	0.003	**
その他	43 (11.9) [-1.1]	36 (14.9) [1.1]	79 (13.1)	1.146	1	0.284	
合 計	362	242	604				

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、所属暴力団での地位別回答者総数に対する比率を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

3 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。

4 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。

5 「暴力団を離脱しなかった理由」については、重複選択による。

6 無回答を除く。

9 暴力団離脱指導の受講状況等

調査対象施設では、収容している暴力団関係受刑者に対して、暴力団離脱指導を受講するよう働きかけを行っており、受講を希望した者に対しては、施設がそれぞれ独自に編成したカリキュラムに従って、職員、篤志面接委員、教誨師、警察職員その他の外部講師による講話、集団討議、ビデオ視聴、読書指導、面接指導等を行っている。今回の特別調査において、暴力団離脱指導を受講した者は、調査対象となった暴力団関係受刑者のうちの129人（17.2％）であった。

表31は、離脱指導の受講率を暴力団での地位別に見たものである。5％以下の水準で有意差が認められており、「受けた」とする者は、暴力団組員で有意に多く、また、構成比の差は7.2ポイントとなっている。

表31 調査対象受刑者の離脱指導受講状況

離脱指導の受講状況	所属暴力団での地位		合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員				P 値	判定
受けた	61 (16.6) ▼ [-2.2]	61 (23.8) △ [2.2]	122 (19.6)	4.974	1	0.026	*
受けていない	306 (83.4) △ [2.2]	195 (76.2) ▼ [-2.2]	501 (80.4)				
合 計	367 (100.0)	256 (100.0)	623 (100.0)				

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
3 「判定」欄の「*」は、有意水準5％以下で、有意差が見られることを示す。
4 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
5 無回答を除く。

表32 調査対象受刑者の暴力団離脱指導の受講状況（施設収容規模別）

離脱指導受講の状況	施設収容規模				合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	500人未満	1,000人未満	1,500人未満	1,500人以上				P 値	判定
受けた	59 (33.1) △ [5.2]	51 (22.7) [1.3]	4 (9.3) [-1.8]	15 (7.4) ▼ [-5.4]	129 (19.9)	43.675	3	0.000	**
受けていない	119 (66.9) ▼ [-5.2]	174 (77.3) [-1.3]	39 (90.7) [1.8]	188 (92.6) △ [5.4]	520 (80.1)				
合 計	178 (100.0)	225 (100.0)	43 (100.0)	203 (100.0)	649 (100.0)				

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「施設収容規模」は、平成11年12月31日現在の収容人員総数によった。
3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
4 「判定」欄の「**」は、有意水準1％以下で、有意差が見られることを示す。
5 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
6 無回答を除く。

表32は、施設の収容規模別で離脱指導の受講状況を見たものである。1％以下の水準で有意であったが、更に、収容現員を従属変数、離脱指導の受講率を従属変数として単回帰分析を行ったところ、1％以下の有意水準で回帰直線（ $Y = -0.001259x + 2.692$ ）にあてはまることが分かった。

表33は、離脱指導の受講状況を施設の収容率別に見たものであるが、1％以下の水準で有意差が認められ、収容率が90％未満の施設においては、離脱指導を受講したとする者が有意に多く、また、収容率が90％以上100％未満の施設においては、離脱指導を受講していないとする者が有意に多いことがわかる。

表34は、離脱指導の受講状況を施設の暴力団関係者収容率別に見たものであるが、1％以下の水準で有意差が認められ、暴力団関係者の収容率が50％以上60％未満の施設においては、離脱指導を受けたとする者が有意に多いことが分かる。

表33 調査対象受刑者の暴力団離脱指導の受講状況（収容率別）

離脱指導の 受講状況	収 容 率						合計	χ ² 値	自由度	検定結果	
	85%未満	85-89%	90-94%	95-99%	100-104%	105%以上				P 値	判定
受けた	15 (42.9) △ [3.6]	37 (29.6) △ [3.2]	11 (10.3) ▼ [-2.6]	27 (12.1) ▼ [-3.5]	37 (23.3) [1.4]	2 (18.2) [-0.1]	129 (19.5)	35.424	5	0.000	* *
受けていない	20 (57.1) ▼ [-3.6]	88 (70.4) ▼ [-3.2]	96 (89.7) △ [2.6]	197 (87.9) △ [3.5]	122 (76.7) [-1.4]	9 (81.8) [0.1]	532 (80.5)				
合 計	35 (100.0)	125 (100.0)	107 (100.0)	224 (100.0)	159 (100.0)	11 (100.0)	661 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

3 「判定」欄の「**」は、有意水準1％以下で、有意差が見られることを示す。

4 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。

5 無回答を除く。

表34 調査対象受刑者の暴力団離脱指導の受講状況（暴力団関係者収容率別）

離脱指導の受講状況	暴力団関係者の収容率				合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満				P 値	判定
受けた	42 (19.9) [0.0]	28 (13.0) ▼ [-3.1]	32 (20.3) [0.1]	26 (44.1) △ [4.9]	128 (19.9)	28.003	3	0.000	**
受けていない	169 (80.1) [0.0]	187 (87.0) △ [3.1]	126 (79.7) [-0.1]	33 (55.9) ▼ [-4.9]	515 (80.1)				
合 計	211 (100.0)	215 (100.0)	158 (100.0)	59 (100.0)	643 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

3 「判定」欄の「**」は、有意水準1％以下で、有意差が見られることを示す。

4 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。

5 無回答を除く。

表35 調査対象受刑者の暴力団離脱指導の受講状況（暴力団加入に対する意識別）

離脱指導受講の状況	暴力団加入に対する意識			合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	良かったと思う	良かったとは思わない	良かったかどうかは分からない				P 値	判定
受けた	21 (13.5) ▼ [-2.3]	59 (26.7) △ [3.2]	47 (17.9) [-1.0]	127 (19.8)	11.164	2	0.004	**
受けていない	135 (86.5) △ [2.3]	162 (73.3) ▼ [-3.2]	216 (82.1) [1.0]	513 (80.2)				
合 計	156 (100.0)	221 (100.0)	263 (100.0)	640 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比を示し, [] 内は、調整済残差を示す。
3 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
4 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
5 無回答を除く。

表35は、「組に加入して良かったと思いますか」及び「このたびの受刑中に、組を離脱するための指導・教育を受けたことがありますか」との質問に対する回答結果の関係について見たものである。

各群で、1%以下の水準で有意差が認められた。暴力団に加入して良かったと答えている者は、「受けた」で有意に少なく、「受けていない」で多くなっており、加入して良かったとは思わないと答えた者は、「受けた」で有意に多く、「受けていない」で有意に少なくなっている。

表36は、離脱指導を受講した者に対する「受けた内容の中で出所後に役立つと思ったのはどんなものですか」との質問について、重複選択で回答を求めた結果を、所属暴力団での地位別に示したものである。

暴力団幹部、暴力団組員いずれの場合においても、最も比率が高かったのは「施設職員の話」であり、暴力団幹部の場合は46.2%、暴力団組員の場合は55.1%に達している。そのほか、暴力団幹部では、「面接指導」(17.3%)、「ビデオなどの視聴覚教材」(11.5%)、暴力団組員では「面接指導」(38.8%)、「警察職員・職業訓練所等外部講師の話」(24.5%)の順で高くなっている。

選択肢別に見ると、「警察職員・職業訓練所等外部講師の話」、「面接指導」、「作文」、「離脱に関する相談所などの公的機関の紹介」について、5%以下の水準で有意差が認められ、いずれの選択肢についても、暴力団幹部で有意に少なく、暴力団組員で有意に多くなっている。また、「役立つと思ったものはなかった」とする者は、暴力団幹部で有意に多く、暴力団組員で有意に少なかった。

表36 役に立った離脱指導の内容（所属暴力団での地位別）

役に立った 離脱指導の内容	所属暴力団での地位		合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	幹 部	組 員				P 値	判定
ビデオなどの視聴覚教材	6 (11.5) [-1.2]	10 (20.4) [1.2]	16 (15.8)	1.489	1	0.222	
警察職員・職業訓練所等 外部講師の話	4 (7.7) ▼ [-2.3]	12 (24.5) △ [2.3]	16 (15.8)	5.339	1	0.021	*
施設職員の話	24 (46.2) [-0.9]	27 (55.1) [0.9]	51 (50.5)	0.808	1	0.369	
集団討議	2 (3.8) [-0.5]	3 (6.1) [0.5]	5 (5.0)	0.278	1	0.598	
面接指導	9 (17.3) ▼ [-2.4]	19 (38.8) △ [2.4]	28 (27.7)	5.803	1	0.016	*
作 文	2 (3.8) ▼ [-2.1]	8 (16.3) △ [2.1]	10 (9.9)	4.405	1	0.036	*
読書指導	1 (1.9) [-0.6]	2 (4.1) [0.6]	3 (3.0)	0.408	1	0.523	
離脱に関する相談所など の公的機関の紹介	4 (7.7) ▼ [-2.1]	11 (22.4) △ [2.1]	15 (14.9)	4.344	1	0.037	*
その他	1 (1.9) [1.0]	- [-1.0]	1 (1.0)	0.952	1	0.329	
役立つと思ったものはな かった	14 (26.9) △ [2.1]	5 (10.2) ▼ [-2.1]	19 (18.8)	4.617	1	0.032	*
合 計	52	49	101				

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、所属暴力団での地位別回答者総数に対する比率を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

3 「判定」欄の「*」は、有意水準5%以下で、有意差が見られることを示す。

4 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。

5 重複選択による。

6 無回答を除く。

表37 出所後の所属暴力団との関係別離脱指導受講状況

離脱指導の 受講状況	出所後の所属暴力団との関係					合 計	χ ² 値	自由度	検定結果	
	組にもどる つもりである	組とは関係を断 ち切りたいが、 組にもどると思 う	組とは関係を断 ち切りたくない が、組にはもど れないと思う	組にもどる つもりはな い	その他				P 値	判定
受けた	33 (12.0) ▼ [-4.4]	7 (12.3) [-1.5]	2 (25.0) [0.4]	70 (31.3) △ [5.3]	10 (21.3) [0.2]	122 (20.0)	30.855	4	0.000	* *
受けていな い	241 (88.0) △ [4.4]	50 (87.7) [1.5]	6 (75.0) [-0.4]	154 (68.8) ▼ [-5.3]	37 (78.7) [-0.2]	488 (80.0)				
合 計	274 (100.0)	57 (100.0)	8 (100.0)	224 (100.0)	47 (100.0)	610 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比を示し，[] 内は，調整済残差を示す。
3 「判定」欄の「* *」は，有意水準1％以下で，有意差が見られることを示す。
4 残差分析の結果，△は期待値よりも有意に多いこと，▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
5 無回答を除く。

表37は，暴力団関係受刑者に対する「現在，出所後にこれまで所属していた組との関係について，どのように考えていますか」との質問について回答を求めた結果を，離脱指導受講の有無別に見たものである。1％以下の水準で有意差が認められ，離脱指導を受けたと回答した者では，「組にもどるつもりはない」とする者で有意に多く，離脱指導を受けていないと回答した者では，「組にもどるつもりである」で有意に多くなっている。

表38は，「現在，出所後にこれまで所属していた組との関係について，どのように考えていますか」及び「組に加入してよかったと思いますか」の質問について，それぞれ得られた回答結果の関連を見たものである。なお，「組にもどるつもりである」と「組とは関係を断ち切りたくないが，組にはもどれないと思う」は「組に戻りたい」に，また，「組にもどるつもりはない」と「組とは関係を断ち切りたいが，組にもどると思う」は「組に戻りたくない」としてグループ化しているが，これは表46まで同様である。

「組に戻りたい」を選択した者は，暴力団に加入して「良かったと思う」とする者の84.9%，「良かったかどうかは分からない」とする者の58.5%，暴力団に加入して「良かったとは思わない」とする者の15.9％であり，一方，「組に戻りたくない」とする者は，暴力団に加入して「良かったとは思わない」とする者の84.1%，「良かったかどうかは分からない」とする者の41.5%，「良かったと思う」とする者の15.1％となっている。各群間には，1％以下の水準で有意差が認められ，「組に戻りたい」と回答した者は，暴力団に加入して良かったとする者及び良かったかどうか分からないとする者で有意に多く，良かったとは思わないとする者で有意に少なくなっている。

表38 調査対象受刑者の所属暴力団からの離脱意欲（暴力団加入に対する意識別）

離 脱 意 欲	暴力団加入に対する意識			合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
	良かったと思う	良かったとは思わない	良かったかどうかは分からない				P 値	判定
組に戻りたい	124 (84.9) △ [9.9]	33 (15.9) ▼ [-12.3]	127 (58.5) △ [3.3]	284 (49.7)	174.500	2	0.000	**
組には戻りたくない	22 (15.1) ▼ [-9.9]	175 (84.1) △ [12.3]	90 (41.5) ▼ [-3.3]	287 (50.3)				
合 計	146 (100.0)	208 (100.0)	217 (100.0)	571 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「組に戻りたい」は、問27で「組にもどるつもりである」及び「組とは関係を断ち切りたくないが、組にはもどれないと思う」と回答した者である。

3 「組には戻りたくない」は、問27で「組にもどるつもりはない」及び「組とは関係を断ち切りたいが、組にもどると思う」と回答した者である。

4 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

5 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。

6 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。

7 無回答を除く。

表39は、「現在、出所後にこれまで所属していた組との関係について、どのように考えていますか」及び「本件犯行時に加入していた組での地位に満足していましたか」の質問について、それぞれ得られた回答結果の関連を見たものである。

「組に戻りたい」を選択した者は、(所属暴力団での地位に)「満足していた」とする者の69.1%であるが、「満足していなかった」及び「どちらとも言えない」とする者では45%前後、「分からない」とする者では32%強にとどまっている。

各群間には、1%以下の水準で有意差が認められ、「組に戻りたい」と回答した者は、所属暴力団での地位に「満足していた」とする者で有意に多く、「どちらとも言えない」、「分からない」とする者で有意に少なくなっている。

表40は、暴力団関係受刑者に対し、「現在、出所後にこれまで所属していた組との関係について、どのように考えていますか」及び「本件犯行時に加入していた組の人間関係に満足していましたか」の質問について、それぞれ得られた回答結果の関連を見たものである。

「組に戻りたい」を選択した者は、(所属暴力団での人間関係に)「満足していた」とする者の75.9%であるが、「どちらとも言えない」とする者では50%強、「満足していなかった」とする者では32%強、「分からない」とする者では30%弱となっている。

各群間には、1%以下の水準で有意差が認められ、「組に戻りたい」と回答した者は、所属暴力団での人間関係に「満足していた」とする者で有意に多く、「満足していなかった」及び「分からない」とする者で有意に少なくなっている。

表39 調査対象受刑者の所属暴力団からの離脱意欲（地位に対する満足度別）

離 脱 意 欲	地位に対する満足度				合 計	χ ² 値	自由度	検定結果	
	満足して いた	満足して いなかった	どちらとも 言えない	分からない				P 値	判定
組に戻りたい	112 (69.1) △ [5.8]	63 (45.3) [-1.3]	91 (43.5) ▼ [-2.3]	20 (32.3) ▼ [-3.0]	286 (50.0)	36.239	3	0.000	* *
組には戻りたくない	50 (30.9) ▼ [-5.8]	76 (54.7) [1.3]	118 (56.5) △ [2.3]	42 (67.7) △ [3.0]	286 (50.0)				
合 計	162 (100.0)	139 (100.0)	209 (100.0)	62 (100.0)	572 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「組に戻りたい」は、問27で「組にもどるつもりである」及び「組とは関係を断ち切りたくないが、組にはもどれないな
いと思う」と回答した者である。
3 「組には戻りたくない」は、問27で「組にもどるつもりはない」及び「組とは関係を断ち切りたいが、組にもどると思う」
と回答した者である。
4 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
5 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
6 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
7 無回答を除く。

表40 調査対象受刑者の所属暴力団からの離脱意欲（人間関係に対する満足度別）

離 脱 意 欲	人間関係に対する満足度				合 計	χ ² 値	自由度	検定結果	
	満足して いた	満足して いなかった	どちらとも 言えない	分からない				P 値	判定
組に戻りたい	123 (75.9) △ [7.8]	67 (32.8) ▼ [-6.1]	85 (50.3) [0.1]	11 (29.7) ▼ [-2.5]	286 (50.0)	73.662	3	0.000	* *
組には戻りたくない	39 (24.1) ▼ [-7.8]	137 (67.2) △ [6.1]	84 (49.7) [-0.1]	26 (70.3) △ [2.5]	286 (50.0)				
合 計	162 (100.0)	204 (100.0)	169 (100.0)	37 (100.0)	572 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「組に戻りたい」は、問27で「組にもどるつもりである」及び「組とは関係を断ち切りたくないが、組にはもどれないな
いと思う」と回答した者である。
3 「組には戻りたくない」は、問27で「組にもどるつもりはない」及び「組とは関係を断ち切りたいが、組にもどると思う」
と回答した者である。
4 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
5 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
6 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
7 無回答を除く。

表41は、暴力団関係受刑者に対し、「現在、出所後にこれまで所属していた組との関係について、どのように考えていますか」の回答結果と、「あなたにとって、組に入ったことの魅力・メリット・得たものはどんなことでしたか」と重複選択で尋ねた結果の関連を、回答選択肢別に見たものである。

「出世できる」及び「世間の役に立っている」との選択肢を選んだ者について、それぞれ1%以下の水準で有意差が認められ、いずれの選択肢においても、「組に戻りたい」とする者で有意に多くなっている。

表41 調査対象受刑者の所属暴力団からの離脱意欲（暴力団加入の魅力・メリット別）

離脱意欲	暴力団加入の魅力・メリット												合 計
	特にない	自分が強くなれる	組の名前で仕事しやすい	金に困らない	出世できる	面倒を見てもらえる	格好がいい	女性にもてる	仲間が増える	刺激にあふれている	世間の役に立っている	その他	
組に戻りたい	80 (48.5) [-1.2]	43 (53.8) [0.3]	93 (53.8) [0.5]	60 (53.1) [0.2]	65 (67.7) △ [3.4]	48 (51.1) [-0.3]	48 (49.0) [-0.7]	28 (49.1) [-0.5]	78 (59.5) [1.9]	77 (58.8) [1.7]	31 (77.5) △ [3.3]	32 (78.0) △ [3.4]	257 (52.3)
組には戻りたくない	85 (51.5) [1.2]	37 (46.3) [-0.3]	80 (46.2) [-0.5]	53 (46.9) [-0.2]	31 (32.3) ▼ [-3.4]	46 (48.9) [0.3]	50 (51.0) [0.7]	29 (50.9) [0.5]	53 (40.5) [-1.9]	54 (41.2) [-1.7]	9 (22.5) ▼ [-3.3]	9 (22.0) ▼ [-3.4]	234 (47.7)
合 計	165	80	173	113	96	94	98	57	131	131	40	41	491
χ ² 値	1.482	0.076	0.214	0.034	11.295	0.076	0.555	0.268	3.713	2.967	11.049	11.851	
自由度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
検定 P 値	0.223	0.783	0.643	0.855	0.001	0.783	0.456	0.605	0.054	0.102	0.001	0.001	
結果 判定					**						**	**	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「組に戻りたい」は、問27で「組にもどるつもりである」及び「組とは関係を断ち切りたくないが、組にはもどれないと思う」と回答した者である。

3 「組には戻りたくない」は、問27で「組にもどるつもりはない」及び「組とは関係を断ち切りたいが、組のもどると思う」と回答した者である。

4 () 内は、回答者総数に対する比率を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

5 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。

6 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。

7 重複選択による。

8 無回答を除く。

表42は、暴力団関係受刑者に対し、「現在、出所後にこれまで所属していた組との関係について、どのように考えていますか」の回答結果と、「あなたにとって、組に入ったことの不利益・デメリット・失ったものはどんなことでしたか」と重複選択で尋ねた結果の関連を、回答選択肢別に見たものである。

「世間から冷たい（白い）目で見られる」以外の選択肢において、1％以下（「警察ににらまれる」は5％以下）の水準で有意差が認められ、いずれの選択肢においても、「組に戻りたくない」とする者で有意に多くなっている。

表42 調査対象受刑者の所属暴力団からの離脱意欲（暴力団加入の不利益・デメリット別）

離脱意欲	暴力団加入の不利益・デメリット												合 計
	特にない	家族に迷惑をかける	両親に迷惑をかける	世間から冷たい（白い）目で見られる	普通の人から相手にされなくなる	危ない目に遭いやすい	警察ににらまれる	一度入ると脱けることができない	思ったよりも経済的に苦しい	普通の生活ができなくなる	かた苦しい	その他	
組に戻りたい	42 (79.2) △ [4.6]	148 (40.9) ▼ [-5.5]	120 (40.0) ▼ [-4.8]	66 (42.6) [-1.9]	33 (27.5) ▼ [-5.4]	99 (41.6) ▼ [-3.1]	154 (45.6) ▼ [-2.1]	11 (16.7) ▼ [-5.6]	47 (26.0) ▼ [-7.7]	90 (37.8) ▼ [-4.7]	27 (26.7) ▼ [-5.0]	11 (40.7) [-0.9]	260 (49.1)
組には戻りたくない	11 (20.8) ▼ [-4.6]	214 (59.1) △ [5.5]	180 (60.0) △ [4.8]	89 (57.4) [1.9]	87 (72.5) △ [5.4]	139 (58.4) △ [3.1]	184 (54.4) △ [2.1]	55 (83.3) △ [5.6]	134 (74.0) △ [7.7]	148 (62.2) △ [4.7]	74 (73.3) △ [5.0]	16 (59.3) [0.9]	270 (50.9)
合 計	53	362	300	155	120	238	338	66	181	238	101	27	530
χ ² 値	21.475	30.522	22.689	3.676	28.844	9.620	4.559	31.647	58.638	21.844	24.883	0.787	
自由度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
検定結果	P 値	0.000	0.000	0.000	0.055	0.000	0.002	0.033	0.000	0.000	0.000	0.375	
	判定	**	**	**		**	**	*	**	**	**	**	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「組に戻りたい」は、問27で「組にもどるつもりである」及び「組とは関係を断ち切りたくないが、組にはもどれないと思う」と回答した者である。
3 「組には戻りたくない」は、問27で「組にもどるつもりはない」及び「組とは関係を断ち切りたいが、組のもどると思う」と回答した者である。
4 （ ）内は、回答者総数に対する比率を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
5 「判定」欄の「**」は、有意水準1％以下で、「*」は、有意水準5％以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
6 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
7 重複選択による。
8 無回答を除く。

表43は、「現在、出所後にこれまで所属していた組との関係について、どのように考えていますか」に対する回答結果と、少年時代の非行等の経験を重複選択で尋ねた結果との関連を見たものである。「薬物使用」は、5%以下の水準で有意差が認められ、「組に戻りたい」とする者で有意に多くなっている。

なお、配偶者又は子供の有無及び入所前の生活状況と所属暴力団への復帰意欲との関連も調べてみたが、統計上の有意差は認められなかった。

表43 調査対象受刑者の所属暴力団からの離脱意欲（少年時代の経験別）

離 脱 意 欲	少年時代の経験						合 計
	薬物使用	暴走族などの不良集団への加入	親・兄弟への暴力	親・兄弟からの暴力・虐待	他の人をいじめたこと	いじめられたこと	
組に戻りたい	220 (51.8) △ [2.4]	186 (49.6) [0.3]	75 (53.2) [1.1]	38 (56.7) [1.3]	132 (52.6) [1.5]	49 (44.5) [-1.1]	256 (49.2)
組には戻りたくない	205 (48.2) ▼ [-2.4]	189 (50.4) [-0.3]	66 (46.8) [-1.1]	29 (43.3) [-1.3]	119 (47.4) [-1.5]	61 (55.5) [1.1]	264 (50.8)
合 計	425	375	141	67	251	110	520
χ^2 値	5.976	0.073	1.214	1.724	2.19	1.225	
自由度	1	1	1	1	1	1	
検定の結果	P 値	0.015	0.787	0.270	0.189	0.139	
	判定	*					

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「少年時代の経験」は、重複選択による。
3 「薬物使用」は、シンナー、ポンド、トルエン、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用をいう。
4 「組に戻りたい」は、問27で「組にもどるつもりである」及び「組とは関係を断ち切りたいが、組にはもどれないと思う」と回答した者である。
5 「組には戻りたくない」は、問27で「組にもどるつもりはない」及び「組とは関係を断ち切りたいが、組にもどると思う」と回答した者である。
6 ()内は、構成比を示し、[]内は、調整済残差を示す。
7 「判定」欄の「*」は、有意水準5%以下で、有意差が見られることを示す。
8 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
9 無回答を除く。

表44は、「初めて警察に捕まったときは何歳でしたか」との質問に対する回答結果と、組への復帰意欲との関連を見たものである。5%以下の水準で有意差が認められ、「組に戻りたい」とする者は16・17歳で有意に多くなっている。

なお、初めて警察に捕まったときの非行内容と組への復帰意欲との関連については、統計上の有意差は認められなかった。

表44 調査対象受刑者の所属暴力団からの離脱意欲（初度逮捕時年齢層別）

離脱意欲	初度逮捕時年齢層						合 計	χ ² 値	自由度	検定結果	
	14歳未満	14・15歳	16・17歳	18・19歳	20-29歳	30歳以上				P 値	判定
組に戻りたい	79 (53.4) [1.1]	75 (45.7) [-1.1]	67 (59.8) △ [2.5]	30 (45.5) [-0.6]	25 (39.7) [-1.6]	7 (31.8) [-1.7]	283 (49.2)	12.962	5	0.032	*
組には戻りたくない	69 (46.6) [-1.1]	89 (54.3) [1.1]	45 (40.2) ▼ [-2.5]	36 (54.5) [0.6]	38 (60.3) [1.6]	15 (68.2) [1.7]	292 (50.8)				
合 計	148 (100.0)	164 (100.0)	112 (100.0)	66 (100.0)	63 (100.0)	22 (100.0)	575 (100.0)				

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「組に戻りたい」は、問27で「組にもどるつもりである」及び「組とは関係を断ち切りたいが、組にはもどれないと思う」と回答した者である。

3 「組には戻りたくない」は、問27で「組にもどるつもりはない」及び「組とは関係を断ち切りたいが、組にもどると思う」と回答した者である。

4 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

5 「判定」欄の「*」は、有意水準5%以下で、有意差が見られることを示す。

6 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。

7 無回答を除く。

表45は、暴力団関係受刑者に対する「組を離脱するために具体的な行動を取りましたか」との質問について、重複選択で回答を求めた結果を、「現在、出所後にこれまで所属していた組との関係について、どのように考えていますか」との質問に対する回答結果別に示したものである。

「組に戻りたい」とする者の比率は、「何もしていない」で有意に多く、「離脱届を出した」及び「組から破門・絶縁された」とする者で有意に少なくなっている。

「組には戻りたくない」とする者のうち、「離脱届を出した」と回答した者は88.3%であり、「組から破門・絶縁された」と回答した者は87.2%となっているが、「組に戻りたい」とする者の中にも、「離脱届を出した」とする者が21人（11.7%）、「組から破門・絶縁された」とする者が11人（12.8%）含まれている。

表45 調査対象受刑者の所属暴力団からの離脱意欲（離脱のための具体的行動別）

離 脱 意 欲		離脱のための具体的行動				合 計
		何もして いない	離脱届を 出した	組から破門・ 絶縁された	その他	
組に戻りたい		184 (73.6) △ [13.3]	21 (11.7) ▼ [-10.9]	11 (12.8) ▼ [-6.4]	8 (22.9) ▼ [-2.6]	220 (44.2)
組には戻りたくない		66 (26.4) ▼ [-13.3]	158 (88.3) △ [10.9]	75 (87.2) △ [6.4]	27 (77.1) △ [2.6]	278 (55.8)
合 計		250 (100.0)	179 (100.0)	86 (100.0)	35 (100.0)	498 (100.0)
χ ² 値		176.235	119.282	41.524	6.938	
自由度		1	1	1	1	
検定結果	P 値	0.000	0.000	0.000	0.008	
	判定	**	**	**	**	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「組に戻りたい」は、問27で「組にもどるつもりである」及び「組とは関係を断ち切りたくないが、組にはもどれないと思う」と回答した者である。
3 「組には戻りたくない」は、問27で「組にもどるつもりはない」及び「組とは関係を断ち切りたいが、組にもどると思う」と回答した者である。
4 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
5 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
6 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
7 無回答を除く。

表46は、「組を離脱するために必要な条件・方法は何だと思いますか」との質問について、重複選択で回答を求めた結果を、「現在、出所後にこれまで所属していた組との関係について、どのように考えていますか」との質問に対する回答結果別に示したものである。「組には戻りたくない」とする者は、「暴力団(組)事務所との接触を絶つこと」、「一般社会での就業や生活の基盤が確保されること」、「相談に乗ってくれる人がいること」及び「自分の家族の身の安全を確保すること」の選択肢において、有意に多くなっている。

表46 調査対象受刑者の所属暴力団からの離脱意欲（離脱のための必要条件・方法別）

離脱意欲	離脱のための必要条件・方法											合 計
	暴力団(組)事務所との接触を絶つこと	よその土地で暮らすこと	警察など公的機関によって一時的に避難できる場所を確保してもらうこと	一般社会での就業や生活の基盤が確保されること	入れ墨除去や義指	金銭的な援助があること	相談に乗ってくれる人がいること	仕事に関する訓練や資格があること	周囲の人が特別な目で見ないこと	自分と家族の身の安全を確保すること	その他	
組に戻りたい	75 (25.8) ▼ [-6.5]	78 (32.8) [-1.7]	10 (26.3) [-1.3]	55 (28.5) ▼ [-3.0]	10 (38.5) [0.2]	30 (38.5) [0.4]	47 (26.6) ▼ [-3.5]	36 (32.1) [-1.1]	13 (28.3) [-1.2]	23 (22.8) ▼ [-3.2]	41 (71.9) △ [6.0]	160 (36.4)
組には戻りたくない	216 (74.2) △ [6.5]	160 (67.2) [1.7]	28 (73.7) [1.3]	138 (71.5) △ [3.0]	16 (61.5) [-0.2]	48 (61.5) [-0.4]	130 (73.4) △ [3.5]	76 (67.9) [1.1]	33 (71.7) [1.2]	78 (77.2) △ [3.2]	16 (28.1) ▼ [-6.1]	280 (63.6)
合 計	291	238	38	193	26	78	177	112	46	101	57	440
χ^2 値	41.650	2.888	1.815	9.193	0.053	0.180	12.315	1.157	1.457	10.465	35.796	
自由度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
検定結果	P 値	0.000	0.089	0.178	0.002	0.189	0.001	0.282	0.227	0.001	0.000	
	判定	**			**		**			**	**	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「組に戻りたい」は、問27で「組にもどるつもりである」及び「組とは関係を断ち切りたくないが、組にはもどれないと思う」と回答した者である。
3 「組には戻りたくない」は、問27で「組にもどるつもりはない」及び「組とは関係を断ち切りたいが、組のもどると思う」と回答した者である。
4 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
5 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
6 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。
7 重複選択による。
8 無回答を除く。

第3 まとめ

前章では、調査対象となった暴力団関係受刑者について、年齢層、家族状況、経済状況、少年時の家庭・非行状況等の身上に関する事項のほか、暴力団への加入動機、暴力団への帰属意識、暴力団離脱の意欲等、所属暴力団に対する意識に関して、彼らからの回答を集計した上、様々な切り口で分析を行った。

本章では、前章での分析結果を踏まえ、暴力団関係受刑者の犯罪傾向についての全体像を把握した上で、彼らに対する矯正処遇が現時点で抱えている問題とそれを解決するための方策及び課題について若干の考察を加えることとしたい。

調査結果をまとめると、大略以下のとおりとなる。

1 暴力団関係受刑者の犯罪傾向

昭和45年当時の暴力団関係者は、暴力行為を構成要件とした犯罪にかかわる可能性が高かったが、昭和48年ころからは、刑法犯では、窃盗、詐欺等の財産犯の比率が、そして、特別法犯では、覚せい剤取締法違反の比率が高くなってきている。

また、年齢構成を見ると、暴力団関係受刑者は、それ以外の受刑者、そして、一般国民に比較しても若い層が多く、20歳代では、傷害及び恐喝という、暴力団にとってオーソドックスな犯罪形態にかかわる者が多い。一方、覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反といった犯罪については、20歳代で少なく、それより年長の30歳代で多くなっている。

暴力団関係者の犯罪傾向は、このように、暴力行為を構成要件又は背景としたものから次第に覚せい剤取締法違反へとウェートを移し、ここ20数年、詐欺、窃盗等の構成比も漸増傾向にあり、より多様で巧妙なものへと変わりつつあるように思われる。こういった犯罪動向は、暴力団を取り巻く社会・経済情勢、年齢層、構成員の価値観・人生観、集団内の習慣やしきたりを含む副次文化等の変化ともかかわっているように思われるが、これらの関連性については、更なる研究を通して明らかにされなければならない。

2 非行歴

暴力団関係受刑者は、それ以外の受刑者に比べて、薬物使用、親・兄弟への暴力及び族等の不良集団への加入の経験があるとする者が多くなっている。初発非行年齢については、それ以外の受刑者の場合に比して、15歳以下とする者が多く、初発非行の内容については、「暴力にかかわるもの」、「車の運転にかかわるもの」及び「薬物にかかわるもの」が多く、逆に、「お金や物にかかわるもの」は少ない。

こういった結果から、暴力団関係受刑者はそれ以外の受刑者と比べて、比較的早い時期から暴力、薬物等にかかわる非行が発現していることが分かる。

3 暴力団関係受刑者の家庭・経済状況等

暴力団関係受刑者の既婚率（内縁関係を含む。）は、それ以外の受刑者のそれに比較して高い。しかしながら、昭和45年及び同60年当時に比べると、平成11年の既婚率は、15ポイント以上も下がっている。なお、離婚経験についても、暴力団関係受刑者はそれ以外の受刑者に比べその比率が高くなっている。

また、暴力団関係受刑者はそれ以外の受刑者に比して、受刑中の手紙等の発受や面会の頻度が高く、

出所後の身元引受人についても、配偶者、父母等を指定する者が多い。

少年時代の生活状況に関しては、それ以外の受刑者との間に有意な差が認められなかった反面、犯行当時の生活状況については、それ以外の受刑者に比して、「苦しかったと思う」とする者は少ない。

事件の契機について、暴力団関係受刑者は、それ以外の受刑者に比べると、「友人のため」及び「組など、所属組織のため」とする者が多い。

以上のことを要約すると、以下ようになる。

ア 暴力団関係受刑者はそれ以外の受刑者に比べて、配偶者を含めた家族とのかかわりが深く、犯行時の生活状況も良い者が多い。

イ 事件を所属組織等のために起こしたとする者がそれ以外の受刑者に比べると多く、殺人はそういった契機で行われることが多い反面、窃盗は自分や家族のために行われることが多い。

詐欺については、統計上の有意差が認められないものの、窃盗と同様、自分や家族のために行われることが多く、これら2つの罪種の構成比が昭和48年ころからおおむね上昇傾向にあるという事実は、暴力団構成員の組織に対する凝集性の変化を示しているのかもしれない。

4 暴力団への帰属意識等

暴力団関係受刑者のうち、組に加入して良かったとする者は約20%強、逆に良かったとは思わないとする者が35%強となっている。加入のメリットとして多く挙げられているのは「組の名前で仕事がしやすい」、「刺激にあふれている」、「仲間が増える」等であり、加入のデメリットとしては、「家族に迷惑をかける」、「両親に迷惑をかける」、「警察ににらまれる」等が多くなっている。

組に入って良かったとする者は、メリットとして「出世できる」、「世間の役に立っている」、「刺激にあふれている」等を挙げるものが多く、逆に、組に入って良かったとは思わないとする者は、デメリットとして、「普通の人から相手にされなくなる」、「世間から冷たい（白い）目で見られる」、「家族に迷惑をかける」等を挙げるものが多い。

所属暴力団での地位及び人間関係について、「満足していた」と答えた者は、暴力団幹部及び暴力団組員を合わせると、それぞれ約27%、約28%である。

5 暴力団からの離脱の意欲、施設内での暴力団離脱指導受講状況等

組から離脱しなかった理由としては、「親分兄弟分との関係が切れなかったから」、「組に義理があったから」、「組員としての生活に満足していたから」等が多く挙げられている。出所後の身の振り方に関して、組に戻りたいとする者は、組に戻りたくないとする者に比べて、「出世できる」及び「世間の役に立っている」とする者の比率が高く、逆に、組に戻りたくないとする者は、「世間から冷たい（白い）目で見られる」との選択肢を除き、「家族に迷惑をかける」、「危ない目に遭いやすい」、「一度入ると脱けることができない」、「思ったよりも経済的に苦しい」及び「かた苦しい」の選択肢について、組に戻りたいとする者より選択率が高くなっている。また、出所後の身の振り方について、離脱指導を受講した者のうち、「組にもどるつもりはない」又は「組とは関係を断ち切りたいが、組にもどると思う」と答えている者は全体の約63%であるが、「組にもどるつもりである」とする者も約27%含まれている。

収容施設が実施している暴力団離脱指導を受講した者は、全体の約17%にとどまっている。暴力団の地位別では、暴力団組員の方が約7ポイント高い。

施設の収容規模と受講率との間には関連が認められ、収容規模等が大きくなるに従い、受講率が下がる傾向が認められる。

組への加入を肯定的に受け止めているか否かに関して、組に加入して良かったとは思わないとする者は、加入して良かったとする者に比して、離脱指導の受講率が高い。また、出所後の身のふり方に関して、組に戻るつもりはないとする者は、その以外の者に比して受講率が高くなっている。

上述の調査結果を踏まえ、現時点で離脱指導がかかえる問題点等について考察した結果を以下に述べる。

(1) (ア)暴力団関係受刑者は比較的早い時期から非行に手を染め、その非行内容も暴力行為を背景又は内容とするものが多い、(イ)犯罪を行った当時の生活状況等がその他の受刑者と比較して安定している、(ウ)組に戻るとする者が約5割いる、といった事実は、組への帰属意識の強さや犯罪性の進捗をうかがわせるもので、彼ら自身の更生の困難さが痛感される。離脱指導の受講率が約17%にとどまっているのも、こういった事実関係が背景にあってのことと思われるが、一方で、本研究の調査結果は、以下の諸点で、離脱指導の受講率向上の可能性をも示唆しているように思われる。受講率向上の努力は継続的に続けられるべきであるのは当然であるが、受講率を高めるための具体的な手段・方法についての更なる研究が望まれる。

(2) 収容規模が大きくなればなるほど受講率は下がる傾向にあるとの調査結果は、離脱指導を含めた各種の教育活動への参加率は、施設の規模が小さいほど高いことを意味するものである。大規模施設で教育への参加率が低下する理由を明確化することは容易ではなく、本研究でもこのことについて結論を出すことはできなかったが、(ア)大規模施設では、被収容者数が多いために集団内での人間関係も一層複雑化しており、管理上の配慮により多くの手間と時間をかけざるを得なくなる、(イ)とりわけ、暴力団離脱指導のようなものの場合、対象者が見栄や外聞を気にする傾向を有する関係上、抗争関係にある派閥関係者及び友好関係にある派閥関係者を含む他の受刑者の目や耳そして口が気になって、指導への参加を躊躇させる、(ウ)実施する対象者が小人数の場合の方が対象者の個々のレディネスに応じた指導が行いやすい、といった事情が存在する可能性は否定できないように思う。

いずれにしても、離脱指導を含む教育活動への参加率を上げていくために、小規模施設が適していることは疑いないことと思われるが、既に建設されている施設の規模を変えることは事実上困難であるから、今後の研究では、小規模施設が実現しているような収容・教育環境をいかにして多くの施設で構築していくかが指導受講率向上に関する重要な課題の一つということになろう。

(3) 表35にも示されているように、暴力団に加入して良かったとは思わないとする者全員が離脱指導を受講しているわけではなく、受講率は約27%にとどまっている。暴力団加入についての後悔がそのまま離脱指導受講へとつながっていくものでないことは、その余の分析結果が示している。前述したように、本人には組員であることに対する誇りや他の受刑者に対する見栄があるだろうし、社会で彼を待つ家族等の安否、組を離脱して後の生活に関する展望等が彼の受講意欲に影響を与えているはずである。その意味では、組から離脱した後の彼らの生活を支える社会的基盤の整備、出所後の就職を容易にする職業的技術の付与、出所後の就職先の斡旋、家族等の安全の確保などが警察等関係諸機関の協力も得て実現されていくことが離脱のための前提となろう。しかし、こういった出所後の社会環境の整備と並行して、離脱指導参加への働き掛けの方法・内容をより効果的なものとしていく努力もおろそかにすべきではないし、離脱指導の方法・内容を受講者にとってより実用的で魅力あるものにしていく工夫も重要である。指導を行うに当たって、外部公的機関を含む各種社会資源を活用することは当然考慮されるべきであろうが、受講者の半数以上の者が施設職員の話が役に立ったと答えているように、施設内部の担当者の資質・能力に磨きをかけていくことでこれまで以上に当該指導を効率的なものにする可能性も小さくはない。

- (4) また、**表35**を見ると、指導受講者中の約17%は、暴力団に加入して良かったとする者であることが分かる。わざわざ自らの余暇時間を割いて受講するのであるから、これらの者全員が冷やかしであるとは思われない。組への加入を肯定的に受け止めている者も、内心、参加したことに伴う不利益をそれ相応に重いものとして受け止めていることの証左だと思われる。離脱指導参加への働き掛けは、彼らのこういった内面の琴線に触れるものでなければならない。家族等への迷惑、世間の冷たい目といった不利益は、他人に指摘されるまでもなく、彼ら自身が感じているのであり、その意識をより重く、よりはっきりしたものにしていくような働き掛けが必要であり、その手段・方法についても分析を深めていくことが望ましい。

「暴力団関係受刑者の意識に関する調査」実施要領

法務総合研究所

1 調査目的

本調査は、組織的な犯罪にかかわる刑事政策上の重要課題の一つである暴力団犯罪対策について考察するに当たり、暴力団関係受刑者を主な対象に、その特質や暴力団関係者に対する処遇の進め方を検討するための資料を得ることを目的として行われるものです。

本調査は、暴力団関係受刑者の実態、暴力団離脱をめぐる問題の所在等を明らかにし、我が国の刑事政策の一翼として矯正施設が果たしている暴力団対策の現状と課題を探ることも試みています。

2 調査対象者

平成11年11月20日から同12年2月20日までの3か月間に、全国のB級処遇施設を出所する刑務所受刑者全員。ただし、本調査を受けることを拒否する者及び心身等の状態により調査を行うことが適当でない者については、実施する必要はありません。

3 調査方法

調査対象者に、当所から送付する対象者記入用調査票（別添資料1）を配布し、以下4の留意事項に御配慮の上、直接記入させてください。さらに、同調査票には氏名・生年月日を記入させないことになっていますが、回収した同調査票ごとに回答者が特定できるように適宜の方法で確認し、個々の記入済みの同調査票の上に、職員記入調査票（別添資料2）をホッチキス、糊等で添付し、これに対象者記入用調査票の記載者に関する情報を記入して下さい。

なお、対象者記入用調査票に記入をしなかった対象者については、職員記入調査票を作成する必要はありません。

対象者記入用調査票及び職員記入調査票については、一括して、調査実施日、調査実施人数等必要事項を記入した送付明細書（別添資料3-1及び3-2）を添付して、当所に送付してください。

4 調査を行うに当たっての留意事項

- (1) 本調査では、対象者記入用調査票に調査対象者本人の氏名を記載させないこととしています。そのため、同調査票回収後に職員記入調査票を記載するに際し、調査対象者の特定に困難を伴うことがありますので、この点を回収に際し御配慮いただくとともに、対象者記入用調査票との照合を容易にするため、各施設の調査実施担当者において、同調査票に番号等に符丁をつけられても差し支えありません。
- (2) 調査方法としては、個別に実施させる場合又は一斉に実施させる場合の二通りが考えられますが、いずれの方法により実施しても差し支えありません。
- (3) 形式的な質問を除き、内容についての質問が出た場合は、「自分で思ったとおり答えるように」回答し、設問の内容についての具体的な指導は行わないようにしてください。
- (4) 対象者から調査の目的等についての質問が出た場合は、「最近の刑務所での教育活動について知るための調査で、これからの刑務所の教育活動に役立てるための資料にする。」旨説明してください。
- (5) 調査を行っている機関についての質問が出た場合は、「刑事政策に関する研究及び資料収集を行っている法務省の研究所である。」旨説明してください。
- (6) もし用紙が不足した場合は、コピーで対処していただくようお願いします。

5 調査票の返送

以下の期限までに、下記 6 (1) の返送先に送付してください。

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| (1) 平成11年12月末日まで実施分 | 平成12年 1 月15日 |
| (2) 平成12年 1 月 1 日から同年 2 月20日まで実施分 | 平成12年 3 月 1 日 |

6 調査票返送先及び照会先

- (1) 調査票返送先

〒279-0013 千葉県浦安市日の出11番地 法務総合研究所 研究部

- (2) 照会先

TEL 047-382-1684 研究官 滝本幸一

047-382-1686 研究官補 立 谷 隆 司

047-382-1022 研究官補 橋 本 三保子

FAX 047-382-1688

法 務 総 合 研 究 所

職 員 記 入 調 査 票

(庁名) (整理番号)

1 庁名・整理番号

2 調査日 月 日

3 生年月日 (日本国籍以外の場合は西暦を記入してください。) 及び国籍
(明治・大正・昭和・西暦) 年 月 日生
国籍 1 日本 2 その他 ()

4 罪名

5 刑名
1 懲役 2 禁錮 3 懲役・禁錮併有 4 その他 ()

6 刑の起算日
(昭和・平成) 年 月 日

7 刑期
1 無期 2 有期 (刑の終了日:平成 年 月 日)

8 入所度数
1 1度 2 2度 3 3度 4 4度 5 5度以上

9 出所時の身元引受人の状況
1 父母 2 配偶者 (内縁関係を含む) 3 兄弟姉妹 4 その他の親族
5 知人 6 雇主 7 更生保護施設 8 社会福祉施設 9 未定

10 懲罰事案内容
懲罰事案の有無 (1 あり 2 なし)
対 職 員 (1 殺傷 回 2 暴行 回 3 抗命 回)
対被収容者 (4 殺傷 回 5 暴行 回 6 抗命 回)
対 物 (7 物品不正授受・不正製作等 回 8 毀棄 回)
そ の 他 (9 怠役 回 10 自傷 回 11 その他 回)

11 外部交通関係 (総数)
(1) 未決時
発信総数 回 受信総数 回 面会総数 回
(2) 既決時
発信総数 回 受信総数 回 面会総数 回

この調査は、あなたの刑務所での生活についてうかがい、今後の参考にすることを目的としています。調査目的以外で使用するこや、あなたの個人の名前が出たり、施設の成績にかかわることはありませんので、できるだけありのままを書いてください。

質問は全部で 29 問あります。それぞれの質問の答え方は、回答欄に、あてはまる番号や数字を記入する場合とあてはまる番号の欄に○をつける場合とがあります。

また、「その他」を選んだときなどは（ ）の中に、具体的な内容や理由を書いてください。

問 1 調査日現在のあなたの年齢

問 1 数字を記入

 歳

問 2 性別

問 2 番号を記入

- 1 男
2 女

問 3 刑名は荷ですか。

問 3 番号を記入

- 1 懲役
2 禁錮
3 懲役・禁錮併科
4 その他（ ）

問 4 刑期はどのくらいですか。1か2のいずれかの番号を右の回答欄に記入し、2を選んだときは、さらにあてはまる数字を書いてください。

問 4

- 1 無期
2 有期

1 または 2 を記入

2 を選んだ場合

 年 月

問 5 この刑務所に入所した日はいつですか。昭和なら 1、平成なら 2 を右の回答欄に記入し、さらに、あてはまる年月日の数字を書いてください。

問 5

- 1 昭和
2 平成

1 または 2 を記入

数字を記入

 年 月 日

問 6 現在、独身ですか、結婚していますか。

問 6 番号を記入

- 1 独身である
2 内縁者がいる
3 結婚している

問 7 過去に離婚したことがありますか。

問 7 番号を記入

- 1 離婚したことがある
2 離婚したことはない

問 8 子供はいますか。

問 8 番号を記入

- 1 子供はいる
2 子供はいない

問9 出所後の身元引受人は、だれですか。

- | | |
|----------|----------------|
| 1 父母 | 2 配偶者（内縁関係を含む） |
| 3 兄弟姉妹 | 4 その他の親族 |
| 5 知人 | 6 雇主 |
| 7 更生保護施設 | 8 社会福祉施設 |
| 9 未定 | 10 その他（ ） |

問9 番号を記入

問10 今回の事件は、だれのために起こしたのですか。次の甲でもっともあてはまると思うものはどれですか。

- 1 自分のため
- 2 家族のため
- 3 友人のため
- 4 組など、所属組織のため
- 5 その他（ ）のため

問10 番号を記入

問11 少年時代に次のような経験がありますか。ある人は、あてはまるものを、いくつでも選んでください。

- 1 シンナー、ボンド、トルエン、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の薬物使用
- 2 暴走族などの不良集団への加入
- 3 親・兄弟への暴力
- 4 親・兄弟からの暴力・虐待
- 5 他人をいじめたこと
- 6 いじめられたこと

問11 あてはまる
番号の欄にいくつ
でも○をつける。

1	
2	
3	
4	
5	
6	

問12 初めて警察に捕まったときは何歳でしたか。

問12 数字を記入

		歳
--	--	---

問13 初めて警察に捕まったときの非行や犯罪は何でしたか。
あてはまるものをいくつでも選んでください。

- 1 お金や物にかかわるもの
- 2 暴力にかかわるもの
- 3 性にかかわるもの
- 4 車の運転にかかわるもの
- 5 薬物にかかわるもの
- 6 その他（ ）

問13 あてはまる
番号の欄にいくつ
でも○をつける。

1	
2	
3	
4	
5	
6	

問14 あなたの育った家庭の生活状況・生活程度はどうでしたか。

- 1 裕福だったと思う
- 2 まあ裕福だったと思う
- 3 普通である
- 4 やや善しかったと思う
- 5 善しかったと思う

問14 番号を記入

問15 受刑前の生活状況・生活程度はどうでしたか。

- 1 裕福だったと思う
- 2 まあ裕福だったと思う
- 3 普通である
- 4 やや善しかったと思う
- 5 善しかったと思う

問15 番号を記入

以下は、本件犯行時に組（いわゆる「暴力団」）に加入していた人に質問します。

問 16 本件犯行時に加入していた組でのあなたの地位は何かでしたか。

- 1 幹部
- 2 組員

問 16 番号を記入

問 17 あなたは、本件犯行時に加入していた組での地位に満足していましたか。

- 1 満足していた
- 2 満足していなかった
- 3 どちらとも言えない
- 4 分からない

問 17 番号を記入

問 18 あなたは、本件犯行時に加入していた組の人間関係に満足していましたか。

- 1 満足していた
- 2 満足していなかった
- 3 どちらとも言えない
- 4 分からない

問 18 番号を記入

問 19 あなたは、本件犯行時に加入していた組で、出世の見込みはありましたか。

- 1 見込みはあった
- 2 見込みはなかった
- 3 どちらとも言えない
- 4 分からない

問 19 番号を記入

問 20 あなたにとって、組に入ったことの魅力・メリット・得たものはどんなことでしたか。あてはまるものをいくつでも選んでください。

- 1 特にない
- 2 自分が強くなれる
- 3 組の名前で任事がしやすい
- 4 釜に困らない
- 5 出世できる
- 6 面倒を見てもらえる
- 7 嗜好がいい
- 8 女性にもてる
- 9 仲間が増える
- 10 刺激にあふれている
- 11 世間の役に立っている
- 12 その他（ ）

問 20 あてはまる番号の欄にいくつでも○をつける。

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	

問 26 受けた内容の中で出所後にあまり役立たないと思ったのはどんなものですか。
あてはまるものをいくつでも選んでください。さらに、選んだものについて、
() 内に、思い出せるものがあれば具体的に書いてください。

- 1 役立たないと思ったものはなかった
- 2 ビデオなどの視聴覚教材 ()
- 3 警察職員・職業訓練所等外部講師の話 ()
- 4 施設職員の話 ()
- 5 集団討議 ()
- 6 面接指導 ()
- 7 作文 ()
- 8 読書指導 ()
- 9 離脱に関する相談所などの公的機関の紹介 ()
- 10 その他 ()

問 27 あなたは、現在、出所後にこれまで所属していた組との関係について、
どのように考えていますか。

- 1 組にもどるつもりである
- 2 組とは関係を断ち切りたいが、組にもどると思う
- 3 組とは関係を断ち切りたいが、組にはもどれないと思う
- 4 組にもどるつもりはない
- 5 その他 ()

問 28 あなたは、組を離脱するために具体的な行動を取りましたか。
あてはまるものをいくつでも選んでください。

- 1 荷もしていない
- 2 離脱届を出した
- 3 組から破門・絶縁された
- 4 その他 ()

問 29 あなたが組を離脱するために必要な条件・方法は何かと思いますか。あてはまる
ものをいくつでも選んでください。

- 1 暴力団(組)事務所との接触を断つこと
- 2 よその土地で暮らすこと
- 3 警察など公的機関によって一時的に避難できる場所を確保してもらうこと
- 4 一般社会での就業や生活の基盤が確保されること
- 5 入れ墨除去や義指
- 6 金銭的な援助があること
- 7 相談に乗ってくれる人がいること
- 8 仕事に関する訓練や資格があること
- 9 周囲の人が特別な目で見ないこと
- 10 自分と家族の身の安全を確保すること
- 11 その他 ()

問 26 あてはまる
番号の欄にいくつ
でも○をつける。

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

問 27 番号を記入

問 28 あてはまる
番号の欄にいくつ
でも○をつける。

1	
2	
3	
4	

問 29 あてはまる
番号の欄にいくつ
でも○をつける。

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	

暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究

研究官	細 木 邦 子
研究官	中 野 陽 子
研究官	染 田 恵
研究官	横 地 環
研究官補	岡 田 和 也
前研究官（東京保護観察所観察第三課課長）	
	吉 田 研一郎

目 次

第1	はじめに	65
1	本研究の目的	65
2	調査研究の方法	65
(1)	調査対象者の選定について	65
(2)	調査の実施方法について	65
(3)	分析方法について	66
3	暴力組織関係者に対する更生保護の概要	66
4	暴力組織関係保護観察対象者にかかわる問題点の現状	68
(参考)	従前の研究	70
第2	調査結果とその分析	71
1	調査対象者の属性等	71
(1)	調査対象者の属性	71
(2)	調査対象者に係る事件	73
(3)	調査対象者の処分歴等	75
(4)	調査対象者の暴力組織との関係	77
2	調査対象者に対する保護観察の実施状況	83
(1)	保護観察開始時の状況	83
(2)	保護観察実施上の問題点と改善状況	85
3	成り行き	90
(1)	保護観察終了時の状況	90
(2)	再犯の状況	94
4	成り行きと関連のある要因の分析	102
(1)	成り行きと各項目との関連	102
(2)	ロジスティック回帰分析の結果	106
第3	まとめ	110
1	調査対象者の属性等	110
2	保護観察の実施状況	110
3	成り行き	111
4	成り行きと関連のある要因の分析	111
5	おわりに	112
資料		114

第1 はじめに

1 本研究の目的

暴力団は、その団体の構成員が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体（平成4年法律第77号「暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律」第2条第2号）である。そのため、その構成員である暴力団員で、保護観察付き執行猶予となった者も、一般の執行猶予付き保護観察対象者に比べて、処遇困難な者が多い。これらの実情に鑑みて、保護観察実務では、保護観察類型別処遇要領に基づき、暴力組織関係対象者に対して、その特質に応じた処遇を行っている。

今回の研究では、これらの点を踏まえて、一般の執行猶予付き保護観察対象者と比べて、暴力組織関係の執行猶予付き保護観察対象者が有する特質を実態調査を通じて明らかにし、その結果実務におけるこの種の対象者に対する効果的な処遇の方策の在り方について検討することを基本的な目的とした。具体的には、次の事項について、調査・研究することを、目的としている。

- ① 保護観察付き執行猶予になる暴力組織関係者の特質を明らかにするため、まず、その犯罪歴、組織内での地位・活動歴、犯罪内容と暴力組織との関係、離脱の見込み等について調べ、それらを基礎に、一般の保護観察付き執行猶予者との比較を通じて、その特質を明らかにする。
- ② 暴力組織関係保護観察付き執行猶予者の保護観察の実施には、どのような困難が認められるのか、特に、担当保護司等との接触状況や実態把握の状況等について、保護観察の実施状況を把握する。
- ③ 暴力組織関係保護観察付き執行猶予者の成り行きを調査し、成り行きと関連している要因を探る。特に、成り行きが悪い対象者の特徴や、再犯の態様や再犯の時期等にみられる特徴を探る。また、成り行きが良好な対象者について、その特徴や、良好な成り行きに影響を及ぼした要因等について調べる。
- ④ 統計的手法により、成り行きと強い関連を有する項目及び関連の程度等を明らかにする。

2 調査研究の方法

(1) 調査対象者の選定について

平成11年1月1日から同年10月31日までの間に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者で、次のいずれかの要件に該当する者を対象とした。

- (ア) 「保護観察類型別処遇要領の制定について」（平成2.3.22保観第108号保護局長通達）別紙の類型の区分に従い、「暴力組織関係対象者」と認定された者
- (イ) (ア)以外で、誓約書（丙）の「遵守事項を守るための指示事項」において、暴力組織に関する記載がなされている者

今回の調査で上記(ア)のほかに(イ)を対象に加えたのは、幾つかの保護観察所で予備的な調査を行ったところ、「暴力組織関係対象者」の認定の判断には、保護観察所によって多少のばらつきがあり、例えば、準構成員として把握はされていないものの、暴力組織との関係が深い場合に、積極的に認定しているところとそうでないところがあるなどの事情が認められたことによる。(イ)を加えたことにより、準構成員に該当していなくても、暴力組織との関係が保護観察実施上の大きな問題の一つになっている者については、調査対象者に含まれることになっている（つまり、範囲がやや広がっている。）。

(2) 調査の実施方法について

調査は、各保護観察所に「暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究」調査票（文末資料参

照)を送付し、保護観察官が、事件記録等に基づいて記入する方法によった。

調査を実施した結果、回収できた調査票は302人分であるが、そのうち上記(ア)に該当するものが227人(75.2%)、(イ)に該当するものが75人(24.8%)となっている。

(3) 分析方法について

分析に当たっては、保護観察付き執行猶予者全体の傾向と比較可能なデータについては、適宜比較を行うことにより、暴力組織関係者の特質を明らかにしていくこととした。

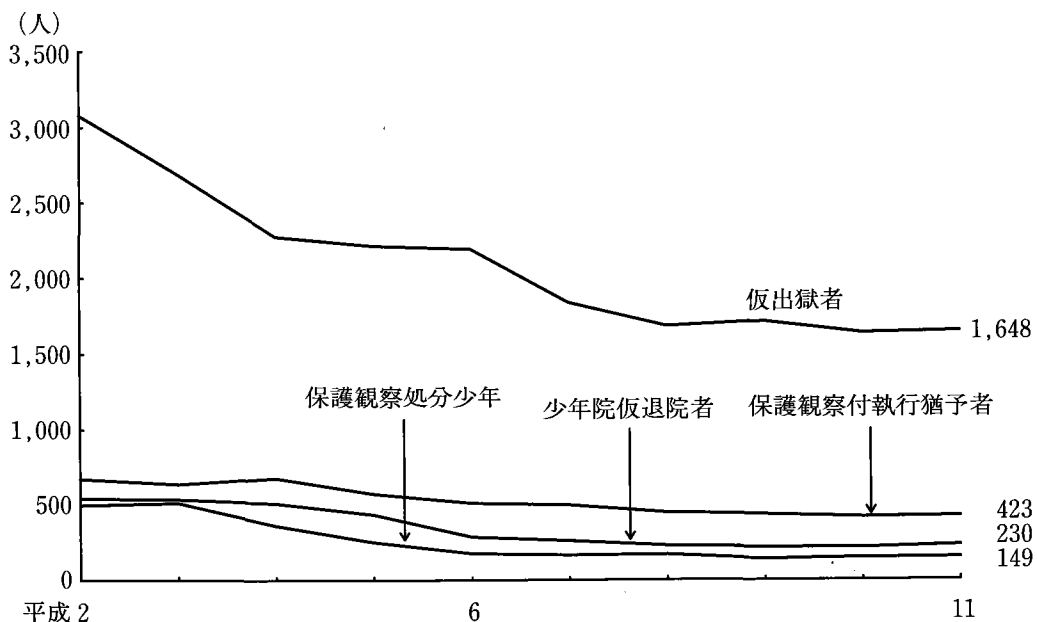
比較に用いるデータは、法務大臣官房司法法制調査部の保護統計のうち「保護観察事件受理調査票」及び「保護観察・更生緊急保護事件終了調査票」により集積されたデータである。ただし、調査対象者の終了年月と保護観察付き執行猶予者の終了年月は一致していない。

3 暴力組織関係者に対する更生保護の概要

以下では、本文での分析の前提として、暴力組織関係保護観察対象者が、保護観察全体に占める比率や保護観察受理・終了についての全般的な傾向について概観する。1-1-1図は、最近10年間における保護観察新規受理人員中の暴力組織関係者（①現に暴力組織の幹部、組員又は準構成員である者、及び②過去に①に該当した者で、保護観察開始時においても暴力組織と完全に絶縁しているとは認められないものをいう。以下、本章において同じ。）数の推移を見たものである。

1-1-1図 暴力組織関係保護観察対象者新規受理人員の推移

(平成2年～11年)



注 1 保護統計年報による。

2 「保護観察処分少年」には、交通短期保護観察少年を含まない。

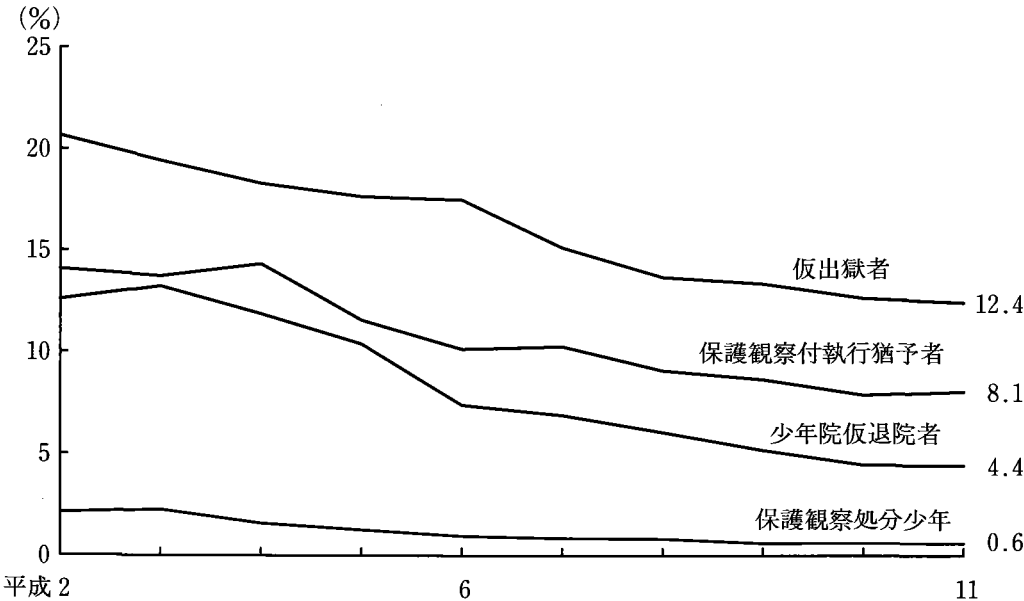
1-1-2表は、平成11年の保護観察新規受理人員に占める暴力組織関係者の比率を示したものである。また、最近10年間における保護観察新規受理人員に占める暴力組織関係者の比率の推移は、1-1-3図のとおりである。

1－1－2表 保護観察新規受理人員に占める暴力組織関係者の比率
(平成11年)

対象者の種類	総数	暴力組織関係者	比率
総数	47,851	2,450	5.1
保護観察処分少年	24,172	149	0.6
少年院仮退院者	5,187	230	4.4
仮出獄者	13,256	1,648	12.4
保護観察付執行猶予者	5,236	423	8.1

注 1 保護統計年報による。
2 「保護観察処分少年」には、交通短期保護観察少年を含まない。

1－1－3図 保護観察新規受理人員に占める暴力組織関係者の比率の推移
(平成2年～11年)



注 1 保護統計年報による。
2 「保護観察処分少年」には、交通短期保護観察少年を含まない。

最近5年間の状況を見ると、保護観察処分少年については、新規受理人員が、平成7年から一貫して増加しているが、各年における暴力組織関係者の占める比率は、7年は0.9% (166人)、8年は0.8% (169人)、9年は0.6% (139人)、10年は0.6% (148人)、11年は0.6% (149人)とおおむね横ばいを示している。

また、少年院仮退院者については、新規受理人員が、平成8年を除いて、相当な増加を示しているが、各年における暴力組織関係者の占める比率を見ると、7年は6.9% (261人)、8年は6.1% (228人)、9年は5.2% (218人)、10年は4.5% (215人)、11年は4.4% (230人)と、低下傾向にある。

一方、仮出獄者については新規受理人員が、一貫して増加しているが、各年の暴力組織関係者の占める比率については、平成7年は15.1% (1,838人)、8年は13.7% (1,682人)、9年は13.3% (1,712人)、10年は12.6% (1,636人)、11年は12.4% (1,648人)と、低下傾向にある。

また、保護観察付執行猶予者について見ると、新規受理人員は、増加傾向にあるが、各年の暴力組織関係者の占める比率は、平成7年は10.3% (499人)、8年は9.1% (448人)、9年は8.7% (436人)、10

年は7.9%（418人）、11年は8.1%（423人）と、低下傾向にある。

処遇に関しては、保護観察の施策として、保護観察類型別処遇制度がある。平成2年3月に保護観察類型別処遇要領が制定され、同年5月から実施された（9年3月に一部改正、12年3月に一部改正。）。これにより、類型別処遇は、保護観察対象者のもつ問題性その他の特性を、犯罪・非行の態様、環境条件等により10区分に類型化した上、各類型ごとに具体的な処遇指針を例示し、その特性に焦点を合わせた処遇を実施している。

暴力組織関係者に対しては、「暴力組織関係対象者」と認定して、保護観察類型別処遇を実施して、類型別処遇の指針を参考に保護観察官が処遇計画を策定し、通常は保護司と協働態勢で社会復帰への働き掛けを行っている。暴力組織関係対象者に対する処遇指針のうち、主要な事項は、次のとおりである。

- ① 警察等関係機関の協力を得るなどして、生活状況、特に暴力組織との具体的な関係、組織の動向等の実態把握に努める。
- ② 交遊関係の調整、転居等による環境の改善を図るなどして、本人に対し、組織からの離脱を働き掛ける。
- ③ 組織加入の動機、その背景、組織における本人の地位、家庭環境、離脱の難易等を踏まえ、警察等関係機関の協力を求めるなどして、本人の離脱について組織に働き掛ける。
- ④ 組織からの離脱のために、家族や警察等関係機関に対し、保護観察への理解、協力を求める。
- ⑤ 地道な職業への就労指導を行う。
- ⑥ 矯正施設収容中の者については、その環境調整の段階から組織離脱の調整に努める。
- ⑦ 同一組織に属する複数の保護観察対象者がある場合には、関係保護司相互間の連携を密にする。

保護観察所では、暴力組織から離脱する意思のある者については、公共職業安定所、警察及び暴力団対策法の施行後に指定された都道府県暴力追放運動推進センター（以下、本報告において「センター」という。）等と緊密に連絡を取り合い、転職指導や就職先の確保等に努めている。

他方、保護観察所においては、①警察及びセンターとの連絡窓口を定め、円滑な協力関係が保たれるよう配慮するとともに、②各都道府県の実情に応じ、暴力組織関係者の社会復帰対策に関して具体的な協力及び連絡を円滑に行うため、警察及びセンターと連絡協議会を開催する等、必要な連絡・協議の場を設けることなど、その協力関係の充実及び強化に努めている。また、センターの暴力追放相談員として、保護司が委嘱されている例が少ない（法務省保護局の資料による。）。

4 暴力組織関係保護観察対象者にかかわる問題点の現状

暴力組織関係者は、1-1-4表に見るように、実数はそれほど多くないものの、再犯等により執行猶予取消しで終了する比率が高く、他方、保護観察成績良好で推移する者は少ない。

1-1-4表 保護観察終了者の終了事由及び成績（4号全体・暴力組織）

（平成9年～11年）

	平成 9 年				平成10年				平成11年				
	4 号全体	%	暴力組織	%	4 号全体	%	暴力組織	%	4 号全体	%	暴力組織	%	
総 数	5,093	100.0	503	100.0	4,930	100.0	458	100.0	4,845	100.0	415	100.0	
期 間 満 了	3,319	65.2	306	60.8	3,194	64.8	281	61.4	3,182	65.7	256	61.7	
刑の執行猶予取消し	1,646	32.3	188	37.4	1,608	32.6	173	37.8	4,526	93.4	153	36.9	
そ の 他	128	2.5	9	1.8	128	2.6	4	0.9	137	2.8	6	1.4	
(期間満了者の成績)	3,319		306		3,194		281		4,845		256		
良 好	1,359	26.7	127	25.2	1,363	27.6	99	21.6	1,378	28.4	111	26.7	
普 通	832	16.3	97	19.3	801	16.2	102	22.3	828	17.1	79	19.0	
不 良	35	0.7	8	1.6	46	0.9	6	1.3	34	0.7	6	1.4	
評定除外	仮 解 除	714	14.0	43	8.5	600	12.2	37	8.1	531	11.0	24	5.8
	所在不明	321	6.3	26	5.2	319	6.5	28	6.1	355	7.3	30	7.2
	身柄拘束	32	0.6	5	1.0	41	0.8	4	0.9	32	0.7	4	1.0
	そ の 他	26	0.5	0	0.0	24	0.5	5	1.1	24	0.5	2	0.5

注 保護統計年報による。

また、従来から、保護観察実施上の問題点として、①実態の把握が困難であること、②接触が困難であること、③面従腹背的な態度をとりやすいこと、④保護観察を軽視しやすいこと、⑤所在不明になりやすいこと、⑥労働を忌避し、怠惰な生活が身についているなど、一般社会への適応性に欠けることなどが指摘されている（河本憲明「暴力団加入対象者の保護観察」『日本の矯正と保護』第3巻，1981年，有斐閣）。

しかしながら、これまで、特に近年は、その実態について調査したものはあまり見られない。

そこで、この種の対象者に対する効果的な保護観察を実施するためにも、暴力組織関係保護観察対象者の実態を把握し、処遇上の問題点や、成り行きに影響を及ぼす要因等の分析を行うことが必要である。

ところで、暴力組織との関係が認められる保護観察対象者は、平成11年の新規受理人員でみると、前出の1-1-2表のとおり、仮出獄者に多い。そこで、仮出獄者の特色をみると、次のとおりである。

- ① 保護観察期間が短い者が多いこと（特に暴力組織と関係が認められた者については、その傾向が強いのではないか。）。
- ② ①とも関連するが、保護観察期間中の再犯率は非常に低く¹、成り行きを左右する要因の分析は困難であること。
- ③ 地方更生保護委員会による仮釈放審理等を通じ、組織からの離脱の見込みが高い者があらかじめ選別されていること。

これらの状況にかんがみて、本研究は保護観察付き執行猶予者を研究の対象とすることとした。

1 保護観察期間中に、再度罪を犯し、かつ、新たな処分を受けた者の保護観察終了者に対する比率（再犯率）は、仮出獄者についてはおおむね1%前後で、また、保護観察付き執行猶予者についてはおおむね30%台で、それぞれ推移している。平成11年における再犯率は、仮出獄者が1.1%、保護観察付き執行猶予者が34.4%となっている（平成12年版犯罪白書，p.92）。

（参考） 従前の研究

まず、暴力組織関係保護観察対象者に関する先行研究の幾つかを簡単に振り返ってみることとする。
古いものでは、

- ① 保護局調査連絡課「暴力組織と関係をもつ暴力事犯関係対象者に関する実態調査」保護月報第62号（昭和38年7月）
- ② 小山忠直・井上義隆「保護観察下にある暴力組織関係犯罪者の実態に関する研究」法務総合研究所研究部紀要 1966年（昭和41年7月）

などがある。しかし、①の調査と②の研究はともに、(i)調査・研究を行った時点が1960年代と古く、また、(ii)調査・研究対象者の選定方法が本調査とは、まったく異なっていること、及び、(iii)採用した調査方法が本調査研究とは異なっていること、例えば、当該事件担当保護司のケース予想として担当ケース（対象者）の予後に関する見通しの判断について調査(①)したり、当該事件担当保護司に回顧的アンケート様式による質問調査（②）をする方法を採用していること、などの理由により、本調査研究と対比あるいは比較して分析する方法は採用しない。

ところで、前述した①及び②の両調査のような暴力組織保護観察対象者に関する全国的な、あるいは大規模な調査は、その後行われていない。

しかし、近年実施された調査の中で、暴力組織関係保護観察対象者に言及しているものは幾つか認められるので、該当する事項に関して、次にその要点を概観する。

- ③ 長岡等「保護観察付執行猶予者の成行きに関する研究 第1報告」法務総合研究所研究部紀要32 1989年、及び、安形・松本等「保護観察執行猶予者の成り行きに関する研究 第2報告」法務総合研究所研究部紀要33 1990年

<要点>

- ・「組員」、「準構成員」の再犯率が高いのに対し、「幹部」は比較的低率である。
- ・暴力団に所属する保護観察対象者は、保護司等に対して恭順の態度で接することが少なくなく、無銭飲食の常習者などのように、たちまち再犯をして逮捕されるようなことも少ないが、フォロー・アップの期間を長くとればとるほど、再犯の説明要因としての順位を確実に高めていくところの存在となる。

- ④ 川崎等「覚せい剤事犯保護観察付執行猶予者に関する研究 第1報告」法務総合研究所研究部紀要38 1995年、及び、岡田等「覚せい剤事犯保護観察付き執行猶予者に関する研究 第2報告」法務総合研究所研究部紀要39 1996年

<要点>

- ・覚せい剤事犯保護観察付き執行猶予者について、暴力組織関係をみると、男子では、26.1%が「組員」及び「元組員」であり、何らかの形で暴力団と関係のある者が51.6%を占める。
- ・対象者の「暴力団との交友」に関する対応は、保護観察官や担当保護司による「対象者への指導」（保護観察官、担当保護司ともに62.％）が中心である。また、保護観察官が対象者について、「警察に暴力団関係を照会」（5.4%）したり、「警察に協力依頼」（2.7%）することが若干ながら見られる。
- ・対象者の「暴力団との交友」に関する問題の改善状況は、「改善した」と「やや改善した」を合わせると50.0%となり、「家庭不和」（61.0%）、「失業」（53.1%）に次いで高いが、他方、「悪化した」と「やや悪化した」を合わせた比率も、21.4%と比較的高い。

第2 調査結果とその分析

1 調査対象者の属性等

(1) 調査対象者の属性

2-1-1表は、調査対象者の性別並びに保護観察開始時の年齢及び教育程度を見たものである。

性別については、男子が93.4%で、大半を占めている。

年齢は、24歳以下が4割近くを占め、20歳代後半、30歳代、40歳以上がそれぞれ約2割ずつとなっており、最高齢は59歳である。平成11年に受理した保護観察付き執行猶予者全体と比較すると、やや若年に偏っている。平均年齢をこの保護観察付き執行猶予者全体と比較したところ、調査対象者の平均年齢(30.9歳)は、保護観察付き執行猶予者全体(33.5歳)と比較して2歳以上若く、平均の差の検定の結果も有意差が認められる($t=-3.578$ or -4.292 , $p<.001$)。

教育程度は、中学卒業以下(中学中退の3人を含む。)が46.4%で最も多く、次いで、高校中退、高校卒業以上(大学中退の2人を含む。)の順となっている。2-1-2表は、調査対象者と平成11年に受理した保護観察付き執行猶予者全体の教育程度を比較したものである。その結果、中卒者については両者の相違は見られないものの、高校中退では調査対象者が統計上有意に多く、高卒以上では調査対象者が有意に少ないことから、調査対象者は、保護観察付き執行猶予者全体よりも教育程度が低いことが分かる($\chi^2(2)=25.971$, $p<.000$)。

2-1-1表 調査対象者の性別・年齢・教育程度

区 分		人 数	
総	数	302	(100.0)
① 性	別		
	男	282	(93.4)
	女	20	(6.6)
② 年	齢		
19 歳 以 下		1	(0.3)
20 ~ 24 歳		116	(38.4)
25 ~ 29 歳		54	(17.9)
30 ~ 39 歳		66	(21.9)
40 ~ 49 歳		50	(16.6)
50 歳 以 上		15	(5.0)
③ 教 育 程 度			
中 卒 以 下		140	(46.4)
高 校 中 退		107	(35.4)
高 卒 以 上		55	(18.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。

2－1－2表 調査対象者と保護観察付き執行猶予者全体との教育程度の比較

区 分	総 数	教 育 程 度		
		中卒以下	高校中退	高卒以上
調 査 対 象 者	302	140	109	53
	(100.0)	(46.4)	(36.1)	(17.5)
		<0.9>	<3.8>	-<4.6>
保 護 観 察 付 き 執行猶予者全体	5,150	2,250	1,352	1,548
	(100.0)	(43.7)	(26.3)	(30.1)
		-<0.9>	-<3.8>	<4.6>

注 1 法務総合研究所の調査及び法務大臣官房司法法制調査部の資料による。
2 ()内は、構成比である。
3 < >内は、調整済み残差であり、網掛け部分は有意差の認められた部分を示す。
4 執行猶予者全体については、比較の必要上、調査対象者と同じカテゴリーに含まれない者を除外した。

2－1－3表は、保護観察開始時の職業を見たものである。無職者が31.6％であり、職業に就いている者のうちでは、技能工・採掘・製造・建設作業者及び労務作業者が3割以上を占めている。そのうち、建設作業者は78人で、総数の25.8％となっている。保護観察終了時には、無職者の比率は、総数の24.2％に低下している。

平成11年の保護観察付き執行猶予者全体を見ると、保護観察受理時では49.9％、保護観察終了時では30.9％の者が、それぞれ無職者である。

2－1－3表 調査対象者の職業

職 業	人 数
総 数	294 (100.0)
管 理 的 職 業 従 事 者	3 (1.0)
販 売 従 事 者	29 (9.9)
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	19 (6.5)
農 林 ・ 漁 業 作 業 者	3 (1.0)
運 輸 ・ 通 信 従 事 者	18 (6.1)
技能工・採掘・製造・建設作業者及び労務作業者	92 (31.3)
そ の 他 の 職 業	26 (8.8)
無 職 者	93 (31.6)
不 詳	11 (3.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。
3 資料のないものを除く。

2-1-4表は、保護観察開始時の配偶者の有無を見たものである。「配偶者なし」が過半数を占めているが、これは、調査対象者の年齢が比較的若いことも影響していると思われる。また、配偶者がいる者のうち、37.0%が内縁関係にある者である。

2-1-4表 調査対象者の配偶者の有無

区 分	人 数
総 数	301 (100.0)
配 偶 者 あ り	135 (44.9)
内 縁 関 係	50 (16.6)
配 偶 者 な し	162 (53.8)
不 明	4 (1.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 資料のないものを除く。

(2) 調査対象者に係る事件

2-1-5表は、調査対象者の罪名を見たものである。覚せい剤取締法違反が最も多く、全体の4割近くとなっており、以下、傷害(20.9%)、恐喝(15.2%)、窃盗(11.3%)等となっている。

2-1-5表 調査対象者の罪名

罪 名	件 数
総 数	302
住 居 侵 入	6 (2.0)
文書・有価証券・印章偽造	8 (2.6)
賭 博 ・ 富 く じ	9 (3.0)
傷 害	63 (20.9)
暴 行	11 (3.6)
業 務 上 過 失 致 死 傷	5 (1.7)
窃 盗	34 (11.3)
詐 欺	21 (7.0)
恐 喝	46 (15.2)
暴 力 行 為 等 処 罰 法	10 (3.3)
そ の 他 の 刑 法 犯	26 (8.6)
銃 刀 法	6 (2.0)
覚 せ い 剤 取 締 法	112 (37.1)
道 路 交 通 法	19 (6.3)
毒 劇 法	4 (1.3)
そ の 他 の 特 別 法 犯	15 (5.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、総数に対する比率である。

3 重複計上による。

2-1-6表は、刑期、執行猶予期間及び保護観察が裁量的に付されたものであるか必要的に付されたものであるかどうかを見たものである。

2-1-6表 調査対象者の刑期等

区 分	件 数
総 数	302 (100.0)
① 刑 期	
1 年 以 下	84 (27.8)
1 年 6 月 以 下	120 (39.7)
2 年 以 下	72 (23.8)
2 年 を 超 え る	26 (8.6)
② 執行猶予期間	
2 年	2 (0.7)
3 年	136 (45.0)
4 年	107 (35.4)
5 年	57 (18.9)
③ 保護観察の別	
裁量的保護観察	279 (92.4)
必要的保護観察	23 (7.6)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

刑期は、1年を超え1年6月以下(39.7%)が最も多く、次いで1年以下(27.8%)、1年6月を超え2年以下(23.8%)となっている。なお、刑名はすべて懲役である。

執行猶予期間は、3年の者が半数近く(45.0%)を占め、以下、4年(35.4%)、5年(18.9%)となっている。平成11年に受理した保護観察付き執行猶予者全体と比較すると、3年の者の比率がやや低く、5年の者の比率がやや高いものの、統計上の有意差は認められなかった。

保護観察が裁量的に付されたものであるか必要的に付されたものであるかについて見ると、初度の執行猶予の言渡しに伴い裁量的に保護観察に付された者が92.4%を占め、再度の執行猶予の言渡しに伴い必要的に保護観察に付された者は7.6%である。

2-1-7表は、調査対象者と平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体とを比較したものである。その結果、保護観察付き執行猶予者全体では、裁量的に保護観察に付された者の比率は87.8%で(保護統計年報による。)、調査対象者における比率の方が高く、再度の執行猶予の言渡しに伴い必要的に保護観察に付された者の比率は12.2%で、調査対象者における比率の方が低く、いずれについても統計上の有意差は認められた($\chi^2(1)=5.638$, $p<.05$)。

なお、過去10年間(平成2年～11年)に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体の傾向を見ると、その間一貫して、裁量的に保護観察に付された者の比率が上昇し(平成2年79.4%、11年87.8%)、必要的保護観察の比率は低下(平成2年20.6%、11年12.2%)している。ちなみに、この間に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者の数は、平成2年をピークに(5,869件)、ほぼ一貫して減少している(平成11年は4,845件)。

2-1-7表 保護観察に付された理由

区 分	総 数	保護観察に付された理由	
		裁 量 的	必 要 的
調 査 対 象 者	302 (100.0)	279 (92.4) <2.4>	23 (7.6) -<2.4>
保 護 観 察 付 け 執 行 猶 予 者 全 体	4,845 (100.0)	4,255 (87.8) -<2.4>	590 (12.2) <2.4>

注 1 法務総合研究所の調査及び法務大臣官房司法法制調査部の資料による。
2 ()内は、構成比である。
3 < >内は、調整済み残差であり、網掛け部分は有意差の認められた部分を示す。

(3) 調査対象者の処分歴等

2-1-8表は、調査対象者の保護処分歴及び刑事処分歴等を年齢層別に見たものである。

2-1-8表 調査対象者の処分歴(年齢層別)

年齢層	総 数	保護観察 処 分	少年院 送 致	罰 金 (一般)	罰 金 (交通)	起訴猶予	執行猶予 (保護観察なし)	執行猶予 (保護観察付)	実 刑
総 数	302	118 (39.1)	63 (20.9)	120 (39.7)	95 (31.5)	25 (8.3)	83 (27.5)	31 (10.3)	43 (14.2)
19歳以下	1	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	-	-	-	-
20～24歳	116	59 (50.9)	38 (32.8)	19 (16.4)	17 (14.7)	3 (2.6)	9 (7.8)	2 (1.7)	-
25～29歳	54	24 (44.4)	15 (27.8)	20 (37.0)	16 (29.6)	6 (11.1)	16 (29.6)	5 (9.3)	-
30～39歳	66	21 (31.8)	4 (6.1)	35 (53.0)	27 (40.9)	5 (7.6)	28 (42.4)	11 (16.7)	14 (21.2)
40歳以上	65	13 (20.0)	6 (9.2)	46 (70.8)	34 (52.3)	11 (16.9)	30 (46.2)	13 (20.0)	29 (44.6)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、年齢層別の総数に対する比率である。
3 重複計上による。

保護観察処分歴を有する者は、調査対象者全体の約4割であるが、20歳代前半では半数を超えている。また、少年院送致歴を有する者は、全体では約2割であるが、20歳代前半では3割を超えている。いずれの比率も、年齢層が上がると低下しているが、これは、保護観察付き執行猶予者の場合、客観的な資料が乏しく、特に保護処分歴に関しては、本人の供述のみに頼らざるを得ないことが影響しているものと思われる。

一方、刑事処分歴を有する者の比率については、年齢層が高くなるにつれて高くなっている。最も高い年齢層である40歳以上の者について見ると、罰金（一般）が約7割、罰金（交通）が約5割、保護観察の付かない執行猶予も半数近くに上っている。また、実刑歴を有する者は、調査対象者総数では1割台（14.2％）にとどまっているが、40歳以上では4割を超えている。

なお、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体では、少年院送致歴を有する者は

14.0%，実刑歴を有する者は10.6%となっており（保護統計年報による。），調査対象者では，これらの処分歴を有する者の比率がやや高くなっている。

2-1-9表は，調査対象者の薬物使用歴を見たものである。6割近くの者が何らかの薬物使用歴を有しており，平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体では薬物等使用歴のある者が30.9%である（保護統計年報による。）のと比較すると，使用歴のある者がかなり高率となっている。

2-1-9表 調査対象者の薬物使用歴

区 分	人 数
総 数	302 (100.0)
薬物使用歴あり	190 (62.9)
麻 薬 等	6 (2.0)
覚 せ い 剤	128 (42.4)
シ ン ナ ー	44 (14.6)
そ の 他	2 (0.7)
薬物使用歴なし	112 (37.1)
不 明	10 (3.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は，構成比である。
 3 「薬物使用歴あり」の内訳は，最も使用の程度の深いものを一つだけ選択している。

2-1-10表は，これら両者の使用歴を比較したものである。その結果，麻薬等を除くすべての薬物において統計的に有意差が見られ，特に，調査対象者は，保護観察付き執行猶予者全体に比べて，覚せい剤及びシンナーの使用歴を有する者が有意に多いことが分かる ($\chi^2(4)=135.658$, $p<.000$)。

2-1-10表 薬物使用歴比較

区 分	総 数	薬 物 使 用 歴				
		な し	麻薬等	覚せい剤	シンナー	その他
調 査 対 象 者	292 (100.0)	112 (38.4) -<10.8>	6 (2.1) <1.4>	128 (43.8) <7.1>	44 (15.1) <7.5>	2 (0.7) <2.1>
保護観察付き 執行猶予者 全 体	4,815 (100.0)	3,319 (68.9) -<10.8>	54 (1.1) -<1.4>	1,202 (25.0) -<7.1>	233 (4.8) -<7.5>	7 (0.1) -<2.1>

- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務大臣官房司法法制調査部の資料による。
 2 ()内は，構成比である。
 3 < >内は，調整済み残差であり，網掛け部分は有意差の認められた部分を示す。
 4 不明を除く。

2-1-11表は，調査対象者の暴走族加入歴を年齢層別に見たものである。

暴走族加入歴を有する者は調査対象者全体の約17%で，不明の者が約2割となっている。また，20歳代前半の者に限ると，加入歴のある者が約3割を占めている。

2-1-11表 調査対象者の暴走族加入歴（年齢層別）

年齢層	総 数	あ り	な し	不 明
総 数	302 (100.0)	51 (16.9)	192 (63.6)	59 (19.5)
19 歳 以 下	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-
20 ～ 24 歳	116 (100.0)	35 (30.2)	64 (55.2)	17 (14.7)
25 ～ 29 歳	54 (100.0)	7 (13.0)	36 (66.7)	11 (20.4)
30 ～ 39 歳	66 (100.0)	6 (9.1)	45 (68.2)	15 (22.7)
40 歳 以 上	65 (100.0)	2 (3.1)	47 (72.3)	16 (24.6)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。

(4) 調査対象者の暴力組織との関係

調査対象者が加入し、又は交際していた暴力組織を見たものが2-1-12表である。山口組、稲川会、住吉会の3団体で全体の3分の2を占めている。

2-1-12表 加入又は交際していた暴力組織

団 体 名	件 数
総 数	300 (100.0)
山 口 組	117 (39.0)
稲 川 会	37 (12.3)
住 吉 会	45 (15.0)
その他指定団体	39 (13.0)
非 指 定 団 体	20 (6.7)
不 明	42 (14.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。
3 「その他指定団体」とは、暴力団対策法による指定暴力団のうち、山口組・稲川会・住吉会以外のものをいう。
4 資料のないものを除く。

調査対象者が加入し、又は交際していた暴力組織内の地位又は暴力組織との関係を年齢層別に見たものが2-1-13表である。調査対象者全体では、幹部が1割、組員が4割弱、関係者が2割弱等となっている。年齢層別では、幹部は40歳以上に、組員は20歳代前半に多い。

調査対象者のうちの女子20人は、組員等の妻（内縁関係にある者を含む。）や交際相手が大半を占めており、暴力組織の幹部、組員、準構成員又は元組員である者はいない。

2－1－13表 暴力組織内の地位又は暴力組織との関係（年齢層別）

年齢層	総 数	幹 部	組 員	準構成員	元組員	関係者	不 明
総 数	299 (100.0)	29 (9.7)	112 (37.5)	20 (6.7)	42 (14.0)	55 (18.4)	41 (13.7)
19歳以下	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-
20～24歳	115 (100.0)	1 (0.9)	52 (45.2)	13 (11.3)	12 (10.4)	21 (18.3)	16 (13.9)
25～29歳	54 (100.0)	5 (9.3)	22 (40.7)	2 (3.7)	7 (13.0)	9 (16.7)	9 (16.7)
30～39歳	64 (100.0)	8 (12.5)	25 (39.1)	3 (4.7)	13 (20.3)	9 (14.1)	6 (9.4)
40歳以上	65 (100.0)	15 (23.1)	13 (20.0)	2 (3.1)	9 (13.8)	16 (24.6)	10 (15.4)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。
3 暴力組織内の地位又は暴力組織との関係について資料のないものを除く。

調査対象者の加入団体、組織内の地位の認定根拠となった資料を見たものが2－1－14表である。本人が比較的最近保護観察を受けていた経歴を有するなどの事情がない場合、本人が暴力組織とかかわりがあるか否かの判断は、取りあえず言渡し裁判所から送付されてくる書類によるか、さもなければ面接時の本人や家族の供述に頼らざるを得ない。認定の根拠としては、言渡裁判所作成の資料（判決書、執行猶予者保護観察事件調査票等）が8割近く、本人・家族と面接した際の供述が7割を占め、警察等に対する照会の結果を根拠とするものは、全体のほぼ4分の1にとどまっている。

2－1－14表 調査対象者の加入団体・暴力組織内での地位を示す資料

加入団体・地位を示す資料	総 数	あ り	な し
言 渡 裁 判 所 作 成 の 資 料	300 (100.0)	236 (78.7)	64 (21.3)
暴力組織に関する照会に対する回答	299 (100.0)	74 (24.7)	255 (75.3)
本人・家族と面接した際の供述	299 (100.0)	211 (70.6)	88 (29.4)
そ の 他	296 (100.0)	4 (1.4)	292 (98.6)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。
3 「言渡裁判所作成の資料」は、判決書執行猶予者保護観察事件調査票等をさす。
4 「暴力組織に関する照会」に対する回答は、警察署等から寄せられたものである。
5 資料のないものを除く。

2－1－15表は、暴力組織に加入し、又は暴力組織加入者との交際が始まった時期を見たものである。平成4年以降が4割以上で最も多く、昭和60年以降のものを合わせると全体の約3分の2を占めている。

2-1-15表 最初に加入（交際）した時の年次

年 次	件 数
総 数	300 (100.0)
昭 和 39 年 以 前	2 (0.7)
昭 和 40 年 代	20 (6.7)
昭 和 50 年 代	26 (8.7)
昭和60年～平成3年	66 (22.0)
平 成 4 年 以 降	132 (44.0)
不 明	54 (18.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 資料のないものを除く。

2-1-16表は、暴力組織に加入し、又は暴力組織加入者との交際が始まったときの年齢を見たものである。19歳以下が26.0%、20歳代前半が31.3%となっており、この両方で6割近くを占めている。なお、加入（交際開始）の時期や年齢が不明の者もそれぞれ2割近くいる。

2-1-16表 最初に加入（交際）した時の年齢

年 齢	件 数
総 数	300 (100.0)
19 歳 以 下	78 (26.0)
20 ～ 24 歳	94 (31.3)
25 ～ 29 歳	34 (11.3)
30 ～ 34 歳	18 (6.0)
35 ～ 39 歳	11 (3.7)
40 歳 以 上	12 (4.0)
不 明	53 (17.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 資料のないものを除く。

2-1-17表は、保護観察開始時の年齢層と加入（交際）期間との関連を見たものである。年齢層が低い者に加入（交際）期間が短い者が多く、加入（交際）期間5年以下の者が、30歳代でも46.2%、40歳代でも24.6%を占めている。

2-1-17表 保護観察開始時年齢層別加入（交際）期間

年齢層	総 数	1 年未満	1 ～ 5 年	6 ～ 10 年	10 年以上	不 明
総 数	300 (100.0)	45 (15.0)	124 (41.3)	21 (7.0)	39 (13.0)	71 (23.7)
19歳以下	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	-	-
20～24歳	115 (100.0)	27 (23.5)	65 (56.5)	4 (3.5)	-	19 (16.5)
25～29歳	54 (100.0)	6 (11.1)	24 (44.4)	8 (14.8)	1 (1.9)	15 (27.8)
30～39歳	65 (100.0)	9 (13.8)	21 (32.3)	7 (10.8)	15 (23.1)	13 (20.0)
40歳以上	65 (100.0)	2 (3.1)	14 (21.5)	2 (3.1)	23 (35.4)	24 (36.9)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 資料のないものを除く。

2-1-18表は、加入（交際）期間と暴力組織内での地位又は暴力組織との関係との関連を見たものである。加入（交際）期間が10年以上の者では幹部が3分の1を占めており、また、1年から10年の者では組員が約半数を占めているのに対し、1年未満の者では準構成員又は関係者の比率が他よりも高くなっている。

2-1-18表 加入(交際)期間別に見た暴力組織内の地位又は暴力組織との関係

加入 (交際) 期間	総 数	幹 部	組 員	準構成員	元組員	関係者	不 明
総 数	299 (100.0)	29 (9.7)	112 (37.5)	20 (6.7)	42 (14.0)	55 (18.4)	41 (13.7)
1 年未満	44 (100.0)	-	16 (36.4)	5 (11.4)	8 (18.2)	9 (20.5)	6 (13.6)
1 ～ 5 年	124 (100.0)	11 (8.9)	61 (49.2)	10 (8.1)	14 (11.3)	19 (15.3)	9 (7.3)
6 ～ 10 年	21 (100.0)	1 (4.8)	11 (52.4)	-	8 (38.1)	-	1 (4.8)
10 年以上	39 (100.0)	13 (33.3)	14 (35.9)	3 (7.7)	2 (5.1)	5 (12.8)	2 (5.1)
不 明	71 (100.0)	4 (5.6)	10 (14.1)	2 (2.8)	10 (14.1)	22 (31.0)	23 (32.4)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 資料のないものを除く。

2-1-19表は、調査対象者の暴力組織加入（交際）の主なきっかけを見たものである。不明がかなり多いものの、それ以外では、先輩・友人、親族の誘いなどを理由とする者が全体の約3分の1を占め、交友等関係が暴力組織加入のきっかけの大きな要因の一つになっていることが分かる。

2-1-19表 調査対象者の暴力組織加入(交際)の主なきっかけ

加入(交際)の主なきっかけ	総数
総数	300 (100.0)
自ら進んで	43 (14.3)
先輩・友人等に誘われて	77 (25.7)
親、兄弟等の親族を通じて	10 (3.3)
盛り場等で遊んでいる時に誘われて	13 (4.3)
仕事関係を通じて	25 (8.3)
薬物の使用、売買を通じて	5 (1.7)
その他	12 (4.0)
不明	115 (38.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。
3 資料のないものを除く。

次に、身体上の特徴として指詰めと入れ墨の状況を見たものが2-1-20表である。指詰めについては8.0%，入れ墨については27.9%が「あり」となっているが、不明もそれぞれ3割近い。

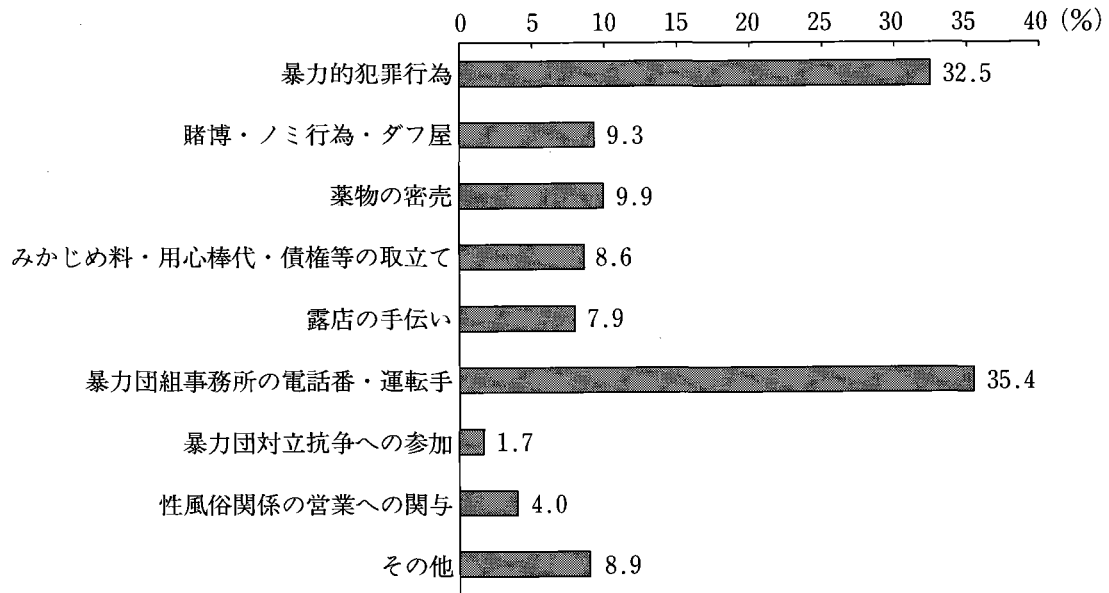
2-1-20表 指詰めと入れ墨の状況

区分	指詰め	入れ墨
総数	301 (100.0)	301 (100.0)
あり	24 (8.0)	84 (27.9)
なし	192 (63.8)	134 (44.5)
不明	85 (28.2)	83 (27.6)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。
3 資料のないものを除く。

次に、「加入（交際）中のできごとや生活」の中から、暴力組織と関連のある行為の比率を見たものが2-1-21図である。比較的多いのは、暴力団事務所の電話番・運転手（35.4%）、殺人、傷害、恐喝等の暴力的犯罪行為（32.5%）等である。全般的に該当者の比率が低いですが、それは、特に保護観察開始前の生活状況については十分な把握が困難なこと、及び、ある程度把握していたとしても、必ずしもそれについて事件記録に記載するとは限らないことも一つの要因になっていると思われる。

2-1-21図 加入（交際）中のできごとや生活



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 数値は、総数に対する比率である。
3 重複計上による。

調査対象者が保護観察付き執行猶予に付される原因になった事件について、共犯者数及び事件と暴力組織との関連の有無を見たものが2-1-22表である。

2-1-22表 共犯者数別に見た調査対象事件の暴力組織との関連

暴力組織との関連	総数	共犯者の有無			
		共犯者なし	共犯者1名	共犯者2名	共犯者3名以上
総数	268 (100.0)	134 (100.0)	62 (100.0)	35 (100.0)	37 (100.0)
関連なし	139 (51.9)	99 (73.9)	25 (40.3)	10 (28.6)	5 (13.5)
関連あり	129 (48.1)	35 (26.1)	37 (59.7)	25 (71.4)	32 (86.5)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。
3 不明を除く。

共犯者の有無については、半数は共犯者のない単独犯であり、他方、共犯者3人以上による犯行は13.8%とそれほど多くはない。

総数で見ると、原因となった事件が暴力組織に「関連あり」とするものと「関連なし」とするものがほぼ半々になっている。ただし、共犯者数との関連で見ると、共犯者がいない場合には「関連なし」の比率が高く、共犯者がいる場合には「関連あり」の比率が高くなっている。特に、共犯者が3人以上の場合には、8割以上が暴力組織との関連を有する犯罪となっている。

2 調査対象者に対する保護観察の実施状況

(1) 保護観察開始時の状況

2-2-1表は、保護観察開始時の引受人の状況を見たものである。

引受人は、父母が過半数を占めて最も多いが、そのうち24％は同居していない。次いで配偶者の28％となっており、この両方で8割を占めている。なお、引受人が父母や配偶者以外の者である場合には、保護観察開始時に引受人が調査対象者と同居していない比率が高くなっている。

2-2-1表 調査対象者の引受人の状況

引 受 人	人 数
総 数	302 (100.0)
配 偶 者	85 (28.1)
父 母	155 (51.3)
兄 弟 姉 妹	12 (4.0)
そ の 他 の 親 族	7 (2.3)
知 人	19 (6.3)
雇 主	12 (4.0)
更生保護施設	2 (0.7)
そ の 他	2 (0.7)
な し	8 (2.6)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。
3 「配偶者」には、内縁関係を含む。

2-2-2表は、調査対象者と保護観察付き執行猶予者全体について、保護観察所への初回の出頭状況を見たものである。保護観察付き執行猶予者全体と同様に、調査対象者の大多数は確定前に出頭しており、確定後1週間を過ぎても出頭しない者は6％程度にとどまっている。

2-2-2表 保護観察所への初回出頭状況

出 頭 状 況	調査対象者	執行猶予者全体
総 数	302 (100.0)	5,224 (100.0)
確 定 前 に 出 頭 し た	262 (86.8)	4,719 (90.3)
確 定 後 7 日 以 内 に 出 頭 し た	21 (7.0)	271 (5.2)
確 定 後 1 月 以 内 に 出 頭 し た	11 (3.6)	104 (2.0)
確 定 後 1 月 以 内 に 出 頭 し な か っ た	8 (2.6)	130 (2.5)

注 1 法務総合研究所の調査及び法務省保護局の資料による。
2 ()内は、構成比である。
3 「確定後1月以内に出席しなかった」は、不出頭を含む。
4 「執行猶予者全体」は平成11年に受理した保護観察付き執行猶予全人員をいう。

分類処遇制度²による分類状況を、類型別処遇における「暴力組織」類型の認定の有無別に見たものが2-2-3表である。調査対象者のうち、処遇困難と予測されるA分類の者の比率は、「暴力組織」類型

2 分類処遇は、科学的な指標に臨床的知見を加えた判定に基づき、保護観察対象者を処遇の難易度に応じてA・Bの2段階に分類し、問題が多く処遇が困難と予測されたA分類の者に対しては、保護観察官による直接的処遇を積極的に行うこととする制度である。

に認定されている者では32.6%，認定されていない者では14.7%となっており，「暴力組織」類型に認定されている者で特に高率となっている。

2－2－3 表 「暴力組織」類型認定の有無と分類処遇の状況

類型認定の有無	総 数	A分類	B分類	非該当
総 数	302 (100.0)	85 (28.1)	206 (68.2)	11 (3.6)
な し	75 (100.0)	11 (14.7)	62 (82.7)	2 (2.7)
あ り	227 (100.0)	74 (32.6)	144 (63.4)	9 (4.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は，構成比である。

3 「引該当」とは，交通事件（交通関係業過及び道交違反）保護観察対象者につき，分類処遇から除外されたものを指す。

2－2－4 表は，遵守事項³を守るための指示事項⁴を，内容別に見たものである。最も多くの調査対象者に付けられたのは，「毎月担当保護司を訪ね，生活状況を報告し，その指導を受けること」などの，往来訪の確保・生活実態の把握に関係する指示事項であった。このほか，暴力団関係者との交際等の禁止関係を内容とする指示事項，就労関係の指示事項が，調査対象者の半数以上に付けられていた。なお，「その他」に分類された指示事項の内容では，飲酒又は賭事を禁じるもの，交通法規遵守を求めるものなどが見られた。

2－2－4 表 指示事項の状況

指 示 事 項 の 内 容	総 数	あ り	な し
暴力団関係者との交際等の禁止関係	301 (100.0)	241 (80.1)	60 (19.9)
薬物関係者との交際の禁止関係	301 (100.0)	41 (13.6)	260 (86.4)
薬物の使用禁止関係	301 (100.0)	118 (39.2)	183 (60.8)
粗暴な行為禁止関係	301 (100.0)	61 (20.3)	240 (79.7)
本件犯罪行為	301 (100.0)	51 (16.9)	250 (83.1)
就 労 関 係	301 (100.0)	229 (76.1)	72 (23.9)
家 族 等 関 係	301 (100.0)	43 (14.3)	258 (85.7)
往来訪の確保，生活実態の把握関係	301 (100.0)	279 (92.7)	22 (7.3)
そ の 他	301 (100.0)	52 (17.3)	249 (82.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は，構成比である。

3 重複選択による。

4 資料のないものを除く。

3 遵守事項とは，保護観察に付されている者が，保護観察期間中に守ることを法的に義務づけられている事項であり，保護観察付き執行猶予者の場合は，①善行を保持すること，②住居を移転し，又は1箇月以上の旅行をするときは，あらかじめ，保護観察所の長に届け出ること，の二つである。

4 保護観察付き執行猶予者に対し，保護観察所の長は，遵守事項を遵守させるため特に必要と認められる具体的な事項を示すこととされており，これを指示事項という。

(2) 保護観察実施上の問題点と改善状況

暴力組織関係者の保護観察に当たって最も重要なポイントの一つは、組織からの離脱を図ることである。(実刑でなく)執行猶予となっている以上は、ある程度暴力組織からの離脱の可能性があると判断されているとも考えられるし、判決書等にそうした量刑の理由が明記されている場合もある。しかしながら、実際には、離脱の意思がなかったり、保護観察官等との面接の際には表面的に離脱の意思を表明するものの、その現実的な可能性は低いと判断せざるを得ないケースが少なからず見受けられるのも事実であると思われる。

2-2-5表は、調査対象者が暴力組織からの離脱や絶縁の意思を有することを示す資料を見たものである。

今回の調査対象者の中で、離脱や絶縁の意思を有することを示す何らかの資料が認められたのは43.0%である。そのうち、記録上、離脱届が出されていたり、破門状が出ていることが明らかなもの(判決書等にその旨明記されている場合を含む。)は極めて少数であり、大半は、判決書、執行猶予者保護観察事件調査票等の言渡裁判所作成の資料の中で、「本人が離脱の意思を示している」などの情状が記載されているものである。

2-2-5表 調査対象者の離脱意思を示す資料

離脱意思を示す資料	人 数
総 数	296 (100.0)
離 脱 届 (脱 退 届)	9 (3.0)
破 門 状	7 (2.4)
言 渡 裁 判 所 作 成 の 資 料	105 (35.5)
そ の 他 の 資 料	9 (3.0)
離脱意思を示す資料がない	166 (56.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。
3 「言渡裁判所作成の資料」は、離脱届(脱退届)・破門状が出ているもの以外で、言渡裁判所作成の資料に記載があるものをいう。
4 資料のないものを除く。

2-2-6表は、離脱や絶縁の意思を有することを示す資料の有無と、保護観察官の判断との関係を見たものである。

保護観察官による判断を見ると、離脱意思が認められた者(内訳は、「非常に強く認められた」者25名、「一応認められた」者127名)が約6割を占めている一方で、認められないとされた者も2割を越えている。資料との関係で見ると、離脱届けや破門状が出ていたり、裁判所の資料に離脱意思に関する記載がある場合には、離脱意思が認められるとされている者の比率が高い。

2-2-6表 離脱意思を示す資料の有無と保護観察官の判断

資料の有無	総 数	離脱意思あり	どちらでもない	離脱意思なし
総 数	253 (100.0)	152 (60.1)	42 (16.6)	59 (23.3)
あ り	116 (100.0)	85 (73.3)	16 (13.8)	15 (12.9)
な し	137 (100.0)	67 (48.9)	26 (19.0)	44 (32.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。
3 資料のないもの及び保護観察官の判断が「不明」であるものを除く。

犯罪者予防更生法第35条に、保護観察における指導監督の方法として、まず「保護観察に付されている者と適当に接触を保ち、その行状を見守ること」を挙げていることから明らかなように、接触と生活実態の把握は保護観察の前提として不可欠のものである。しかしながら、暴力組織関係者の場合、指導監督を受けることに抵抗を示したり、また、保護観察官との面接や保護司宅への来訪などの必要最小限の接触は保ちながらも、生活実態を明らかにしない者が少なくないとされる。

そこで、保護観察中の接触及び実態把握における困難の状況を見たものが2-2-7表である。なお、保護観察は、通常、保護観察官と保護司との協働体制で実施されることが多いが、今回の調査対象者に関しても、296人(98.0%)は協働体制によるものであり、保護観察官による直接処遇は2人(0.7%)にとどまっている。また、残りの4人は、主に救・援護の対象者として更生保護施設で生活していた者である。

これによると、保護観察期間を通じて接触が困難な状況が見られなかったケースは約4割であり、当初から一貫して、又は保護観察の途中から、時々接触困難な状況が生じたケースと、当初から一貫して、又は保護観察の途中から、常時接触困難であったケースが、それぞれ3割弱となっている。生活実態の把握に関してもほぼ同様の割合となっているが、保護観察期間を通じて実態把握が困難な状況が見られなかったとする比率がやや低くなっている。

2-2-7表 接触及び生活実態把握における困難の状況

区 分	接 触 困 難	生活実態把握困難
総 数	297 (100.0)	295 (100.0)
当初から一貫して、全く又はほとんど見られなかった	122 (41.1)	109 (36.9)
当初から一貫して、時々見られた	49 (16.5)	44 (14.9)
当初から一貫して、常時見られた	40 (13.5)	42 (14.2)
保護観察の途中から、時々見られた	32 (10.8)	37 (12.5)
保護観察の途中から、常時見られた	42 (14.1)	48 (16.3)
当初は見られたが、保護観察の途中から好転した	12 (4.0)	15 (5.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。
3 不明を除く。

2-2-8 表は、調査対象者の保護観察期間中における所在不明の状況を引受人別に見たものである。当初から、又は途中から保護観察の終了まで所在不明の状態が続いた者が総数の15.6%、保護観察期間中に一時的に所在不明の状態になった者が同じく11.3%となっている。引受人別に見ると、所在不明の状態になったことがある者の比率（「当初から所在不明」、「途中から所在不明」及び「一時所在不明」の合計）は、引受人が配偶者の場合には12.9%であるのに対して、知人の場合には36.8%、雇主の場合には66.7%となっている。 χ^2 検定の結果でも有意差が認められ（ $p < .01$ ）⁵、引受人が配偶者の場合には所在不明になりやすく、雇主の場合は所在不明になりやすいと言える。

2-2-8 表 引受人別に見た所在不明の状況

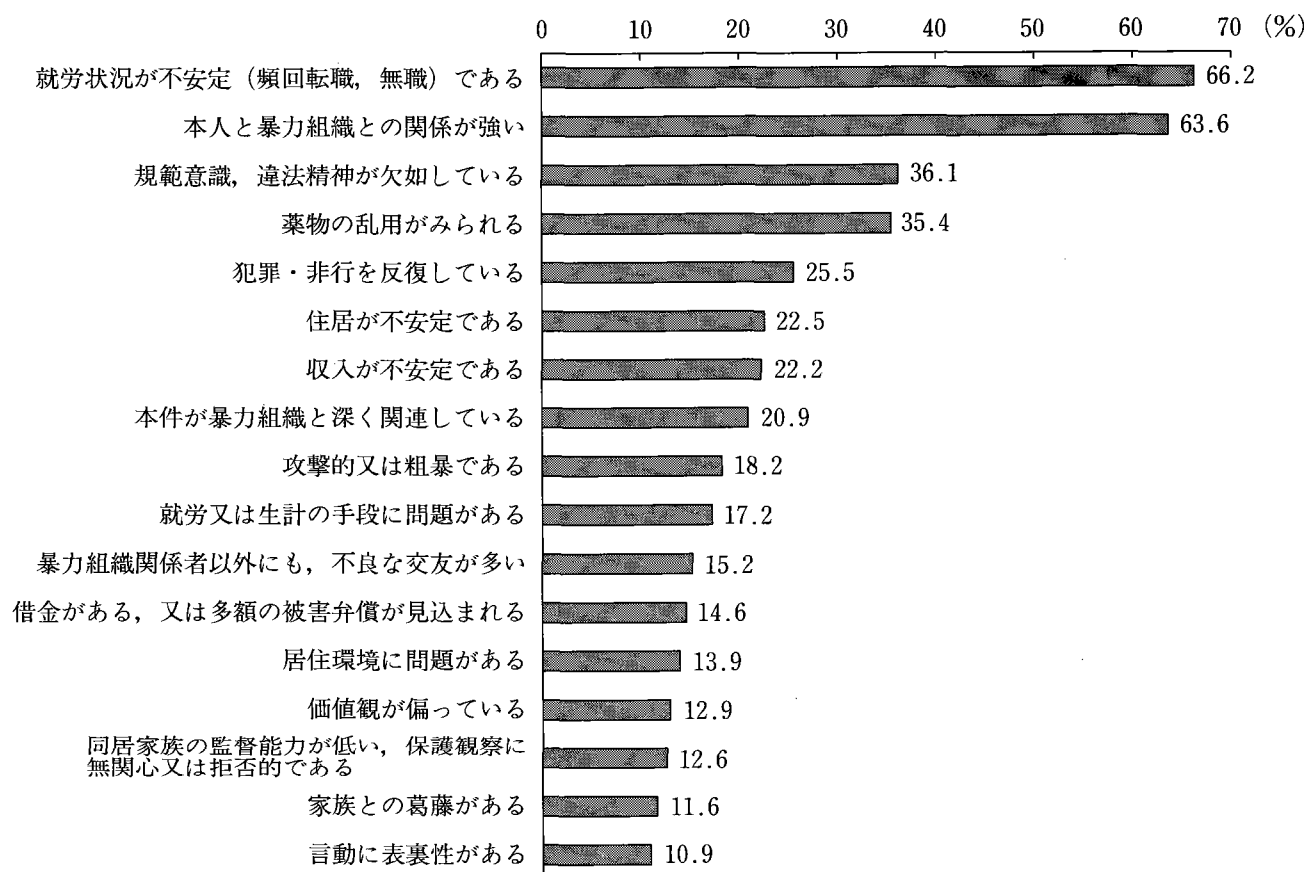
引 受 人	総 数	な し	一 時 所在不明	途中から 所在不明	当初から 所在不明
総 数	301 (100.0)	220 (73.1)	34 (11.3)	40 (13.3)	7 (2.3)
配 偶 者	85 (100.0)	74 (87.1)	6 (7.1)	5 (5.9)	-
父 母	154 (100.0)	111 (72.1)	20 (13.0)	18 (11.7)	5 (3.2)
兄 弟 姉 妹	12 (100.0)	9 (75.0)	-	2 (16.7)	1 (8.3)
そ の 他 親 族	7 (100.0)	6 (85.7)	1 (14.3)	-	-
知 人	19 (100.0)	12 (63.2)	2 (10.5)	5 (26.3)	-
雇 主	12 (100.0)	4 (33.3)	3 (25.0)	4 (33.3)	1 (8.3)
更生保護施設	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)	-
そ の 他	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)	-
な し	8 (100.0)	4 (50.0)	2 (25.0)	2 (25.0)	-

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 「配偶者」には、内縁関係を含む。
 4 資料のないものを除く。

2-2-9 図は、保護観察開始当初又は保護観察の過程で発生した問題点のうち、調査対象者総数の10%以上が該当したものについて見たものである。「就労状況が不安定（頻回転職、無職）である」及び「本人と暴力組織との関係が強い」にはそれぞれ総数の6割以上が該当しているほか、「規範意識、遵法精神が欠如している」及び「薬物の乱用が見られる」にも、それぞれ総数の3分の1以上が該当している。

5 モンテカルロ法による。

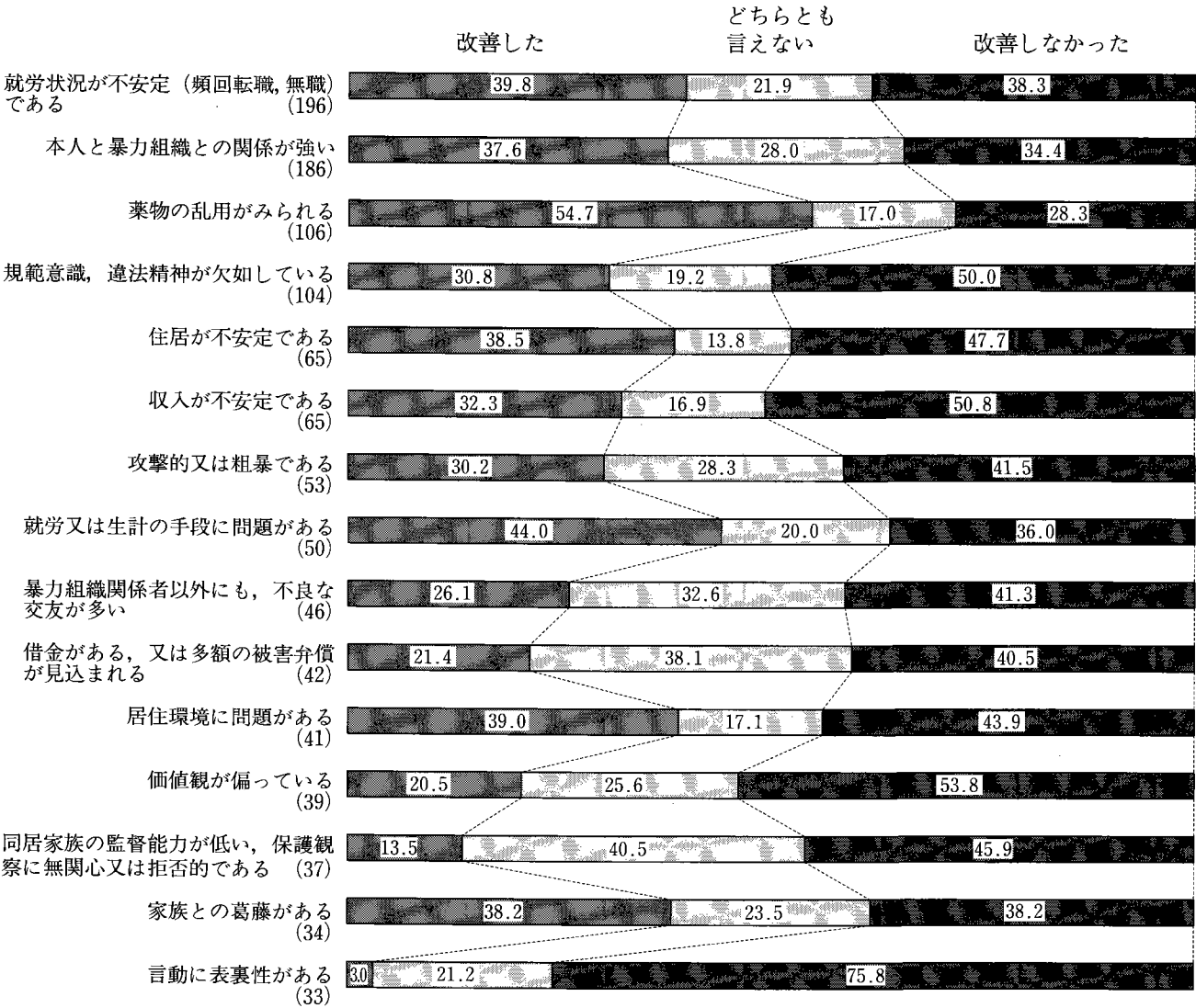
2-2-9 図 保護観察実施上の問題点



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 数値は，総数に対する比率である。
 3 重複計上による。

2-2-10図は，問題点別に改善状況の構成比を見たものである。改善したとするものの比率が高いのは，「薬物の乱用が見られる」(54.7%)，「就労先又は生計の手段に問題がある」(44.0%)などであり，改善しなかったとするものの比率が高いのは，「言動に表裏性がある」(75.8%)，「価値観が偏っている」(53.8%) などである。

2-2-10図 問題点の改善状況別構成比



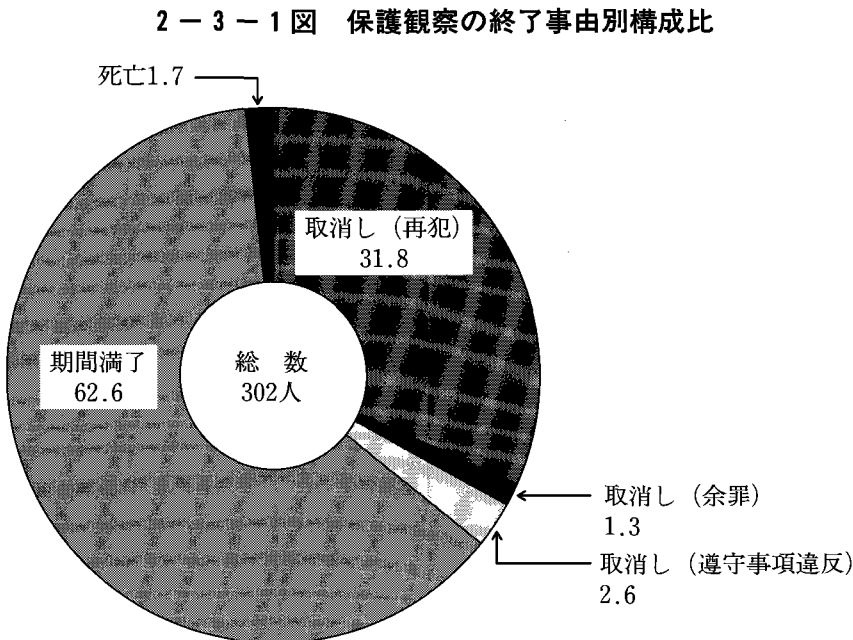
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、実数である。
3 改善の有無が不明なものを除く。

3 成り行き

(1) 保護観察終了時の状況

ア 保護観察の終了事由

2－3－1図は、調査対象者の保護観察終了事由別構成比を見たものである。期間満了が62.6％、執行猶予取消しが35.8％（再犯31.8％、余罪1.3％、遵守事項違反2.6％）となっている。なお、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体では期間満了が65.7％、執行猶予取消しが31.5％である。



執行猶予取消しのうち、再犯又は遵守事項違反によるものと、余罪によるものとは、その性質が異なると思われるので、以下、本項においては、余罪によるものを除いた再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しと、期間満了との比率をとりあげることとする。

まず、これを、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体と調査対象者とで比較すると、調査対象者の方が期間満了の比率はやや低く、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しの比率はやや高くなっているが、 χ^2 検定の結果、統計的な有意差は認められない。

2－3－2表 保護観察の終了事由(調査対象者と執行猶予者全体との比較)

区 分	総 数	期 間 満 了	取 消 し (再犯又は遵守事項 違反による)
調 査 対 象 者	293 (100.0)	189 (64.5)	104 (35.5)
執行猶予者全体	4695 (100.0)	3182 (67.8)	1513 (32.2)

注 1 法務総合研究所の調査及び法務大臣官房司法法制調査部の資料による。
2 ()内は、構成比である。

「暴力組織」類型の認定の有無との関係で見ると、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しの比率は「暴力組織」類型に認定されている者の方がやや高いが、 χ^2 検定の結果、統計的な有意差は認められない。

2－3－3表 保護観察の終了事由（「暴力組織」類型の認定の有無別）

類型認定の有無	総 数	期 間 満 了	取 消 し (再犯又は遵守事項 違反による)
総 数	293 (100.0)	189 (64.5)	104 (35.5)
あ り	219 (100.0)	140 (63.9)	79 (36.1)
な し	74 (100.0)	49 (66.2)	25 (33.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。

また、暴力組織内の地位又は暴力組織との関係との関連で見ると、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しの比率が準構成員でやや高く、関係者でやや低い傾向がうかがえるが、 χ^2 検定の結果、やはり統計的な有意差は認められない。

2－3－4表 保護観察の終了事由（組織内での地位別）

暴力組織内の 地位又は暴力 組織との関係	総 数	期 間 満 了	取 消 し (再犯又は遵守 事項違反による)
総 数	290 (100.0)	186 (64.1)	104 (35.9)
幹 部	28 (100.0)	17 (60.7)	11 (39.3)
組 員	109 (100.0)	67 (61.5)	42 (38.5)
準 構 成 員	20 (100.0)	11 (55.0)	9 (45.0)
元 組 員	41 (100.0)	26 (63.4)	15 (36.6)
関 係 者	53 (100.0)	40 (75.5)	13 (24.5)
不 明	39 (100.0)	25 (64.1)	14 (35.9)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。
3 暴力組織内の地位又は暴力組織との関係について資料のないものを除く。

イ 保護観察の成績

2-3-5表は、保護観察期間中の成績⁶の推移を見たものである。一貫して「良好状態で推移した」とするものは全体の23.0%、「保護観察の経過に伴い成績が向上した」とするものは10.0%であり、両者を合わせると全体の約3分の1を占めている。一方、「不良状態で推移した」ものは5.3%、「保護観察の経過に伴い成績が低下した」ものが14.3%で、両者を合わせると約2割である。ただ、「その他」の中にも保護観察開始直後に再犯や所在不明に陥り、実質的に保護観察が実施できなかった者が少なからず含まれるほか、「上昇下降を繰り返した」の中にも、成績が良くない状態が相当期間続いた者がかなり含まれていることが推測される。

また、終了事由との関係で見ると、保護観察成績が良好で推移した者のうちの11.6%、普通で推移した者のうちの41.5%が、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しで終了している。このことは、本人の改善更生上重大な問題があるとは認められなかった者の中にも、再犯等により執行猶予取消しとなる者が相当数含まれていたことを示しており、表面では問題がないように見せかける面従腹背的な態度のため、生活実態の把握が困難な者が少なくないことがうかがえる。

2-3-5表 保護観察の成績の推移

成績の推移	総 数	期間満了	取 消 し (再犯)	取 消 し (余罪)	取 消 し (遵守事項違反)	死 亡
総 数	300 (100.0)	188 (62.7)	95 (31.7)	4 (1.3)	8 (2.7)	5 (1.7)
良 好 状 態 で 推 移	69 (100.0)	60 (87.0)	8 (11.6)	-	-	1 (1.4)
普 通 状 態 で 推 移	65 (100.0)	34 (52.3)	25 (38.5)	1 (1.5)	2 (3.1)	3 (4.6)
不 良 状 態 で 推 移	16 (100.0)	2 (12.5)	13 (81.3)	1 (6.3)	-	-
保護観察の経過に伴い成績が向上した	30 (100.0)	28 (93.3)	1 (3.3)	-	-	1 (3.3)
保護観察の経過に伴い成績が低下した	43 (100.0)	15 (34.9)	24 (55.8)	1 (2.3)	3 (7.0)	-
保護観察の成績が上昇下降を繰り返した	58 (100.0)	41 (70.7)	14 (24.1)	1 (1.7)	2 (3.4)	-
そ の 他	19 (100.0)	8 (42.1)	10 (52.6)	-	1 (5.3)	-

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 成績の推移について資料のないものを除く。

6 保護観察の成績の評定は、本人の改善更生に関し、その居住状況、家庭の状況、健康状況、就学又は就業の状況、交友関係及び余暇の利用状況、遵守事項の遵守状況等についての問題の有無及び程度並びに指導監督及び補導援護上の注意の要否及び程度について判断し、保護観察所が行う。「良好」、「普通」、「不良」の3段階に評定する。

本調査では、取消し又は死亡で保護観察が終了している場合についても、その時点での成績を調査しているが、法務大臣官房司法法制調査部の保護統計では保護観察期間満了者の成績のみを調査しているので、それとの比較のため、以下、本項においては、期間満了者の成績についてとりあげることにする。

2－3－6表は、期間満了で終了した者について、保護観察終了時の成績を見たものである。良好が45.0%であり、これに仮解除で終了した者を加えると、期間満了者の過半数は成功裡に終了している。

2－3－6表 期間満了者の保護観察終了時の成績

終了時の成績		人数	
総	数	189	(100.0)
良	好	85	(45.0)
普	通	63	(33.3)
不	良	1	(0.5)
評定除外(仮解除中)		19	(10.1)
評定除外(所在不明)		19	(10.1)
評定除外(身柄拘束中)		2	(1.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。

期間満了で終了した者を、保護観察終了時の成績及び状態によって①良好群（仮解除中又は終了時の成績が良好のもの）、②普通群（終了時の成績が普通のもの）、③不良群（終了時の成績が不良又は所在不明、身柄拘束中のもの）の3つに分け、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体と比較すると、調査対象者の方が良好群の比率がやや低く、普通群の比率がやや高くなっているが、 χ^2 検定の結果、統計的な有意差は認められない。

2－3－7表 期間満了者の保護観察終了時の成績及び状態
(調査対象者と執行猶予者全体との比較)

区分	総数	良好群 (良好又は仮解除中)	普通群 (普通)	不良群 (不良, 所在不明 又は身柄拘束中)
調査対象者	189 (100.0)	104 (55.0)	63 (33.3)	22 (11.6)
執行猶予者全体	3,158 (100.0)	1,909 (60.4)	828 (26.2)	421 (13.3)

注 1 法務総合研究所の調査及び法務大臣官房司法法制調査部の資料による。
2 ()内は、構成比である。

なお、仮解除で終了した者の調査対象者総数に占める比率は6.3%で、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体に占める仮解除中の者の比率（11.0%）と比較すると低い。

(2) 再犯の状況

2－3－8表は、保護観察期間中の再犯のうち公判請求されたものの有無と、保護観察終了事由との関連を見たものである。

公判請求された再犯があった者は、総数の36.8%に当たる111人であり、このうち102人(91.9%)は、執行猶予取消しにより保護観察が終了している(残りの9人のうち8人は期間満了、1人は死亡。)

なお、今回の調査は法務大臣官房司法法制調査部の保護統計とは再犯の計上の方法が異なるため、保護観察付き執行猶予者全体と比較できる正確なデータはないが、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体では、保護観察中の再犯による処分として、実刑、保護観察付き執行猶予又は単純執行猶予に処せられた者の比率は合わせて30.0%となっている。公判請求された者の比率は、これをやや上回る程度と考えられるが、その点を考慮しても、暴力組織関係者の公判請求の比率は、やや高いといえるのではないかと推測される。

2－3－8表 公判請求された再犯の有無別保護観察終了事由

終 了 事 由	総 数	公判請求された再犯の有無	
		あった	なかった
総 数	302	111 (100.0)	191 (100.0)
取 消 し	108	102 (91.9)	6 (3.1)
再 犯	96	96 (86.5)	－
余 罪	4	1 (0.9)	3 (1.6)
遵守事項違反	8	5 (4.5)	3 (1.6)
期 間 満 了	189	8 (7.2)	181 (94.8)
死 亡	5	1 (0.9)	4 (2.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、公判請求された再犯の有無別の総数に対する比率である。

再犯により罰金等に処された者及び起訴猶予となった者の数並びに比率を見たものが2－3－9表である。

2－3－9表 再犯による罰金等の処分又は起訴猶予の有無

区 分	件 数
総 数	302
あ り	59 (19.5)
罰 金 (一 般 事 件)	16 (5.3)
罰 金 (交 通 事 件)	30 (9.9)
拘 留 ・ 科 料	4 (1.3)
起 訴 猶 予	13 (4.3)
な し	243 (80.5)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、総数に対する比率である。
3 処分の内容は、重複計上による。

なお、公判請求された再犯、罰金等に処された再犯又は起訴猶予のいずれかがあった者は、総数の50.3%に当たる152人である。

再犯の罪名について見たものが2-3-10表である。

2-3-10表 調査対象者の罪名

① 公判請求されたもの

罪 名	件 数
総 数	111
住 居 侵 入	4 (3.6)
傷 害	19 (17.1)
暴 行	5 (4.5)
窃 盗	17 (15.3)
詐 欺	8 (7.2)
恐 喝	9 (8.1)
暴力行為等処罰法	5 (4.5)
その他の刑法犯	19 (17.1)
銃 刀 法	5 (4.5)
覚せい剤取締法	39 (35.1)
道 路 交 通 法	12 (10.8)
その他の特別法犯	9 (8.1)

② 罰金等の処分又は起訴猶予があったもの

罪 名	件 数
総 数	59
傷 害	8 (13.6)
業務上過失致死傷	6 (10.2)
その他の刑法犯	10 (16.9)
道 路 交 通 法	26 (44.1)
その他の特別法犯	12 (20.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、総数に対する比率である。
3 重複計上による。

再犯事件とその暴力組織との関連の有無及び再犯の時期について見たものが2-3-11表である。公判請求されたもの、罰金等に処されたもの（起訴猶予となった者を含む。以下同じ。）のいずれにおいても、再犯事件と暴力組織との関連があるものは少ない。再犯時期について見ると、公判請求されたものでは保護観察開始後6月以内のものが3分の1を占め、1年以内のものが半数以上となっており、罰金等に処されたものでもほぼ同様となっている。

2-3-11表 調査対象者の再犯の状況

区 分	公判請求されたもの	罰金等の処分又は 起訴猶予があったもの
総 数	111 (100.0)	59 (100.0)
① 再犯事件の暴力組織との関連		
関 連 が あ っ た	16 (14.4)	7 (11.9)
関 連 は な か っ た	56 (50.5)	45 (76.3)
不 明	39 (35.1)	7 (11.9)
② 再 犯 の 時 期		
6 月 以 内	37 (33.3)	17 (28.8)
1 年 以 内	28 (25.2)	12 (20.3)
1 年 6 月 以 内	9 (8.1)	7 (11.9)
2 年 以 内	12 (10.8)	7 (11.9)
3 年 以 内	15 (13.5)	12 (20.3)
3 年 を 超 え る	9 (8.1)	3 (5.1)
不 明	1 (0.9)	1 (1.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

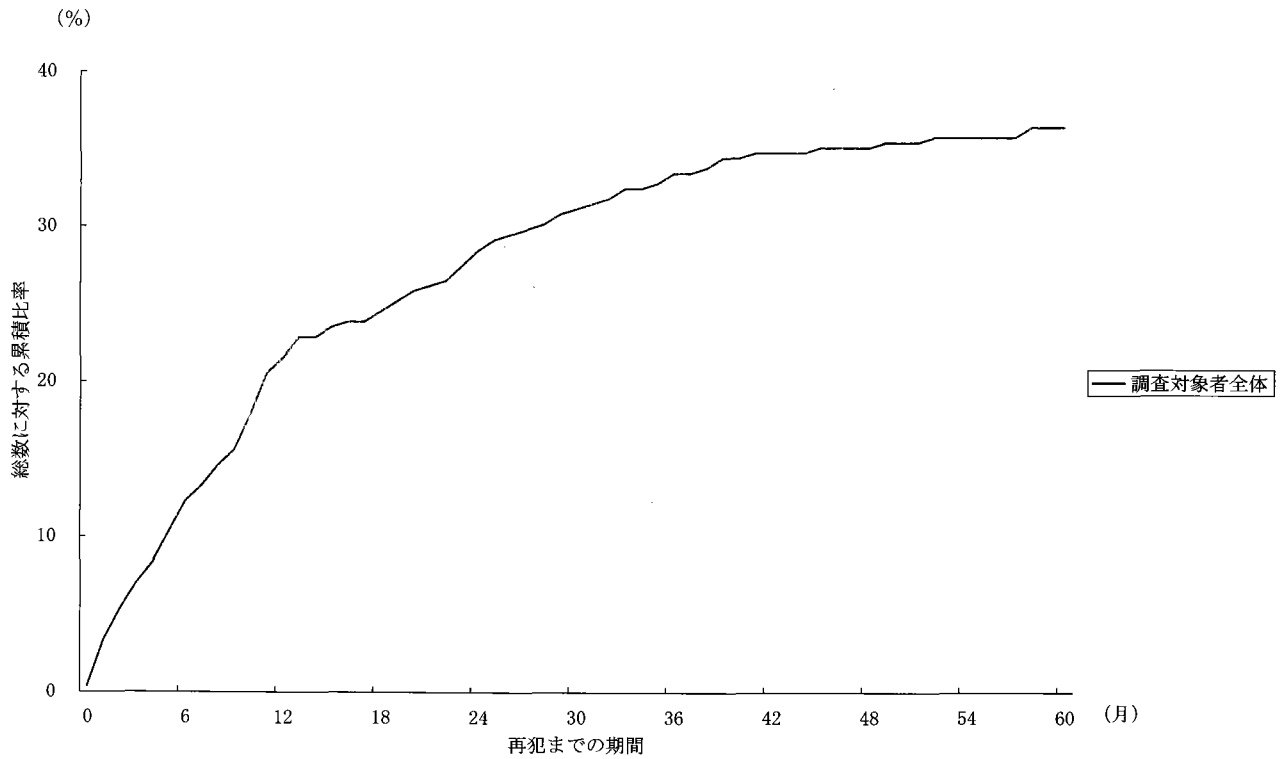
公判請求された再犯について、総数に対する再犯の比率を保護観察開始から再犯までの期間別に累積グラフにしたものが2-3-12図である。

公判請求された再犯のうち約半数は保護観察開始後10か月以内のものであり、また、約8割は24か月以内のものである。

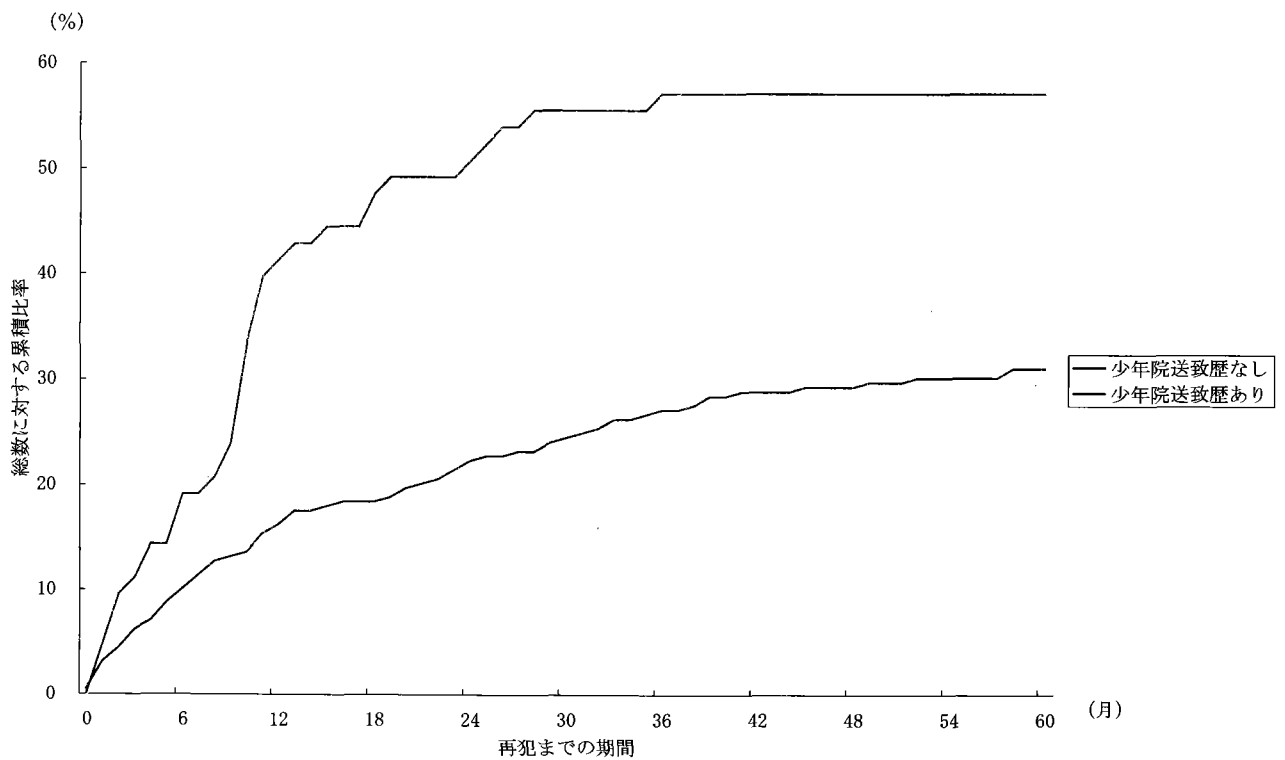
以下、関連項目別に見た場合の主なものについて要点を述べると、次のようになる。

- ① 少年院送致歴の有無別に見ると、少年院送致歴のある者は保護観察開始当初から公判請求された再犯の比率が高いが、特に保護観察開始後10か月前後の再犯が多く、最終的な累積比率にもかなりの差が生じている。
- ② 実刑歴の有無別に見ると、保護観察開始後24か月までは実刑歴のある者の方が公判請求された再犯の累積比率が低い、25か月以降は逆転し、実刑歴のある者の方が高くなっている。
- ③ 暴力組織内の地位又は暴力組織との関係別で見ると、公判請求された再犯の累積比率は、準構成員で高く、関係者で低くなっている。幹部、組員、元組員は、最終的な累積比率はほぼ同じだが、幹部では、保護観察開始後6か月以内の短期間に再犯する者と、24か月前後に再犯する者とに二極化する傾向が見られる。
- ④ 離脱・絶縁意思に関する保護観察官の判断別に見ると、公判請求された再犯の累積比率は、離脱・絶縁意思が認められた者では低く、認められなかった者では高くなっている。
- ⑤ 分類処遇制度による当初の分類別に見ると、A分類の者の方が、公判請求された再犯の累積比率が高い。

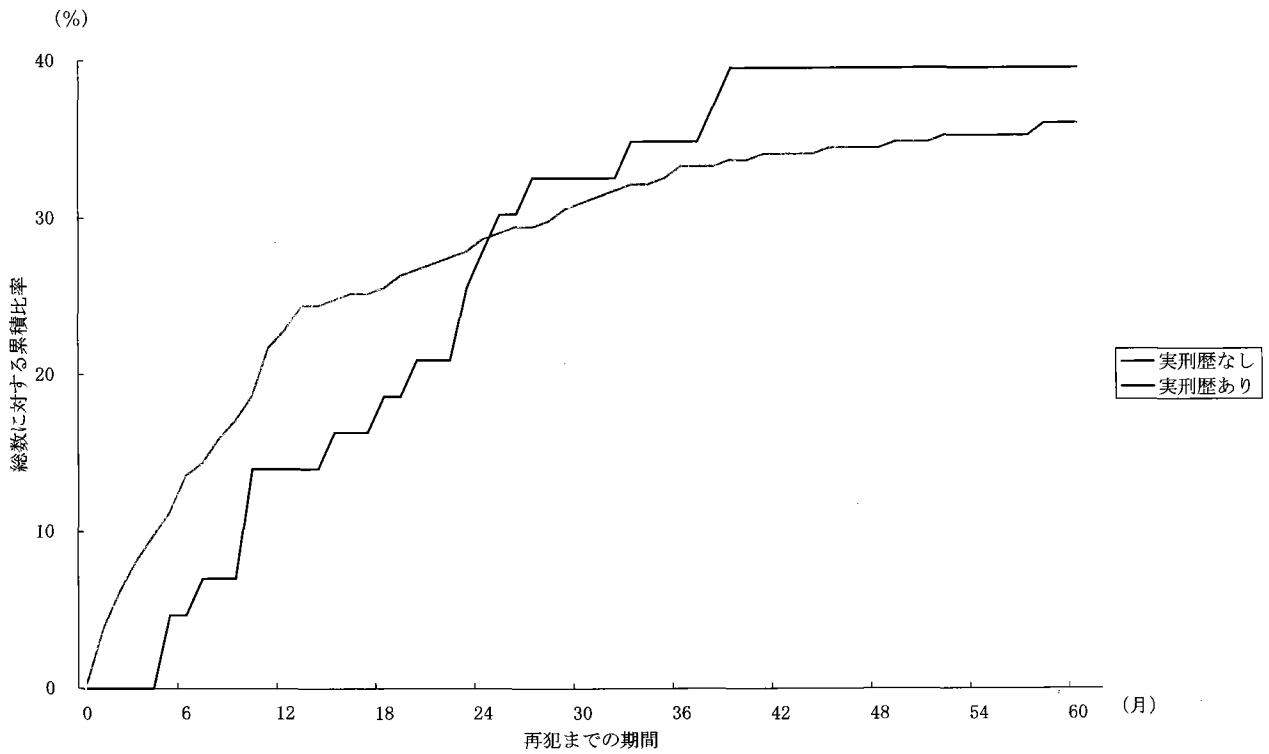
2-3-12図 累積再犯曲線（公判請求されたもの）



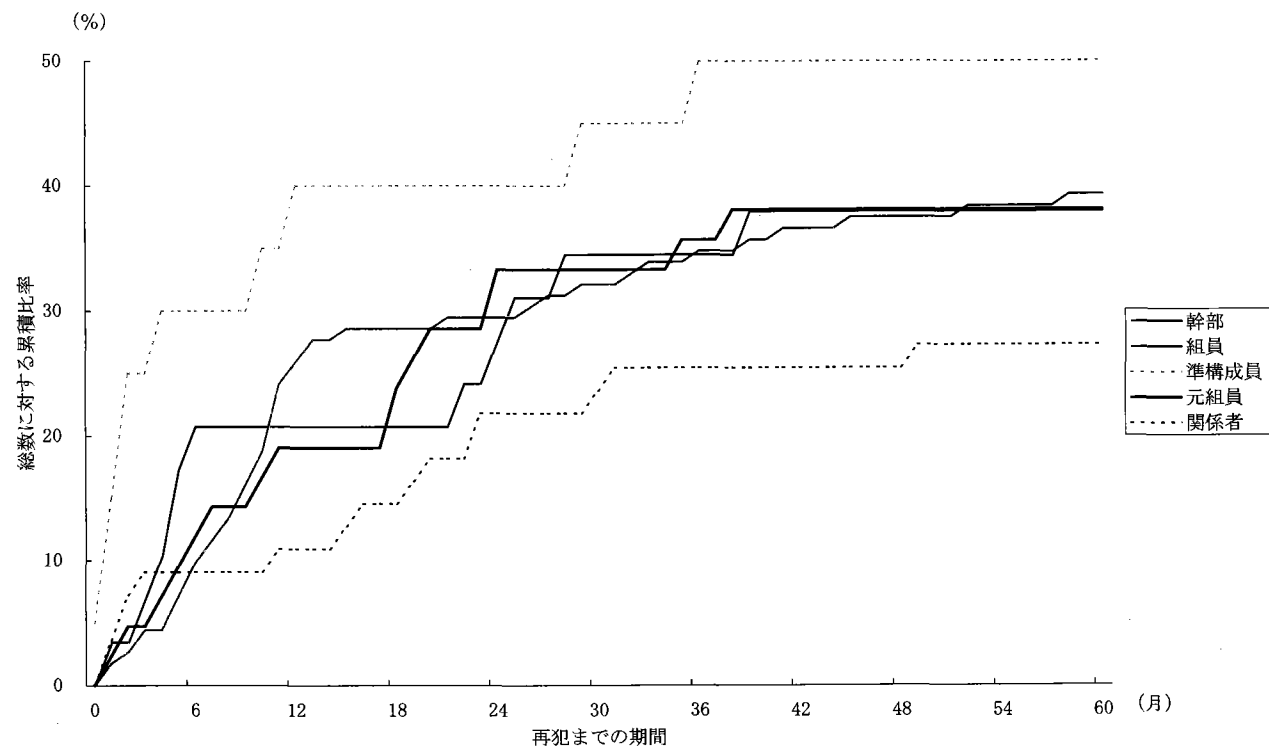
少年院送致歴の有無別



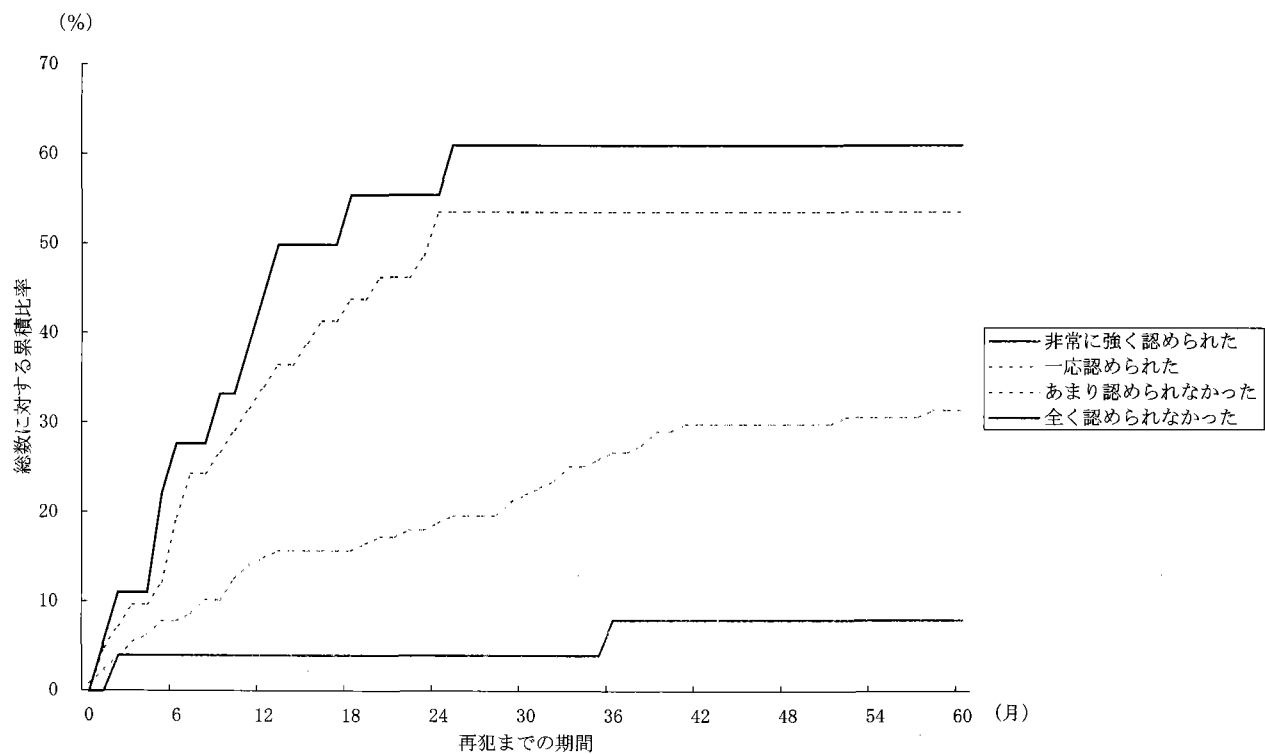
実刑歴の有無別



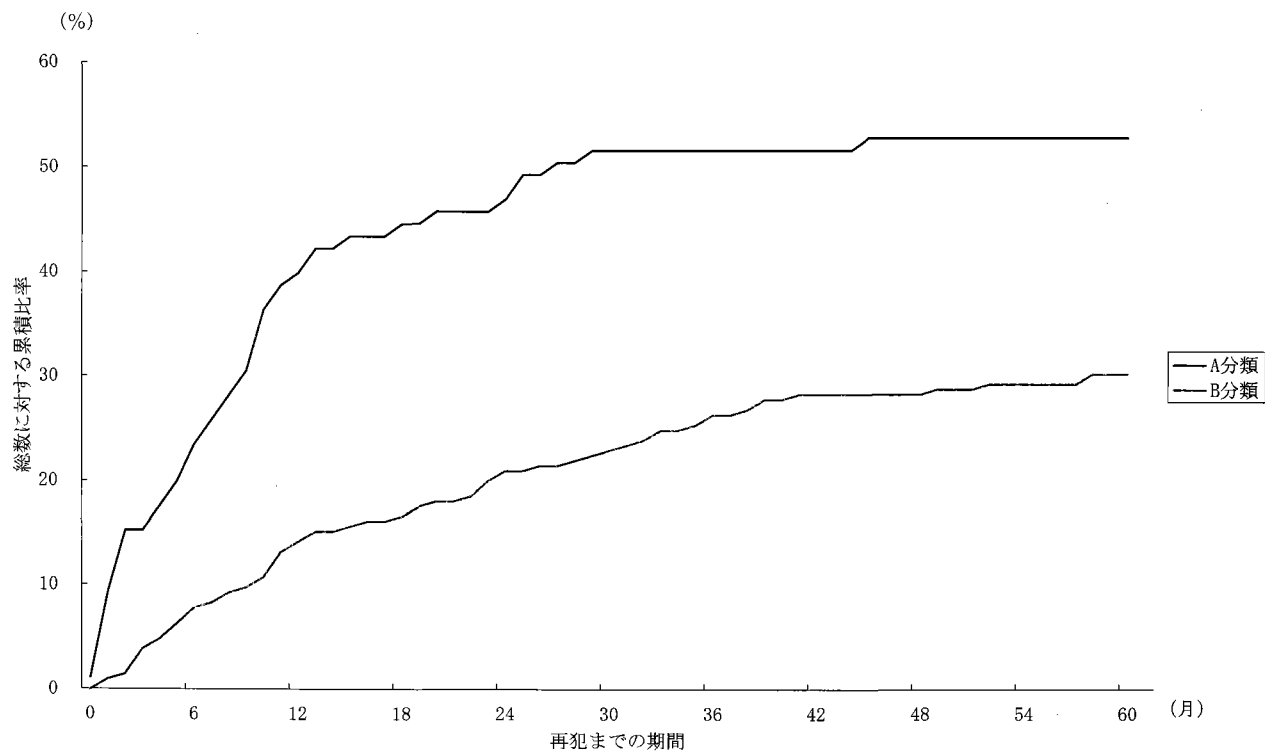
組織内の地位・関係別



離脱・絶縁意思に関する保護観察官の判断別



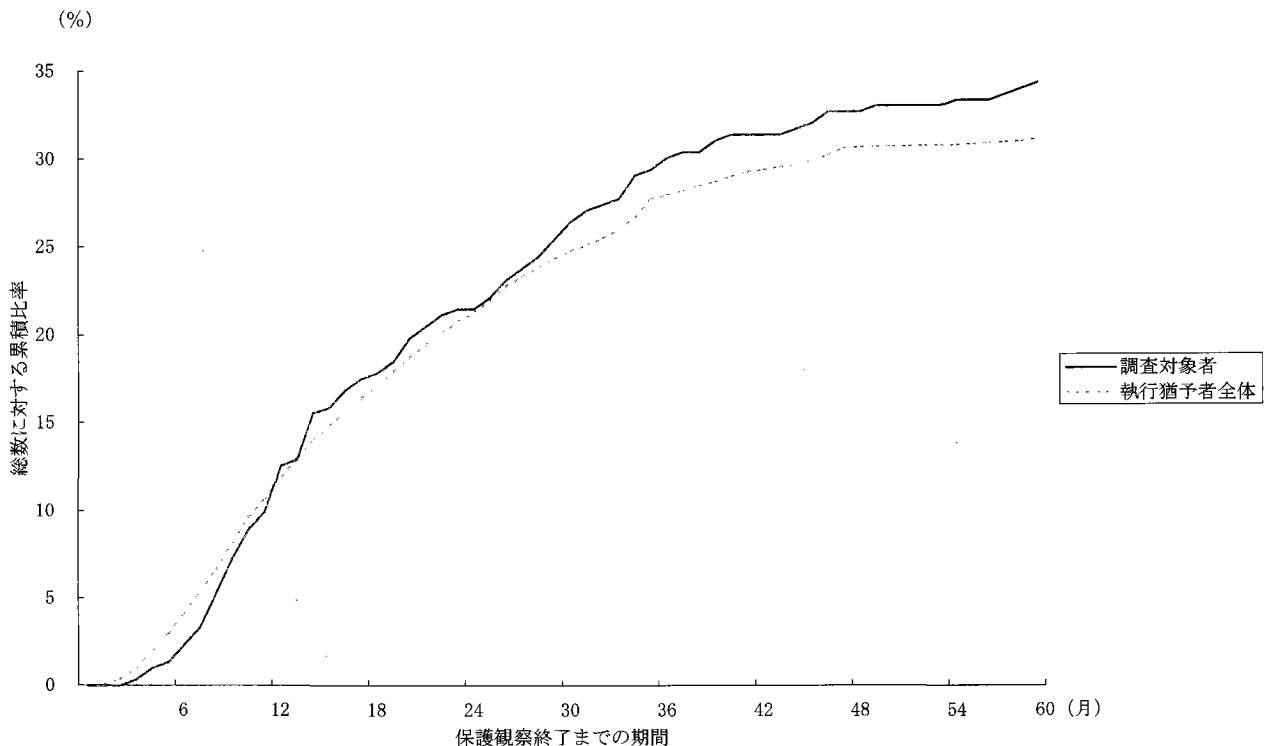
当初の分類別



法務大臣官房司法法制調査部の保護統計では、保護観察中の犯罪・非行による処分があった場合、その処分までの期間については調査しているが、再犯の事実があった時期については調査していないため、調査対象者の再犯の時期と保護観察付き執行猶予者全体の再犯の時期とを比較できる正確なデータはない。しかし、保護観察終了までの期間については、今回の調査でも、また、保護統計でも把握することができるので、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消して終了した者の総数に対する比率を保護観察終了までの期間別に累積グラフにしたものが2-3-13図である。

これによると、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消して終了した者の総数に対する累積比率は、保護観察開始後14か月までは調査対象者の方が低いが、15か月以降は逆転し、調査対象者の方が高くなっている。ただし、前述したように、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しの比率については、 χ^2 検定の結果、調査対象者と執行猶予者全体との間に統計的な有意差は認められない。また、再犯又は遵守事項違反の事実があった時期と、執行猶予取消しによって保護観察が終了した時期との間には、タイムラグがあるので、このグラフが再犯又は遵守事項違反の時期を示しているわけではないことにも注意する必要がある。

2-3-13図 累積取消し曲線（再犯又は遵守事項違反によるもの）



再犯により罰金等に処されたものについて、保護観察所の措置の状況を見たものが2-3-14表である。9割近くは何らかの措置がとられており、その内容としては、出頭指示等による面接指導、質問調査及び指導等の比率が高い。

2-3-14表 罰金等の処分又は起訴猶予があったものに対する
保護観察所の措置

区 分		件 数	
総	数	59	
措 置 を と っ た		53	(89.8)
出頭指示等により、本人に対して面接指導をした		22	(37.3)
質 問 調 査 及 び 指 導 を し た		25	(42.4)
関 係 人 調 査 を し た		3	(5.1)
警察署・検察庁等、関係機関と協議した		15	(25.4)
刑 執 行 猶 予 取 消 申 出 を 行 っ た		1	(1.7)
そ の 他		6	(10.2)
特 に 措 置 は と ら な か っ た		6	(10.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、再犯により罰金、拘留、科料の処分又は起訴猶予があった者に対する比率である。
3 措置の内容は、重複計上による。

4 成り行きと関連のある要因の分析

ここでは、暴力組織関係者の保護観察の成り行きと関連があると思われる要因について分析したい。まず、これまで述べてきた個々の項目について成り行きとの関連を分析し、次に、その結果を基に、多変量解析（ロジスティック回帰分析）を行い、特に強い関連を有する項目の特定と、関連の程度等を探ることとする。

(1) 成り行きと各項目との関連

まず、本人の属性、本件の内容や処分状況、犯罪・非行歴、暴力組織との関係、保護観察の状況等と、成り行きの関連を見たものが2-4-1表である。

成り行きについては、

I. 保護観察の終了事由（期間満了／取消し）

II. 保護観察終了時の成績及び状態

良好群（期間満了者のうち仮解除中又は成績が良好のもの）

普通群（期間満了者のうち成績が普通のもの）

不良群（期間満了者のうち成績が不良、身柄拘束中若しくは所在不明のもの又は執行猶予取消しのもの）

III. 再犯の有無

基準① 公判請求なし／あり

基準② 再犯なし／公判請求はないが罰金等はある／公判請求あり

基準③ 再犯なし／何らかの再犯あり

の三つの基準で分析している。

2-4-1表 成り行きとの間に有意な関連が認められた変数一覧

調査 票No	独立変数		従属変数											
	変数名	カテゴリー	終了事由		終了時の成績			公判請求の有無		公判請求又は罰金等の有無			何らかの再犯の有無	
			期間満了	取消し	良好群	普通群	不良群	なし	あり	何もしない	罰金等	公判請求	なし	あり
I 4	年齢層	29歳以下 30歳以上	↑ ↑	↑ ↑				* *	* *					
II 1	犯罪・非行処歴： (1) 保護観察処分	なし あり	** **	** **	** **		** **	** **	** **	** **		** **	** **	** **
(2)	少年院送致	なし あり	** **	** **	** **		** **	** **	** **	** **		** **	** **	** **
(4)	罰金（交通）	なし あり								* *	* *		* *	* *
(6)	単純執行猶予	なし あり			↑ ↑		↑ ↑							
(7)	保護観察付き 執行猶予	なし あり						↑ ↑	↑ ↑					
II 2	薬物使用歴	なし あり	** **	** **	** **		** **	** **	** **	* *		* *	* *	* *
II 3	暴走族加入歴	なし あり	* *	* *	* *		* *	** **	** **	** **		** **	** **	** **
II 4	引受人の同居の有無 (2)	同居 別居	* *	* *				* *	* *				↑ ↑	↑ ↑
II 5	教育程度	中学中退・卒業 高校中退 高校卒業以上	** ** **	** ** **	** ** **		** ** **	** ** **	** ** **	** ** **		** ** **	** ** **	** ** **
II 6	当初の分類	B 分類 A 分類	** **	** **	** **		** **	** **	** **	** **	** **	** **	* *	* *
III 5	加入（交際）歴等 (1) 加入（交際）年次	平成3年以前 平成4年以降	** **	** **	** **		** **	** **	** **	** **		** **	* *	* *
(2)	加入（交際）年齢	19歳以下 20～29歳 30歳以上	* * *	* * *	↑ ↑ *		↑ * *	* * *	* * *		* * *			
III 6	加入（交際）の主な きっかけ	自発的 誘われて	** **	** **		** **	** **	** **	** **	** **		** **	** **	** **
III 9	離脱・絶縁意思に関 する保護観察官の判 断 (2)	認められた どちらとも 言えな 認められ なかつた	** ** **	** ** **	** ** **		** ** **	** ** **	** ** **	** ** **		** ** **	** ** **	** ** **
III 10	本件 (1) 共犯者の有無	なし あり	* *	* *	* *		* *	* *	* *			* *		
(2)	本件と暴力組織 との関連	関連なし 関連あり	** **	** **			* *	** **	** **			* *		

IV 3 (1)	接触等に関する問題 接触困難な状況	なし	し	** ** *	** ** *	** ** *	** ** *	** ** *	**	**	**	**
		当初から時々			** ** *	** ** *	** ** *	** ** *	**	**	**	**
		当初から常時		** ** *	**	**	** ** *	** ** *	**	**	**	**
		途中から時々		** ** *		** ** *		**	**	**	**	**
		途中から常時			**	**	**					
		途中から好転			**							
(2)	生活実態把握が 困難な状況	なし	し	** ** *	** ** *	** ** *	** ** *	** ** *	**	**	**	**
		当初から時々			**							
		当初から常時		** ** *	**	**	** ** *	** ** *	**	**	**	**
		途中から時々			**	**						
		途中から常時			**	**	**					
		途中から好転			**							
IV 4	所在不明状態の有無	なし	し	** ** *	**	**	**	*	*	†	†	†
		あり	り	** ** *	**	**	*	*	†	†	†	†
IV 6 (2)	配偶者関係 (終了時)	なし・内縁関係	あり	** ** *	**	**	** ** *	**	**	**	**	**
(4)	職業（開始時）	無職	職	**	*	*						
		有職	職	**	*	*						
	職業（終了時）	無職	職	** ** *	**	**	** ** *	** ** *	** ** *	** ** *	** ** *	** ** *
		有職	職	** ** *	**	**	** ** *	** ** *	** ** *	** ** *	** ** *	** ** *
V (1)	問題点： ②就労先又は生計の 手段に問題がある	非該当	当		** ** *							
		該当	当		** ** *							
	③本人と暴力組織との 関係が強い	非該当	当	** ** *	†	†	*	*		*	*	
		該当	当	** ** *	†	†	*	*		*	*	
(2)	④住居が不安定である	非該当	当		*	*						
		該当	当		*	*						
(3)	①言動に表裏性がある	非該当	当	† †	*	*	† †	†	†	†	*	*
		該当	当	† †	*	*	† †	†	†	†	*	*
(4)	⑤薬物の乱用がみられる	非該当	当			†	*	*		*	*	
		該当	当			†	*	*		*	*	
(5)	②家族から見放されている	非該当	当	** ** *	**	**	† †	† †			*	*
		該当	当	** ** *	**	**	† †	† †			*	*
	③同居家族の監督能力 が低い、保護観察に無 関心又は拒否的である	非該当	当	** ** *	**	**	** ** *	**	**	**	**	**
		該当	当	** ** *	**	**	** ** *	**	**	**	**	**
(6)	①犯罪・非行を反復 している	非該当	当	*	*	*	*	*	†	†	*	*
		該当	当	*	*	*	*	*	†	†	*	*
	②前回の保護観察成 績が不良である	非該当	当	*	*		*	** ** *		*		
		該当	当	*	*		*	** ** *		*		

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 記号は、有意差検定の結果、** : $p < .01$, * : $p < .05$, † : $p < .10$ を指し、 : 有意に多い箇所、 : 有意に少ない箇所を示す。

3 各項目のカテゴリーは以下による。

①「Ⅱ 4 引受人の同居の有無」：非該当（引受人がいない場合、又は更生保護施設）を除く。

②「Ⅲ 6 加入（交際）の主なきっかけ」：「自ら進んで」と回答したものを「自発的」とし、その他の「先輩・友人等に誘われて」「仕事関係を通じて」などをまとめて、「誘われて」とした。

③「Ⅲ 9 離脱・絶縁意思に関する保護観察官の判断」：「非常に強く認められた」「一応認められた」をまとめて「認められた」とし、「全く認められなかった」「あまり認められなかった」をまとめて「認められなかった」とした。

④「Ⅳ 6 (4) 職業」：「定収入のある者」及び「家事従事者」を除く。

4 不明を除く。

以下、各項目との関連について要点を述べると、次のようになる。

- ① 年齢層との関連については、29歳以下と30歳以上とで分けると、29歳以下で公判請求ありの者の比率が高く、30歳以上で公判請求なしの者の比率が高い。終了事由との間では、30歳以上では期間満了が多い傾向がある。
- ② 犯罪・非行処分歴の有無との関連について見ると、保護観察処分歴、少年院送致歴のある者は、分析に用いたすべての基準に照らして成り行きが悪い者の比率が高い。刑事処分歴の有無の間では、交通罰金歴のない者は罰金等に処された再犯のある者の比率が高いが、これは、交通罰金歴のない者は年齢の若い者が多い（交通罰金歴のある者では、29歳以下が35.8%であるのに対して、交通罰金歴のない者では66.2%）こととも関連があると考えられる。
- ③ 薬物使用歴、暴走族加入歴のある者は、いずれも、分析に用いたすべての基準に照らして成り行きが悪い者の比率が高い。
- ④ 教育程度との関連については、中学卒業以下の者では、分析に用いたすべての基準に照らして成り行きが悪い者の比率が高く、高校卒業以上の者では成り行きがよい者の比率が高い。これは、学歴が低いと職業選択等に関して不利になり、他の生活を選択できる余地が乏しくなるためとも考えられる。
- ⑤ 加入（交際）歴等との関連については、加入（交際）年次は遅い者、加入（交際）年齢は若い者の方が、成り行きの悪い者の比率が高い。平成4年3月には暴力団対策法が施行されているが、加入（交際）年次が平成4年以降である者の多くは、暴力団対策法の施行にもかかわらず加入（交際）していることになり、それだけ暴力組織との関係が強い者であることが推測される。
- ⑥ 加入（交際）の主なきっかけが「自ら進んで」である者は、成り行きが悪い者の比率が高い。
- ⑦ 調査対象事件については、共犯者がいないものよりも、あるもの、また、本件と暴力組織との関連がないものよりも、あるものの方が、成り行きがよい者の比率が高い。これは、共犯者がいないもの及び本件と暴力組織との関連がないものの中には、再犯率の高い覚せい剤取締法違反等の薬物事犯が多く含まれていることにもよると思われる。また、本件と暴力組織との関連がない者では、加入（交際）の主なきっかけが「自ら進んで」である者が多く、自発的に加入（交際）して暴力組織と無関係な犯罪をする者がいることを示している。
- ⑧ 保護観察開始時に引受人と別居している者は、同居している者よりも、公判請求された再犯がある者の比率が高く、また、取消して終了する者の比率が高い。また、保護観察開始当初又は保護観察の過程で発生した問題点のうち、「家族から見放されている」及び「同居家族の監督能力が低い、保護観察に無関心又は拒否的である」に該当する者は、成り行きが悪い者の比率が高い。保護観察終了時に配偶者がいる者は、成り行きがよい者の比率が高い。これらのことから、暴力組織関係者であっても、その立ち直りには引受人や家族が重要な意味を持っていることがうかがえる。
- ⑨ 職業については、保護観察開始時、終了時とも、有職者の方が成り行きがよい者の比率が高い。
- ⑩ 接触困難又は生活実態把握が困難な状況が、「当初から一貫して、常時」見られたものは、公判請求された再犯がある者の比率が高く、また、取消して終了する者の比率が高い。また、所在不明状態になったことがある者は、ない者よりも、公判請求された再犯がある者の比率が高く、取消して終了する者の比率が高い。
- ⑪ 分類処遇制度に基づく当初の分類がA分類であるものは、B分類のものよりも成り行きが悪い者の比率が高く、当初の予測が妥当なものであったことをうかがわせる。離脱・絶縁意思に関する保護観察官の判断については、離脱・絶縁意思が認められた者の方が成り行きがよい者の比率が高い。

(2) ロジスティック回帰分析の結果

これまで、調査対象者の保護観察の成り行きに関連する要因について、要因ごとに分析してきたが、調査対象者の成り行きは、一つの要因によって決定付けられるものではなく、幾つかの要因が重なりあって決定付けられるものであると考えられる。

そこで、ロジスティック回帰分析のステップワイズ法(変数増加法)という手法⁷を用いて、予測式(回帰式)に投入した説明変数の中から、調査対象者の成り行き(保護観察の終了事由及び公判請求の有無)を最も効果的に説明できる変数のモデルを構築し、成り行きを決定付ける要因を探ることとした。

回帰式に投入する際に選択した変数は、原則として、(1)の分析において統計的に有意な関連が認められたものを選択した。

ア 成り行きの基準別のロジスティック回帰式

(ア) 保護観察の終了事由

保護観察の終了事由においては、これまでの分析結果から統計的に有意な関連が認められた、①犯罪・非行処分歴に関する2項目、②薬物使用歴、③暴走族加入歴、④引受人の同居の有無、⑤教育程度、⑥暴力組織加入(交際)年次、⑦暴力組織加入(交際)年齢、⑧暴力組織加入(交際)の主なきっかけ、⑨本件共犯者の有無、⑩本件と暴力組織との関連、⑪接触困難な状況、⑫生活実態把握が困難な状況、⑬所在不明状態の有無、⑭配偶者関係、⑮職業に関する2項目、⑯問題点に関する5項目の22変数を回帰式に投入した。

2-4-2表は、採用された説明変数と、その係数、有意確率(P値)及びオッズ比を示したものである。モデルを構築するために採用された変数は、予測式(回帰式)に投入された順に、①職業、②教育程度、③配偶者関係、④暴力組織加入(交際)の主なきっかけ、⑤問題点:本人と暴力組織との関係が強い、⑥問題点:犯罪・非行を反復している、⑦接触困難な状況、及び⑧本件と暴力組織との関連の8変数である。

7 ロジスティック回帰分析とは、多変量解析の一手法である。回帰分析とは、ある一つの変数と別の変数との関係式を利用して、結果を予測すること、又は、ある結果に至った原因を探求し因果関係を解明するといった、要因解析を行うこと、の二つの場合に利用される統計的手法である。一般に、原因に使用される変数を「独立変数(又は説明変数)」といい、結果に使用される変数を「従属変数(又は目的変数)」という。このロジスティック回帰分析は、実務的により汎用性が広いため、コンピュータの進歩に伴い使用されることが多くなり、欧米の研究ではその頻度が高くなっている。たとえば、ある少年が①将来犯罪を犯すかどうか(従属変数)を予測すること、②目的変数を予測及び説明するために最も効果的な、少年に関する要因(独立変数)を見つけ出し、予測のための理論的モデルを構築するために使用される。

本分析では、ロジスティック回帰分析の中で、ステップワイズ法という手法を用いた。これは、まず最も有効な独立変数の一つ投入し、そして残った変数の中で最も有効な独立変数をさらに一つ投入していき、最終的には「これ以上投入しても、あまり有効なモデルが構築できない」ところまで投入を続ける手法である。

ここで、本文及び表で使用した用語を説明する。実際には、高度な数学的知見に基づいているため、ここではごく簡単な記述にとどめておきたい。

「予測式(回帰式)及び係数」とは、ある従属変数を説明するための方程式を言う。たとえば、独立変数(X)として、 X_1 、 X_2 、 X_3 が採用された場合の予測式(回帰式)は、 $\text{係数}_1 \times X_1 + \text{係数}_2 \times X_2 + \text{係数}_3 \times X_3 + \text{定数項}$ となる。

「有意確率(P値)」とは、有意差が偶然に出現する確率をいう。本分析では、おおむね10%以下の有意水準を基準として、独立変数を選択している。

「オッズ比」とは、見込み比とも言われ、その変数が一単位変化することで、従属変数が変化する(たとえば、「保護観察の終了事由」が「取消し」から「期間満了」に変化すること)確率をさす。0から ∞ の間を動き、オッズ比が1のとき、取り上げた従属変数と独立変数との間に関連はないと判断される。

以上については、石井貞夫、デスモンド・アレン「すぐわかる統計用語」、東京図書、1997に詳しい。

2-4-2表 ロジスティック回帰式（保護観察の終了事由）

ステップ	独立変数	係数	P 値	オッズ比
	変数名（変数の概要）			
1	職業（無職 / 有職）	2.882	0.000	17.855
2	教育程度（中学中退・卒業 / 高校中退 / 高校卒業以上）		0.042	
	：① 中学中退・卒業 / 高校中退，高校卒業以上	2.818	0.028	16.741
	：② 高校中退 / 高校卒業以上	3.272	0.012	26.354
3	配偶者関係（なし・内縁関係 / あり）	2.473	0.004	11.861
4	暴力組織加入（交際）の主なきっかけ（自発的 / 誘われて）	1.380	0.095	3.974
5	問題点：本人と暴力組織との関係が強い（非該当 / 該当）	-1.544	0.036	0.214
6	問題点：犯罪・非行を反復している（非該当 / 該当）	-2.162	0.035	0.115
7	接触困難な状況（当初から全くなし / 途中ややあり / 大いにあり）		0.080	
	：① 当初から全くなし / 途中ややあり，大いにあり	0.082	0.913	1.085
	：② 途中ややあり / 大いにあり	-2.843	0.036	0.058
8	本件と暴力組織との関連（関連なし / 関連あり）	1.334	0.055	3.798
	【定数項】	-4.166		

注 法務総合研究所の調査による。

つまり、①有職で、②高校卒業以上で、③配偶者があり、④暴力組織には誘われて加入（交際）して、⑤本人と暴力組織との関係が強くなり、⑥犯罪・非行を反復していなく、⑦接触困難な状況が、当初から全くない又は途中ややある程度で、⑧本件は暴力組織と関連があるものであった場合には、期間満了になる可能性が高い。逆に、①無職で、②高校中退以下で、③配偶者がいない又は内縁関係で、④暴力組織には自発的に加入（交際）して、⑤本人と暴力組織との関係が強く、⑥犯罪・非行を反復しており、⑦接触困難な状況が大いにあり、⑧本件は暴力組織と関連がないものであった場合には、取消しになる可能性が高いことを意味する。

なお、本回帰式に、調査対象者を当てはめてみると、「期間満了」の92.6%、「取消し」の82.9%、合計で89.3%を説明でき、終了事由の予測精度が高いモデルであるといえる。

(イ) 公判請求の有無

公判請求の有無においては、これまでの分析結果から統計的に有意な関連が認められた、①年齢層、②犯罪・非行処分歴に関する2項目、③薬物使用歴、④暴走族加入歴、⑤引受人の同居の有無、⑥教育程度、⑦暴力組織加入（交際）年次、⑧暴力組織加入（交際）年齢、⑨暴力組織加入（交際）の主なきっかけ、⑩本件共犯者の有無、⑪本件と暴力組織との関連、⑫接触困難な状況、⑬生活実態把握が困難な状況、⑭所在不明状態の有無、⑮配偶者関係、⑯職業、⑰問題点に関する5項目の22変数を回帰式に投入した。

2-4-3表は、採用された説明変数と、その係数、有意確率(P値)及びオッズ比を示したものである。モデルを構築するために採用された変数は、予測式（回帰式）に投入された順に、①職業、②暴走族加入歴、③接触困難な状況、④問題点：本人と暴力組織との関係が強い、⑤暴力組織加入（交際）年次、⑥問題点：同居家族の監督能力が低い、保護観察に無関心又は拒否的である、⑦引受人の同居の有無、及び⑧暴力組織加入（交際）の主なきっかけの8変数である。

つまり、①有職で、②暴走族加入歴がなく、③接触困難な状況が、当初から全くない又は途中ややあ

る程度で、④本人と暴力組織との関係が強くなり、⑤暴力組織に加入（交際）したのは平成3年以前で、⑥同居家族の監督能力が低くなり、保護観察に無関心又は拒否的ではなく、⑦引受人が同居しており、⑧暴力組織には誘われて加入（交際）している場合には、公判請求に至る再犯がない可能性が高い。逆に、①無職で、②暴走族加入歴があり、③接触困難な状況が大いにあり、④本人と暴力組織との関係が強く、⑤暴力組織に加入（交際）したのは平成4年以降で、⑥同居家族の監督能力が低く、保護観察に無関心又は拒否的で、⑦引受人とは別居で、⑧暴力組織には自発的に加入（交際）している場合には、公判請求に至る再犯がある可能性が高いことを意味する。

なお、本回帰式に、調査対象者を当てはめてみると、「公判請求なし」の90.0%、「公判請求あり」の82.1%、合計で87.2%を説明でき、公判請求の有無の予測精度が高いモデルであるといえる。

2-4-3表 ロジスティック回帰式（公判請求の有無）

ステップ	独立変数	係数	P値	オッズ比
	変数名（変数の概要）			
1	職業（無職 / 有職）	2.878	0.001	17.772
2	暴走族加入歴（なし / あり）	-2.135	0.021	0.118
3	接触困難な状況（当初から全くなし / 途中ややあり / 大いにあり） ：① 当初から全くなし / 途中ややあり、大いにあり ：② 途中ややあり / 大いにあり	-0.061 -3.421	0.106 0.939 0.039	0.941 0.033
4	問題点：本人と暴力組織との関係が強い（非該当 / 該当）	-2.076	0.007	0.125
5	暴力組織加入（交際）年次（平成3年以前 / 平成4年以降）	-2.019	0.005	0.133
6	問題点：同居家族の監督能力が低い、保護観察に無関心又は拒否的である（非該当 / 該当）	-2.589	0.005	0.075
7	引受人の同居の有無（同居 / 別居）	-1.565	0.032	0.209
8	暴力組織加入・交際の主なきっかけ（自発的 / 誘われて）	1.300	0.100	3.669
	【定数項】	5.064		

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「配偶者関係」の変数は、一旦は投入されたが、「問題点：同居家族の監督能力が低い、保護観察に無関心又は拒否的である」の変数が投入された後、除外されている。

イ 成り行きに関連する要因に関する若干の考察

ロジスティック回帰分析の結果、保護観察の終了事由、公判請求の有無のいずれにおいても、成り行きのよい場合（期間満了又は公判請求なし）の約9割、成り行きの悪い場合（取消し又は公判請求あり）の約8割を説明できる、予測精度の高いモデルを構築することができた。採用された変数は、保護観察の終了事由と公判請求の有無とで一部異なっているが、いずれも、職業の有無が最も重要な要因であった。また、暴力組織加入（交際）の主なきっかけが自発的であること、問題点「本人と暴力組織との関係が強い」に該当すること、接触困難な状況が大いにあることは、保護観察の終了事由と公判請求の有無とに共通する決定要因であった。

採用された変数の中には、保護観察開始時にすでに決定していて過去にさかのぼって変更できないもの（例えば、暴走族加入歴、暴力組織加入（交際）年次、暴力組織加入（交際）の主なきっかけなど）もあるが、そうでないものもある。特に、最も重要な要因である職業の有無については、保護観察開始

時に無職であっても、その後の指導や本人の努力によって就職する可能性は大いにあり（**2-2-10**図問題点の改善状況別構成比を参照）、保護観察開始時の条件だけで成り行きが決まってしまうというわけではない。

いくら予測精度の高いモデルであるといっても、それですべての再犯等を予測できるわけではなく、よい条件がそろっていても予測に反して再犯してしまう者もあれば、反対に、悪い条件にあっても更生していく者もある。予測がはずれるのは、偶然による場合もあるだろうが、それが処遇者の働きかけによるものであることも、考えられないことではない。予測からはずれて再犯した者、更生した者については、今後、事例研究等によって、処遇内容を検討していくことが望まれる。

第3 まとめ

調査結果の概要を、調査対象者の属性、保護観察実施上の問題点及び保護観察処遇の成り行きを中心にまとめる。

1 調査対象者の属性等

- ① 年齢は、24歳以下が4割近くを占め、20歳代後半、30歳代、40歳代以上がそれぞれ約2割である。平均年齢を、保護観察付き執行猶予者全体と比較すると、調査対象者の平均年齢（30.9歳）は、保護観察付き執行猶予者全体（33.5歳）より2歳以上若い。
- ② 教育程度は、中学卒業以下が46.4%で最も多く、次いで、高校中退、高校卒業以上の順になっており、調査対象者は、保護観察付き執行猶予者全体よりも教育程度が低い。
- ③ 保護観察開始時の職業を見ると、無職者が31.6%であり、職業に就いている者のうちでは、技能工・採掘・製造・建設作業者及び労務作業者が3割以上を占めている。保護観察終了時には、無職者の比率は、総数の24.2%に低下している。
- ④ 調査対象者の罪名は、覚せい剤取締法違反が最も多く、全体の4割近くとなっており、以下、傷害（20.9%）、恐喝（15.2%）、窃盗（11.3%）等となっている。
- ⑤ 初度の執行猶予の言渡しに伴い裁量的に保護観察に付された者が調査対象者の92.4%を占め、保護観察付き執行猶予者全体（87.8%）よりも比率が高い。
- ⑥ 薬物使用歴については、調査対象者の6割近くの者が何らかの薬物使用歴を有しており、保護観察付き執行猶予者全体（30.9%）と比較すると、薬物使用歴のある者がかなり高率となっている。特に、調査対象者は、保護観察付き執行猶予者に比べて、覚せい剤及びシンナーの使用歴を有する者が多い。
- ⑦ 暴力組織内の地位又は暴力組織との関係については、幹部が1割、組員が4割弱等となっている。年齢層では、幹部は40歳以上に多く、組員は20歳代前半に多い。暴力組織に加入し、又は暴力組織加入者と交際していた期間が10年以上の者では、幹部が3分の1を占めている。

2 保護観察の実施状況

- ① 遵守事項を守るための指示事項の内容を見ると、最も多い事項は、往来訪の確保・生活実態の把握に関する指示事項であり、暴力団関係者との交際等の禁止関係を内容とする指示事項及び就労関係の指示事項が、調査対象者の半数以上に付けられている。
- ② 調査対象者が暴力組織からの離脱や絶縁の意思を有することを示す何らかの資料が認められたのは、43.0%である。
- ③ 保護観察開始当初又は保護観察の過程で発生した問題点について見ると、「就労状況が不安定（頻回転職、無職）である」及び、「本人と暴力組織関係が強い」には、それぞれ6割以上が該当している。また、「規範意識、遵法精神が欠如している」及び「薬物の乱用が見られる」には、それぞれ総数の3分の1以上が該当している。
- ④ 問題点の改善の有無について見ると、改善したとするものの比率が高いものは、「薬物の乱用が見られる」（54.7%）、「就労先又は生計の手段に問題がある」（44.0%）などである。一方、改善しなかったとするものの比率が高いのは、「言動に表裏性がある」（75.8%）、「価値観が偏っている」（53.8%）などである。

3 成り行き

- ① 保護観察終了事由は、期間満了が62.6%、執行猶予の取消しが35.8%(再犯31.8%、余罪1.3%、遵守事項違反2.6%)となっており、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体と比べると、期間満了者の比率がやや低く、取消しがやや高くなっている。
- ② 保護観察期間中の成績の推移は、保護観察成績が一貫して「良好状態で推移した」者が23.0%、「保護観察の経過に伴い成績が向上した」者が10.0%であり、両者を合わせると、調査対象者総数の約3分の1を占める。一方、「不良状態で推移した」者は5.3%、「保護観察の経過に伴い成績が低下した」者が14.3%で、両者を合わせると約2割である。終了事由との関係で見ると、保護観察成績が「良好で推移した」者のうちの11.6%、「普通で推移した」者のうちの41.5%が、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しで終了しており、表面では問題がないように見せかける面従腹背的な態度のため、生活実態の把握が困難な者が少なくないことがうかがえる。
- ③ 期間満了者について見ると、保護観察終了時の成績が良好の者(45.0%)と仮解除で終了した者(10.1%)を合わせて、期間満了者の過半数は成功裡に終了している。なお、仮解除で終了した者の調査対象者総数に占める比率(6.3%)は、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体に占める仮解除中の者の比率(11.0%)と比較すると低い。
- ④ 公判請求された再犯、罰金等に処された再犯、又は、起訴猶予のいずれかがあった者は、総数の50.3%に当たる152人である。公判請求された再犯があった者は、総数の36.8%に当たる111人であり、このうち102人(91.9%)は、執行猶予取消しにより保護観察が終了している。また、罰金等に処された者について、9割近くは保護観察所において何らかの措置がとられている。公判請求された者、罰金等に処せられた者のいずれにおいても、再犯事件と暴力組織との関連があるものは少ない。
- ⑤ 公判請求された再犯について、再犯までの期間別に累積してみると、約半数は保護観察開始後10か月以内のものであり、また、約8割は24か月以内のものである。実刑歴の有無別に見ると、保護観察開始後24か月までは、実刑歴のある者の方が公判請求された再犯の累積比率が低いが、25か月以降は逆転し、実刑歴のある者の方が高くなっている。また、暴力組織内の地位又は暴力組織との関係別で見ると、幹部では、保護観察開始後6か月以内の短期間に再犯する者と、24か月前後に再犯する者とに二極化する傾向が見られる。
- ⑥ 調査対象者と保護観察付き執行猶予者全体を、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しで終了した者の総数に対する累積比率で比較すると、保護観察開始後14か月までは調査対象者の方が低く、15か月以降は逆転して、調査対象者の方が高くなっている。

4 成り行きと関連のある要因の分析

- ① 29歳以下と30歳以上とで分けると、29歳以下で公判請求ありの者の比率が高く、30歳以上で公判請求なしの者の比率が高い。保護観察処分歴、少年院送致歴、薬物使用歴、暴走族加入歴のある者、中学卒業以下の者は、いずれも、分析に用いたすべての基準に照らして成り行きが悪い者の比率が高い。
- ② 加入(交際)歴等との関連については、加入(交際)年次は遅い者、加入(交際)年齢は若い者の方が、成り行きの悪い者の比率が高い。加入(交際)の主なきっかけが「自ら進んで」である者は、成り行きが悪い者の比率が高い。調査対象事件については、共犯者がいないものよりも、あるものの方が、成り行きがよい者の比率が高い。また、本件と暴力組織との関連がないものよりも、あるものの方が、成り行きがよい者の比率が高い。
- ③ 保護観察開始時に引受人と別居している者は、同居している者よりも、公判請求された再犯がある

者の比率が高く、また、取消しで終了する者の比率が高い。また、保護観察開始当初又は保護観察の過程で発生した問題点のうち、「家族から見放されている」及び「同居家族の監督能力が低い、保護観察に無関心又は拒否的である」に該当する者は、成り行きが悪い者の比率が高い。保護観察終了時に配偶者がいる者は、成り行きがよい者の比率が高い。これらのことから、暴力組織関係者であっても、その立ち直りには引受人や家族が重要な意味を持っていることがうかがえる。

- ④ 職業については、保護観察開始時、終了時とも、有職者の方が成り行きがよい者の比率が高い。
- ⑤ 接触困難又は生活実態把握が困難な状況が、「当初から一貫して、常時」見られたものは、公判請求された再犯がある者の比率が高く、また、取消しで終了する者の比率が高い。また、所在不明状態があった者は、ない者よりも、公判請求された再犯がある者の比率が高く、取消しで終了する者の比率が高い。
- ⑥ 分類処遇制度に基づく当初の分類がA分類であるものは、B分類のものよりも成り行きが悪い者の比率が高く、当初の予測が妥当なものであったことをうかがわせる。離脱・絶縁意思に関する保護観察官の判断については、離脱・絶縁意思が認められた者の方が成り行きがよい者の比率が高い。
- ⑦ ロジスティック回帰分析の結果、保護観察の終了事由、公判請求の有無のいずれにおいても、成り行きのよい場合（期間満了又は公判請求なし）の約9割、成り行きの悪い場合（取消し又は公判請求あり）の約8割を説明できる、予測精度の高いモデルを構築することができた。採用された変数は、保護観察の終了事由と公判請求の有無とで一部異なっているが、いずれも、職業の有無が最も重要な要因であった。また、暴力組織加入（交際）の主なきっかけが自発的であること、問題点「本人と暴力組織との関係が強い」に該当すること、接触困難な状況が大いにあることは、保護観察の終了事由と公判請求の有無とに共通する決定要因であった。

5 おわりに

今回の研究結果から見て、次の2点が、今後の施策を進める上で重要な要素と考えられる。

①暴力組織関係保護観察付き執行猶予者（調査対象者）に対する保護観察処遇の実効性

冒頭でも指摘したように、調査対象者は、処遇困難が予想される者であり、そのため成り行きは、一般の保護観察付き執行猶予者よりもかなり悪い結果となることが想定された。確かに、調査対象者のうち、保護観察中に何らかの再犯があった者は半数を超えており、執行猶予取消しで終了した者の比率も、平成11年に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者全体と比べると、やや高くなっている。しかし、このデータでは、統計的には有意差は認められず、実際の比率から見てもその差は少ないと言える。また、調査対象者の無職率は、保護観察開始当初の31.6%が、終了時には、24.2%に低下しており、薬物の乱用についても、54.7%の者に改善が見られる。これらを総合すると、暴力組織関係保護観察対象者（調査対象者）に対する保護観察処遇は、ある程度の効果を挙げていると見ることができる。

②今後重点的な対策が望まれる分野

成り行きと関連のある要因の分析結果からは、暴力組織関係者であっても、その立ち直りには引受人や家族が重要な意味を持っていることがうかがえた。また、ロジスティック回帰分析の結果からは、成り行きを決定付ける最も重要な要因は職業の有無であることがわかった。

保護観察開始時の引受人や家族との関係、職業の有無といった要因は、保護観察の過程で変化していく可能性があるため、今回の調査結果は、その後の保護観察処遇によって成り行きに影響を与え得ることを示唆している。

したがって、今後の処遇は、関係機関等とも連携を強めつつ、暴力組織関係保護観察対象者の家族間

の調整の促進並びに適職確保及び安定就労を目指すことが必要と考えられる。

なお、今回の調査では、成り行き及び成り行きに影響を及ぼす要因を分析することを目的の一つとしたため、保護観察終了事件を対象とした。そのため、保護観察実施中の調査であれば把握できるはずのデータの収集が不十分であったことは否めない。また、暦年統計の調査項目上の制約から、保護観察付き執行猶予者全体についての比較データがない項目もあった。処遇とその効果についての研究も課題として残されている。今後、調査を重ねることによってこうした点を補い、あるいは事例研究等による処遇内容の検討の集積に努めることが望まれる。

資 料

法研究第 1 0 号

平成11年10月25日

保護観察所の長 殿

法務総合研究所長 河 内 悠 紀

「暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究」に係る調査の実施について（依頼）

この度、当研究所において、標記調査を下記のとおり実施することになりました。

つきましては、御多忙中のところ誠に恐縮ですが、本調査の実施方について何分の御協力をお願いします。

なお、本件については、法務省保護局と協議済みですので、申し添えます。

記

1 調査目的

暴力組織犯罪に関する近年の社会的関心の高まりを踏まえて、処遇が困難で、再犯率も高いとされる暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関して、その諸属性、保護観察の実施状況、保護観察の成り行き及びそれらに影響を及ぼす要因等を調査し、相互の関連等について分析することにより、この種の対象者に対する効果的な処分及び処遇の在り方を検討するための資料を提供することを目的とする。

2 調査対象者

平成11年1月1日から同年10月31日までの間に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者で、次のいずれかの要件に該当する者を対象とする。なお、(1)の場合、類型認定の時期は、保護観察開始当初であるか否かは問わない。また、(2)に該当する者は、暴力組織関係者として類型認定されている必要はない。

- (1) 「保護観察類型別処遇要領の制定について」(平成2.3.22保観第108号保護局長通達) 別紙のタイプの区分に従い、「暴力組織関係対象者」と認定された者
- (2) 誓約書(丙)の「遵守事項を守るための指示事項」において、暴力組織に関する記載がなされている者

3 調査方法

- (1) 上記2の要件に該当する者の総数(調査予定対象者総数)を、別紙1の様式に記載の上、平成11年11月10日までに、下記5(1)のあて先に返送する。なお、平成11年1月1日から同年6月30日までの間に保護観察を終了した保護観察付き執行猶予者のうち、保護観察・更生緊急保護事件終了調査票により、受理時不良集団関係が「暴力団」とされた者の各庁別の該当数は、別紙3のとおりであるので、調査予定対象者総数把握の際の参考とされたい。
- (2) 調査予定対象者の把握に当たっては、次の諸点に留意する。

ア 暴力組織の類型に該当する者の検索に当たっては、事件ホルダー上に必ずしも類型該当を示す表示がなされていない場合もあるので、実際に事件記録の内容を確認の上、類型認定の有無を判

断すること。特に、移送受理事件については、類型該当の表示方法が自庁とは異なる場合があるので、注意されたい。

イ 刑執行猶予取消しで保護観察が終了した事件については、当該事件記録が、環境調整事件の記録に収納されている場合があるので留意する。

(3) 別添調査票は、調査票上に記載されている記載要領に従って記載する。

(4) 記載者は、調査対象事件が終了時に係属していた保護区を、本調査の時点において担当している保護観察官とする。

(5) 調査票の用紙が不足した場合は、コピーで対処する。

4 調査票の返送

調査票に、送付票（別紙2）を添付し、平成11年11月30日までに、下記5(2)のあて先に送付する。

調査票返送期限 平成11年11月30日

5 調査票返送先及び照会先

(1) 別紙1の返送先

法務総合研究所 研究部

FAX 047-382-1688

(2) 調査票返送先

〒279-0013 千葉県浦安市日の出11番地 法務総合研究所 研究部

(3) 照会先

TEL 047-382-1018 研究官 吉 田 研一郎

047-382-1683 研究官 中 野 陽 子

047-382-1015 研究官補 染 田 恵

047-382-1020 研究官補 横 地 環

047-382-1016 研究官補 岡 田 和 也

別紙 1

庁名	保護観察所	支部
----	-------	----

「暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究」に係る調査予定対象者数報告書

平成11年1月1日から同年10月31日までの間に終了した保護観察付き執行猶予者で、「保護観察類型別処遇要領の制定について」の別紙類型の区分に従い、「暴力組織関係対象者」と認定された者の合計数は次のとおりである。

合計	名
うち男	名
うち女	名

別紙 2

庁名	保護観察所	支部
----	-------	----

「暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究」に係る調査票送付明細票

「暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究」に係る調査票を，次のとおり送付する。

合計	部
うち男	部
うち女	部

「暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究」調査票

法 務 総 合 研 究 所

記載要領

- 1 回答の形式は、☐内に該当する番号を記入するものと、内に文章を記入するものがあります。
- 2 ☐内に該当する数値がない場合は、下の例のように 0 を記入してください。
例：生年月日が9年9月1日の場合 → 09年09月01日
刑期が8月の場合 → 0年08月
- 3 罪名及び職業は、「保護統計符号表（平成9年10月7日付け法務省司調第484号）」に基づいて記入してください。
- 4 回答が複数ある場合は、下の例のように、「・」で区切って記入してください。
例：罪名が傷害、窃盗、覚せい剤取締法違反の場合 → 16・23・60（*順序は問いません。）
- 5 「不明」の場合は、すべて 9 又は 99 と記入してください。

庁名： 保護観察所 支部

I 本人に関する基礎的事項

- 1 氏名
- 2 性別 1 男 2 女 ☐
- 3 生年月日 1 大正 2 昭和 元号 年月日
- 4 受刑時年齢 歳
- 5 罪名（*「罪名又は非行名符号表」により、該当するすべての罪名を記入してください。）
- 6 刑名・刑期 1 懲役 2 禁錮 刑名 年月
- 7 執行猶予期間 平成 年月日から 年間
- 8 初度目・再度目の別 1 初度目（裁量） 2 再度目（必要） ☐

II 保護観察受理時の状況等

- 1 犯罪・非行処分歴（*本件を除きます。）
- | | | | | |
|----------------|------|------|------|--------------------------|
| (1) 保護観察処分 | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | ☐ |
| (2) 少年院送致 | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | ☐ |
| (3) 罰金（一般） | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | ☐ |
| (4) 罰金（交通） | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | ☐ |
| (5) 起訴猶予 | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | ☐ |
| (6) 単純執行猶予 | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | ☐ |
| (7) 保護観察付き執行猶予 | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | ☐ |
| (8) 実刑 | 0 なし | 1 あり | 9 不明 | ☐ |

2 薬物使用歴

- （*最も使用の程度の深いものを1つだけ記入してください。）
- 0 なし 1 麻薬・大麻・あへん 2 覚せい剤 3 シンナー・ボンド・トルエン等
- 4 その他 ☐
- 9 不明 ☐

3 暴走族加入歴

- 0 なし 1 あり 9 不明 ☐

4 引受人

- (1) 00 なし 01 配偶者（内縁関係を含む） 02 父母 03 子 04 兄弟姉妹
05 その他の親族 06 知人 07 雇主 08 更生保護施設 09 その他 ☐ ☐
(*「09 その他」の場合、具体的に記入してください。)

- (2) 上記引受人の同居の有無
1 同居 2 別居 3 非該当（上記(1)で引受人が「00 なし」「08 更生保護施設」の場合） ☐

5 教育程度

(*法務大臣官房司法法制調査部発行「保護統計作成の手引」に基づき、記入してください。)

- (1) 1 小学校 2 中学校 3 高校 4 大学 9 不明 ☐
(2) 1 在学 2 中退 3 卒業 9 不明 ☐

6 当初の分類

- 1 評価項目で「A分類」と認定された。
2 評価項目で「B分類」であったが、検討事項で「A分類」と認定された。
3 評価項目で「A分類」であったが、検討事項で「B分類」と認定された。
4 評価項目で「B分類」と認定された。 ☐

7 指示事項

(*「誓約書（丙）」に記載されている「遵守事項を守るための指示事項」をすべて記入してください。なお、表現が下記の選択肢と同一でなくとも、同様の内容を含んでいる場合は、それらも該当としてください。)

- 1 暴力団関係者との交際等の禁止関係（例：絶縁すること、付き合わないこと）
2 薬物関係者との交際の禁止関係（例：付き合わないこと、近づかないこと）
3 薬物の使用禁止関係（例：覚せい剤、大麻などの薬物を使用しないこと）
4 粗暴な行為禁止関係（例：他人に対して暴力を振るわないこと）
5 本件犯罪行為（3、4を除く）の反復禁止関係（例：他人の金品に手を出さないこと）
6 就労関係（例：定職についてまじめに働くこと）
7 家族等関係（例：家庭での自分の立場を自覚し、責任ある行動をすること）
8 往来訪の確保、生活実態の把握関係（例：毎月担当保護司を訪ね、生活状況を報告し、その指導を受けること）
9 その他 (*「9 その他」がある場合、記入してください。)

Ⅲ 暴力組織関係

1 「暴力組織」類型認定の有無

- 0 なし 1 あり ☐

[*以降の間には、「0 なし」の場合は、保護観察受時（「誓約書（丙）」作成時）に該当していた暴力組織、
「1 あり」の場合は、類型認定時に該当していた暴力組織について、お答えください。]

2 加入（交際）団体

- 1 山口組 2 稲川会 3 住吉会
4 その他指定団体 5 非指定団体 9 不明 ☐

(*「4 その他指定団体」とは、以下の団体を指します。)

工藤会（旧・工藤連合草野一家）、旭琉会、沖縄旭琉会、会津小鉄会、共政会、合田一家、小桜一家、浅野組、道仁会、親和会、双愛会、山野会、俠道会、太州会、酒梅組、極東桜井總家連合会、極東会、東組、松葉会、國粹会

3 組織内における地位又は関係

- 1 幹部
- 2 組員
- 3 準構成員
- 4 元組員
- 5 関係者（「4 元組員」を除く）
- 9 不明

（＊「5 関係者」の場合、具体的な関係を記入してください。）

4 上記問2・3に関する資料

（1）言渡裁判所作成の資料（「判決書」「執行猶予者保護観察事件調査票」等をさす。以下同じ。）における記載

- 0 なし

1 あり
- （2）「暴力組織に関する照会」に対する警察署等からの回答
- 0 なし

1 あり
- （3）本人・家族と面接した際の供述
- 0 なし

1 あり
- （4）その他
- 0 なし

1 あり

（＊（4）その他で「1 あり」の場合、具体的に記入してください。）

5 加入（交際）歴・時期

（1）最初に参加（交際）した時の年次

- 1 昭和30年代以前
- 2 昭和40年代
- 3 昭和50年代
- 4 昭和60年～平成3年
- 5 平成4年以降
- 9 不明

（2）最初に参加（交際）した時の年齢

- 1 19歳以下
- 2 20～24歳
- 3 25～29歳
- 4 30～34歳
- 5 35～39歳
- 6 40歳以上
- 9 不明

（3）参加（交際）期間

（＊複数の団体に参加（交際）していた場合、それぞれの期間を合計してください。）

- 1 1年未満
- 2 1年～5年
- 3 6年～10年
- 4 10年以上
- 9 不明

6 参加（交際）の主なきっかけ

- 1 自ら進んで
- 2 先輩・友人等に誘われて
- 3 親、兄弟等の親族を通じて
- 4 盛り場等で遊んでいる時に誘われて
- 5 仕事関係を通じて
- 6 薬物の使用、売買を通じて
- 7 無理やり参加させられた
- 8 その他
- 9 不明

（＊「8 その他」の場合、具体的に記入してください。）

7 身体上の特徴

- （1）指詰め
- 0 なし

1 あり

9 不明
- （2）入れ墨
- 0 なし

1 あり

9 不明

8 加入（交際）中のできごと又は生活

（*該当するものをすべて記入してください。）

- 1 暴力的犯罪行為（殺人、傷害、恐喝等）
- 2 賭博、ノミ行為、ダフ屋
- 3 薬物の密売
- 4 みかじめ料、用心棒代、債権等の取立て
- 5 露店の手伝い
- 6 暴力団組事務所の電話番・運転手
- 7 暴力団対立抗争への参加
- 8 性風俗関係の営業への関与
- 9 その他

（*「9 その他」の場合、具体的に記入してください。）

9 離脱・絶縁見込み

（1）離脱・絶縁意思を有することを示す資料

- 0 資料がない。
- 1 離脱届（脱退届）を提出したことを示す資料がある。
- 2 破門状が出ていることを示す資料がある。
- 3 （上記1・2以外で）言渡裁判所作成の資料に、離脱・絶縁意思の記載がある。
- 4 その他の資料

☐

（*「4 その他の資料」の場合、具体的に記入してください。）

（2）離脱・絶縁意思に関する保護観察官の判断

- 1 非常に強く認められた。
- 2 一応認められた。
- 3 どちらとも言えない。
- 4 あまり認められなかった。
- 5 全く認められなかった。
- 9 不明

☐**10 本件について**

（1）共犯者の有無

- 0 共犯者なし 1 共犯者1名 2 共犯者2名 3 共犯者3名以上 9 不明

☐

（2）本件と暴力組織との関連

- 0 関連はなかった 1 関連があった 9 不明

☐

（*「1 関連があった」の場合、どのような関連が認められたか、具体的に記入してください。）

IV 保護観察の経過**1 保護観察開始時の出頭状況**

- 1 確定前 2 確定後7日以内 3 確定後1月以内 4 確定後1月を超える 5 不出頭

☐**2 保護観察の実施態勢**

（*保護観察期間を通じてとられた、主な態勢を1つだけ記入してください。）

- 1 保護司と保護観察官との協働態勢 2 保護観察官直接担当 3 更生保護施設

☐

3 接触等に関する問題について

- (1) 接触の状況 (※下記の選択肢から選んでください。) ☐
- (2) 生活実態の把握の状況 (※下記の選択肢から選んでください。) ☐
- 0 当初から一貫して、接触困難／生活実態把握が困難な状況は、全く又はほとんど見られなかった。
- 1 当初から一貫して、接触困難／生活実態把握が困難な状況が、時々見られた。
- 2 当初から一貫して、接触困難／生活実態把握が困難な状況が、常時見られた。
- 3 保護観察の途中から、接触困難／生活実態把握が困難な状況が、時々見られた。
- 4 保護観察の途中から、接触困難／生活実態把握が困難な状況が、常時見られた。
- 5 当初は、接触困難／生活実態把握が困難な状況であったが、保護観察の途中から好転した。

4 所在不明状態の有無

- 0 なし
- 1 当初から所在不明状態
- 2 途中から所在不明状態
- 3 一時、所在不明状態 ☐

5 関係機関との連携

(※例えば、警察署 (ただし、「暴力組織に関する照会」等を除きます。), 暴力団追放センター, 職業安定所, 福祉事務所, 病院等との, 本人の処遇全般に關しての連携について, 記入してください。)

- 0 特になし
- 1 あり ☐
- (「1 あり」の場合, 機関名とその内容を, 具体的に記入してください。)

6 居住態様等の変遷

(※以下の設問において, 再犯による刑執行猶予取消しの場合の「終了時」は, 再犯時で判断してください。)

- (1) 居住態様
- 0 0 単身
- 0 1 配偶者 (内縁関係を含む) と同居
- 0 2 父母と同居
- 0 3 子と同居
- 0 4 兄弟姉妹と同居
- 0 5 その他の親族と同居
- 0 6 知人と同居
- 0 7 雇主又は飯場等で同僚と同居
- 0 8 更生保護施設
- 0 9 その他
- 9 9 不明
- 本件時 ☐ ☐ → 保護観察開始時 ☐ ☐ → 終了時 ☐ ☐
- (※「0 9 その他」の場合, 具体的に記入してください。
- (2) 配偶者関係
- 0 なし
- 1 配偶者あり
- 2 配偶者あり (内縁関係)
- 9 不明
- 本件時 ☐ → 保護観察開始時 ☐ → 終了時 ☐
- (3) 居住場所
- 1 暴力組織事務所と同一
- 2 暴力組織事務所と近接 (交通網等から判断して, 容易に接触がとれる範囲をさします。)
- 3 暴力組織事務所の遠方
- 9 不明
- 本件時 ☐ → 保護観察開始時 ☐ → 終了時 ☐
- (4) 職業
- (※「職業符号表」に基づき記入してください。ただし, 不明の場合は「9 9」と記入してください。)
- 本件時 ☐ ☐ → 保護観察開始時 ☐ ☐ → 終了時 ☐ ☐
- (5) 上記職業と暴力組織との関連
- 0 関連なし
- 1 関連あり
- 2 非該当 (職業が「X 無職」「9 9 不明」の場合)
- 9 不明
- 本件時 ☐ → 保護観察開始時 ☐ → 終了時 ☐

V 保護観察実施上の問題点とその改善状況

- A 【処遇計画票】 保護観察開始当初に作成した処遇計画票に記載されている問題点が、以下の項目に該当する場合には○印をつけてください。処遇計画票の表現と完全に一致しなくても、意味が同じであれば該当としてください。
- B 【保護観察の経過】 Aで○印をつけなかったものについて、保護観察の過程で発生した問題点がある場合には○印をつけてください。
- C 【改善の有無】 上記A又はBのいずれかに○印をつけたものすべてについて、保護観察が終了した時点での、当該問題点の改善の有無を評価して、該当する番号に○印をつけてください。

問 題 点	A 処 遇 計 画 票 (該当する 場合、○印 をつけてく ださい。)	B 保 護 観 察 の 経 過 (該当する 場合、○印 をつけてく ださい。)	C 改 善 の 有 無 1 改善した 2 どちらとも言えない 3 改善しなかった (該当する番号に○印をつ けてください。)
(1) 暴力組織に関するもの			
①居住環境に問題がある。 (例：暴力組織関係者と同居している。組事務所又はその近 隣を住居としている。)			1 2 3
②就労先又は生計の手段に問題がある。 (例：暴力組織関係者のもとで就労。薬物の密売行為等、暴力組織を 背景とした犯罪又は類似行為により生計を立てている。)			1 2 3
③本人と暴力組織との関係が強い。 (例：活動(交際)歴が長い。今後も交際を継続する意思が ある。暴力組織の価値観・行動様式が身に付いている。)			1 2 3
④本件が暴力組織と深く関連している。			
⑤その他 ()			1 2 3
()			1 2 3
(2) 生活基盤に関するもの			
①収入が不安定である。			1 2 3
②借金がある、又は多額の被害弁償が見込まれる。			1 2 3
③就労状況が不安定(頻回転職、無職)である。			1 2 3
④住居が不安定である(例：転居の可能性がある。無届転居のおそれがある。)			1 2 3
⑤その他 ()			1 2 3
()			1 2 3
(3) 性格・行動特性に関するもの			
①言動に表裏性がある(例：嘘をつく、約束を守らない。)			1 2 3
②攻撃的又は粗暴である。			1 2 3
③価値観が偏っている(例：一攫千金の志向、せつなな・享楽的傾向など)。			1 2 3
④規範意識、遵法精神が欠如している。			1 2 3
⑤心身の問題がある(例：知的能力が劣る。病氣・けがをしている。)			1 2 3
⑥その他 ()			1 2 3
()			1 2 3
(4) 行状に関するもの			
①かけごとに凝る。			1 2 3
②浪費癖がある。			1 2 3
③家出、無断外泊等が多い。			1 2 3
④過度の飲酒がみられる。			1 2 3
⑤薬物の乱用がみられる。			1 2 3
⑥その他 ()			1 2 3
()			1 2 3
(5) 家族等に関するもの			
①家族との葛藤がある。			1 2 3
②家族から見放されている。			1 2 3
③同居家族の監督能力が低い、保護観察に無関心又は拒否的である。			1 2 3
④家族に問題行動(犯罪、暴力、かけごと、飲酒、徒遊、暴力組織との関係等)がある。			1 2 3
⑤身近に更生援助者がいない。			1 2 3
⑥暴力組織関係者以外にも、不良な交友が多い。			1 2 3
⑦その他 ()			1 2 3
()			1 2 3
(6) 犯罪・処分歴に関するもの			
①犯罪・非行を反復している。			
②前回の保護観察成績が不良である。			
③その他 ()			
(7) その他 (以上の項目以外に関するものがある場合に、処遇計画票に記載されているとおりに記入してください。)			
① ()			1 2 3
② ()			1 2 3
③ ()			1 2 3

VI 保護観察の成り行き

1 終了日 平成11年 月 日

2 終了事由

- 1 1 期間満了
- 2 1 取消し（再犯） 2 2 取消し（余罪等） 2 3 取消し（遵守事項違反）
- 3 1 死亡

3 保護観察の成績の推移

- 1 良好状態で推移
- 2 普通状態で推移
- 3 不良状態で推移
- 4 保護観察の経過に伴い成績が向上した
- 5 保護観察の経過に伴い成績が低下した
- 6 保護観察の成績が上昇下降を繰り返した
- 7 その他
- (*「7 その他」の場合、具体的に記入してください。

4 終了時の成績

(*刑執行猶予取消しで終了している場合は当該決定のあった時点、死亡で終了している場合は死亡した時点で判断してください。)

- 1 良好 2 普通 3 不良
- 4 評定除外（仮解除中） 5 評定除外（所在不明） 6 評定除外（身柄拘束中）

5 仮解除

- 0 なし →右回答欄に記入の上、問6へ進んでください。
- 1 あり（仮解除のまま終了した） →右回答欄に記入の上、問5-2へ
- 2 あり（途中で仮解除取消しとなった） →右回答欄に記入の上、問5-3へ

5-2 上記5で「1 あり（仮解除のまま終了した）」の場合のみ回答

仮解除となった時期 保護観察開始後 年 月 日

5-3 上記5で「1 あり（途中で仮解除取消しとなった）」の場合のみ回答

仮解除となった時期 保護観察開始後 年 月 日

仮解除取消しとなった時期 保護観察開始後 年 月 日

6 再犯について

- (1) ①公判請求されたものが
- 0 なかった →右回答欄に記入の上、(2)へ進んでください。
- 1 あった →右回答欄に記入の上、(1) ②～④、(2)へ

上記①で「1 あった」の場合のみ回答

②罪名 (*「罪名又は非行名符号表」により、該当するすべての罪名を記入してください。)

③再犯の時期 保護観察開始後 年 月 日

- ④再犯事件と暴力組織との関連
- 0 関連はなかった 1 関連があった 9 不明

(*「1 関連があった」の場合、どのような関連が認められたのか、具体的に記入してください。)

(2) ①罰金，起訴猶予等の処分が，

ア 罰金（一般事件）	0 なし	1 1回	2 2回	3 3回以上	☐
イ 罰金（交通事件）	0 なし	1 1回	2 2回	3 3回以上	☐
ウ 拘留・科料	0 なし	1 1回	2 2回	3 3回以上	☐
エ 起訴猶予	0 なし	1 1回	2 2回	3 3回以上	☐

上記①でいずれかの処分が1回でもあった場合のみ回答

- * 処分が複数あった場合には，次の基準により，1つを選択してお答えください。

 - ・ 複数の異なる処分があった場合 → ア，イ，ウ，エの順に優先させ，いずれか1つを選択
(例：アとイがあった場合はアを，イとエがあった場合はイを選択)
 - ・ 同種処分が複数あった場合 → 最初の処分を選択

②罪名 （*「罪名又は非行名符号表」により，該当するすべての罪名を記入してください。）

③再犯の時期 （*不明の場合は，9年9月目と記入してください。） 保護観察開始後 年 月 日

④再犯事件と暴力組織との関連 ☐

0 関連はなかった 1 関連があった 9 不明

(*「1 関連があった」の場合，どのような関連が認められたのか，具体的に記入してください。)

⑤保護観察所の措置

ア 措置の有無 ☐

1 特に措置はとらなかった

2 措置をとった → 右回答欄に記入の上，イへ

イ 措置の内容

(*該当するものすべてに，○印をつけてください。)

1 出頭指示等により，本人に対して面接指導をした。

2 質問調査及び指導をした。

3 関係人調査をした。

4 警察署・検察庁等，関係機関と協議した。

5 刑執行猶予取消申出を行った。

6 その他（出頭指示をしたものの，本人が応じなかった場合を含みます。）

(*「6 その他」の場合，具体的に記入してください。)

*調査項目は，これですべて終了です。長時間にわたり御協力ありがとうございました。

平成 13 年 3 月 印 刷

平成 13 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼 法 務 総 合 研 究 所
発行人

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
